

第24卷第2号

# 日本養護教諭教育学会誌

Journal of Japanese Association of *Yogo* Teacher Education  
Vol.24, No.2, 2021



**JAYTE**

日本養護教諭教育学会 2021年3月

日本養護教諭教育学会誌  
Journal of Japanese Association of *Yogo* Teacher Education (J of JAYTE)  
第24巻 第2号

目 次

巻頭言

後藤ひとみ

日本養護教諭教育学会における一般社団法人化の経緯と学術団体としての使命 ..... 1

研究報告／研究助成金研究

鹿野 裕美, 鎌塚 優子, 齋藤 千景

養護教諭養成教育における「養護の本質」を理解するための教育プログラムの実践の試み  
—養護教諭とのかかわりの振り返りを通して— ..... 3

実践報告

海老原倫子, 斉藤ふくみ

教育学部養護教諭養成課程4年次生を対象とした保健指導の試行  
—児童の行動変容の継続を目指した保健指導案の提案— ..... 15

調査報告

土屋 史子, 留目 宏美

タイムスタディにもとづく小学校養護教諭の職務実態  
—時間からみた多忙化に着目して— ..... 27

学術集会報告

第28回学術集会（オンライン学会）を終えて ..... 37

学会長基調講演 ..... 39

特別講演 ..... 43

シンポジウム報告 ..... 47

開催地企画 ..... 55

課題別セッション1 ..... 59

課題別セッション2 ..... 61

課題別セッション3 ..... 62

課題別セッション4 ..... 63

## 会報

「養護教諭の倫理綱領」第13条における養護実践基準の検討について（2020年度報告）	65
日本養護教諭教育学会2020年度総会報告	75
日本養護教諭教育学会第29回学術集会のご案内（第2報）	88
一般社団法人日本養護教諭教育学会 定款	89
一般社団法人日本養護教諭教育学会 会員規程	97
一般社団法人日本養護教諭教育学会 名誉会員の推薦に関する内規	98
一般社団法人日本養護教諭教育学会 役員旅費規程	98
一般社団法人日本養護教諭教育学会 委員会規程	99
一般社団法人日本養護教諭教育学会 代議員及び役員候補者の選出に関する規程	101
一般社団法人日本養護教諭教育学会 代議員及び役員候補者の選出に関する内規	103
日本養護教諭教育学会研究助成金研究の選定に関する内規	105
日本養護教諭教育学会投稿奨励研究の選定方法等について	106
日本養護教諭教育学会倫理綱領	107
日本養護教諭教育学会誌投稿規程	108
日本養護教諭教育学会誌投稿原稿執筆要領	110
日本養護教諭教育学会誌への論文投稿のしかた	112
投稿時のチェックリスト	115
事務局だより	116
編集後記	119

## 巻頭言

# 日本養護教諭教育学会における一般社団法人化の経緯と学術団体としての使命

後藤ひとみ

日本養護教諭教育学会理事長

The process by which JAYTE became a general incorporated association and its mission as an academic organization

Hitomi GOTO

President, The Japanese Association of Yogo Teacher Education (JAYTE)

本学会は2020年11月6日（金）に一般社団法人になりました。学術団体が法人格を得るということは、任意団体ではなく、法的に人格を持つ団体になるということです。

その最大のメリットは社会的信用が増すことです。これにより、例えば、年会費納入のための口座開設は法人名義で契約できることになり、これまでのように、学会代表者名での個人名義の契約ではなくなりますので、代表者が変わるたびに契約更新をする必要はなくなります。また、事業委託による補助金を受けることも可能になります。

とはいえ、法人申請には学会内の合意形成とともに、関係法令に基づく「定款」等の整備が必要でしたので、本学会における法人化の道は複数年度にわたる取組みとなりました。

本稿では、法人化にむけた総会等での提案経緯を整理し、法人格を得た本学会が学術団体として担うべき今後の使命について概観したいと思います。

## 1) 法人化の背景

学会の法人化にむけた動きを加速させている背景には、次のような動きがあります。

第一に、2008年6月2日に公益法人制度改革関連3法が公布されたことです。3法とは、下記のことを言います。

- ①「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」（平成18年法律第48号）【略称：一般社団・財団法人法又は法人法】
- ②「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」（平成18年法律第49号）【略称：公益法人認定法又は認定法】
- ③「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成18年法律第50号）【略称：関係法律整備法又は整備法】

第二に、上記3法を受けて、日本学術会議が同年5月22日に「新公益法人制度における学術団体の在り方」を提言したことです。

この提言では、学術団体の公益性について述べており、法人認定されて課税すべき事業か否かが明確にされれば、任意団体として行ってきた諸事業（会費収入、機関誌発行、学術集会等の参加費等）が課税対象となった場合に脱税と見なされるリスクを避けることができます。

なお、これら2つの動きを契機として、数千人規模の大きな学会をはじめとして、一般社団法人や公益社団法人等になる学会が漸増している背景には、今後、課税対象の見直しや科学研究費制度の見直し等が行われる可能性を見込んで法人格を得ておくという考えもあるようです。

## 2) 本学会における法人申請までの経緯

上記のような法人化の背景をふまえると、本学会の法人化は必然の流れと思われましたが、その実現には「定款作成」、「事業運営体制の検討」、「役員体制・選挙方法の検討」、「予算確保」などの課題がありました。そこで、総会における事業計画の提案をもとに徐々に進めてきました。

①ハーモニー第67号（2015年6月10日発行）の新理事長挨拶「学会の発展を目指した第Ⅶ期理事会の取り組み」で会則・実施細則等の規程改正を提案→ ②2015年度総会（2015年10月11日）、2016年度総会（2016年10月9日）、2017年度総会（2017年10月8日）における事業経過報告及び事業報告で、会則等の規程改正に関する検討を進めていることを報告→ ③ハーモニー第76号（2018年6月8日発行）の新理事長挨拶「次世代を見据えた礎づくりを」で、第Ⅶ期の作業課題として残された会則・実施細則等の規程改正を約束→ ④2018年度総会（台風のために2018年12月24日に延期）における事業経過報告で会則の改正案に対する会員からの意見募集を行ったことを報告し、2019年度事業計画として法人化にむけた検討を行うことを承認。さらに、法人化の際の定款を意識して作成した会則及び実施細則の改正案を原案通り承認→ ⑤2019年度総会（台風と委任状確認のために2020年2月24日に延期）における事業経過報告で法人化の準備を進めていることを報告し、2020年度事業計画として一般社団法人の申請を行って定款に沿った学会運営体制を整えることを承認。さらに、一般社団法人化にむけた定款案を原案通り承認→ ⑥2020年度総会（2020年10月11日にWeb開催）における事業経過報告で法人化の申請準備を行い、定款に沿った規程や内規等の整備を行って、法人化後の学会運営体制を整えていることが報告され、法人化後の予算案や定款に基づく規程等6種の改正案を原案通り承認。これに伴い、「会則」及び「会則実施細則」の廃止が承認→ ⑦2020年11月6日に定款作成代理人である鈴木司法書士が名古屋法務局に申請し、2020年11月12日に法人番号が指定され登録された（申請日が法人設立日となる。法人申請時の「設立時社員」は氏名・住所・印鑑証明などの書類提出の負担を勘案して、理事長、常任理事4名、監事2名の計7名とした）。

### 3) 法人化による本学会運営の主な変更点

項目	法人化の前（任意団体の時）	法人化の後
最高決議の場と開催時期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総会</li> <li>・学術集会時（概ね10月上旬）に開催</li> <li>・全会員が参加対象で議決権あり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・代議員総会（社員総会）</li> <li>・会計年度終了日（9月30日）より3ヶ月以内（12月末まで）に開催</li> <li>・代議員以外の会員には会員総会やHP等で報告</li> </ul>
決算・予算・事業計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総会で審議し承認を得る</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・代議員総会に諮って承認を得る</li> </ul>
役員の選出と任期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・理事（ブロックごとの選出と理事長推薦、任期3年、選挙選出理事は総会で推薦理事は理事会で承認、再任制限ないが理事長のみ連続2期まで）</li> <li>・監事2名（理事長推薦、理事会承認、任期3年、再任制限なし）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・理事（ブロックごとに選出された代議員の互選と理事長推薦、代議員総会で承認、任期1年で次回選挙までの更新、再任制限なし）</li> <li>・監事2名（理事長推薦、代議員総会で承認、任期2年、再任制限なし）</li> </ul>
学術集会の運営費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本部より助成し、独立採算</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本部との連結決算（助成金あり）</li> </ul>
学会運営のコスト	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業計画の執行に伴う経費</li> <li>・収益事業への課税</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業計画の執行に伴う経費</li> <li>・収益事業への課税</li> <li>・法人住民税</li> <li>・役員変更による登記費用</li> </ul>

### 4) 学術団体としての使命

日本学術会議の提言「新公益法人制度における学術団体の在り方」（前掲、2008年）において、学術団体（当該分野の専門家が集まって構成）では学術集会の開催や学術誌の出版が最も重要な機能であり、例えば、学術集会等において口頭発表された研究成果についての討議、その結果を踏まえて学術誌に投稿された論文の審査、その後の出版・公開というプロセスを経ることの重要性が述べられています。また、世界やわが国が抱えている諸問題の解決にむけて幅広い学術分野の協働による研究推進の母体となるという公益性を有していることも指摘されています。

本学会も法人化を契機として、改めて社会の発展と平和及び福祉の向上に貢献するという目的のもと、養護教諭教育の視点で自主的・自律的な活動を推進していくことが求められます。今後とも、養護教諭の未来にむけた新たな取組みを進めていきましょう。（筆者：愛知教育大学）

## 研究報告／研究助成金研究

養護教諭養成教育における「養護の本質」を理解するための  
教育プログラムの実践の試み  
— 養護教諭とのかかわりの振り返りを通して —

鹿野 裕美<sup>\*1</sup>, 鎌塚 優子<sup>\*2</sup>, 齋藤 千景<sup>\*3</sup>

<sup>\*1</sup>前宮城大学, <sup>\*2</sup>静岡大学, <sup>\*3</sup>埼玉大学

Practicing an Educational Program to Better Understand the “Essence of *Yogo*”  
in *Yogo* Teacher Education: A Pilot Study  
: A *Yogo* Teacher’s Experience

Hiroimi SHIKANO<sup>\*1</sup>, Yuko KAMAZUKA<sup>\*2</sup>, Chikage SAITO<sup>\*3</sup>

<sup>\*1</sup>Ex-Miyagi University, <sup>\*2</sup>Shizuoka University, <sup>\*3</sup>Saitama University

**Key words** : *Yogo* teacher education, Essence of *Yogo*, educational program

キーワード : 養護教諭養成教育, 養護の本質, 教育プログラム

### I はじめに

養護教諭は、学校教育法第37条第12項により「養護教諭は、児童の養護をつかさどる」と定められた教育職員である。社会や経済の変化に伴い、子どもや家庭、地域社会も変容し、養護教諭は生徒指導上の諸課題、貧困・児童虐待などの課題を抱えた家庭、そして特別支援教育や外国人児童生徒への対応など、現代の複雑かつ多様な課題に対する養護実践が求められている<sup>1)~3)</sup>。そのため養護教諭は「養護とは何か」「養護をつかさどるとは何か」と、「養護の本質」について絶えず自らに問いながらその実践を行っている。

「本質」とは「あるものをそのものとして成り立たせているそれ独自の性質」<sup>4)</sup>であり、「養護教諭を養護教諭として成り立たせる『養護の本質』は『養護をつかさどること』の中にある」<sup>5)</sup>と言われる。この養護の本質について、三木<sup>6)</sup>は「いかに社会が変化しようとも時代を超えて変わらない価値あるもの、かつ変化に即応し、柔軟かつ適切に答え得ることに養護の本質がある」と言及している。藤田<sup>7)</sup>は「養護教諭の実践の本質」として「教育とケアの重なりが養護であり、護ることと育てることのない合わせ」と定義

している。岡田ら<sup>8)</sup>は「他領域の養護に共通した養護の本質」に、「対象のニーズに合わせた支援という本質が共通して存在する」ことを明らかにしている。筆者は、養護教諭による養護実践の中には養護の本質が内在し、養護教諭は養護の本質を礎として養護実践を創出していると考える。しかしながら、先達の養護また養護教諭の研究者らによる先行文献<sup>6)~8)</sup>を概観すると、現在のところ養護の本質についての見解は一つに集約されておらず、むしろ今日においては、このような「養護の本質」の問いを通して、養護教諭の実践の中から「養護の本質」を可視化するプロセスが必要であるといえる。

一方、養護教諭の専門性を支える「理論」については、先達の研究者によって養護実践にかかる理論開発が進められ、「養護教諭の実践から固有の理論を導き出す養護教育学の提案」<sup>9)</sup>も課題とされている。Meleis<sup>10)</sup>は「理論とは、ある学問分野において意義ある重要な問いに関連した叙述」と述べ、また「理論の構成要素は『前提』『概念』『命題』であり、これらが構造化され理論になる」と論じている。とりわけ『概念 (concept)』は理論の柱となる構成要素であり、事物

の本質をとらえる思考の形式」<sup>10)</sup>とされている。つまり、養護の本質を理解するためには、理論を構成する「概念」の解釈も非常に重要となる。

しかしながら養護教諭養成教育の段階では、養護実践の経験がない学生を対象としているため、先行する養護教諭の理論やそれを構成する養護の概念を理解することは容易ではない。加えて、養護実践に内在する養護の本質を見極め、その本質を考察することも至難である。これらを鑑みて、養護教諭養成教育においては学生自身がかかわってもらった養護教諭による養護実践の経験を振り返り、その実践の中に内在する「養護の本質」を見極め、それにより「養護の本質」の理解を深める教育プログラムの開発が必要である。本研究の目的は、養護教諭養成教育における「養護の本質」を理解するための教育プログラムを検討し、その教育プログラムを試みることである。

## II 研究方法

### 1 対象および方法

養護教諭1種免許状取得予定のA教育系、B学際系、C看護系の大学における養護概説の受講者89人を対象とし、2016年4月～6月に「養護の本質を理解するための教育プログラム」(以下、教育プログラムと表記)を実施した。対象者の人数また学年は、A大学1年11人、B大学2年68人、C大学3年10人、計89人であっ

た。養護概説以外の科目の履修状況は、B大学C大学は学校保健論について履修済み、A大学は学校保健論を同時期に履修中であった。またA、B、Cの大学いずれも養護実習は経験していない。

本教育プログラムの内容は、表1に示すように、事前課題、講義4コマ、「養護の本質の理解」を目的とした演習1コマの計5コマで構成した。教育プログラムにおける講義と演習については、それぞれ指導案を作成し学修内容の共通化を図った。具体的には、講義①は「養護学ガイダンス」「養護教諭の歴史Ⅰ」、講義②「養護教諭の歴史Ⅱ」、講義③「養護教諭の専門性・制度」、講義④「養護・養護教諭に関する理論」、その後演習①「養護の本質の理解」と設定した。また講義①では本教育プログラムについての説明を行い、事前課題を配布した。事前課題は講義②の開始時に回収した。

大学教育における学びは、授業のための事前の準備、事後の展開などの学生の主体的な学びに要する時間も含まれることから「学修」<sup>11)</sup>とされている。本教育プログラム実施後の学修の成果については、対象者による学修状況の自己評価を実施した。

### 2 「養護の本質」の理解

養護の本質を理解するための学修は、表1の注釈にて示したように、事前課題「養護教諭とのかかわりの振り返り」、講義④「養護・養護教諭に関する理論」、

表1 「養護の本質」を理解するための教育プログラム

時間	テーマ	学修内容	(注)
講義①	養護学ガイダンス	・養護学を学ぶにあたって ・「養護の本質」を理解するプログラムの説明	
	事前課題の配布	・「養護教諭とのかかわり」を振り返り、印象に残っている内容をワークシートに記述する。	*
	養護教諭の歴史Ⅰ	・養護教諭誕生の歴史や役割の変遷、制度の沿革について、社会的背景等、史実とともに理解することを通じ、養護教諭が教育職として位置づけられた意義について認識を深める。	
講義②	養護教諭の歴史Ⅱ		
講義③	養護教諭の専門性・制度	・社会や子どもの健康課題に応じて養護教諭の役割が変化、拡大していることを理解する。	
講義④	養護・養護教諭に関する理論	・「養護」「養護をつかさどる」ことの理論的基盤と概念を理解する。	*
演習①	養護の本質の理解	・「養護教諭とのかかわり」から、養護の本質をふまえた「養護の概念」を生成、養護の本質についての理解を深める。 ①事前課題「養護教諭とのかかわり」の振り返り ②養護教諭の実践「養護の内容」の抽出 ③養護教諭の思いと「養護の本質」の分析考察 ④養護の内容の概念化と概念名の生成 ⑤先行する養護の理論や概念との比較検討	*

(注)「\*」は養護の本質を理解するための主たる学修と設定

資料 1

**講義④ 養護・養護教諭に関する理論**

**1. 授業のテーマ**

「養護」そして「養護をつかさどる」ことの理論と概念を理解する。

**2. 到達目標**

- ① 「養護」そして「養護をつかさどる」ことを理解し、説明できる。【知識・技能】
- ② 「養護」に関する各理論と概念について養護教諭の実践をふまえて考察したことを説明できる。  
【思考力・判断力・表現力】
- ③ 「養護」の理論についての学びを深め、自己の認識の変化を説明できる。【関心・意欲・態度】

**3. 指導の流れ**

時配	学習内容及び活動	支援・指導上の留意点
導入	1. 本時の学習課題の提示 「養護」と「養護をつかさどる」ことにかかわる諸理論と概念を理解する 2. 教育学と養護の関連を理解する →ドイツ・ヘルバルト学派 「教授・訓練・養護」	
展開	3. 養護の国語的な意味と解釈(事前課題①) 【発表】「養護」および「つかさどる」の国語的な意味 発問：「養護」と「つかさどる」の意味を統合し 「養護をつかさどること」の自分なりの定義づけをしてみましょう。 →自分なりの「養護」の解釈をする。 4. 養護の機能 養護の目的を達成するために果たす具体的な役割を、養護の機能という。 →小倉による 養護教諭の専門性と機能(4機能)の紹介 5. 養護の諸理論について 1) 藤田の理論 「養護教諭の実践の本質」 → 守ることと育てることのいい合わせ 2) 岡田の理論 「養護教諭の養護活動」 →「人間形成の教育機能の上に、健康支援活動と健康教育活動が、活動すべてに組み合わせながら進められていることに養護教諭の特質がある。 6. 【グループディスカッション】 グループディスカッション：3つの養護の理論を通して、①「なるほど」と理解できるところ、②まだ理解しにくいところ、③感想について話し合ひましょう。 【発表】①②③のまとめ →理論を構成する「概念」の存在について学ぶ。 7. 養護の基本原則とは？ 大谷による「養護の基本原則」を紹介 ①生命・人間尊重の原理 ②主体性尊重の原理 ③共感・連帯の原理	* 事前課題① 「養護」および「つかさどる」の意味解釈について、各自、国語辞典で調べてくる。  * 書籍「養護教諭 その専門性と機能」  * 学生の感想などを、随時、すくいあげる。  * 書籍「養護教諭が担う教育とは何か」  * 論文「養護教諭の養護の概念～ケアの視点から」  * 理解することが難しいという感想などでもよい。  * 概念や原理などいろいろな切り口で「養護をとらえている、ということに気付く。
まとめ	8. 本時の感想について記入 9. 次時の演習の予定	* 理論を意識しながら、これからの講義や演習、また実習を行っていく姿勢が重要である。 * 事前課題「養護教諭とのかかわり」の確認

資料 1

資料 2

**演習① 養護の本質の理解**

**1. 授業のテーマ**

「養護」そして「養護をつかさどる」ことの本質をふまえ、養護の本質を理解する。

**2. 到達目標（評価基準）**

- ① 「養護」そして「養護をつかさどる」ことの本質を理解し、説明できる。【知識・技能】
- ② 「養護」に関する理論と概念について養護教諭の実践と統合し考察したことを説明できる。  
【思考力・判断力・表現力】
- ③ 「養護」の本質についての学びを深め、自己の認識の変化を説明できる。【関心・意欲・態度】

**3. 指導の流れ**

	学習内容及び活動	支援・指導上の留意点
導入	1. 本時の学習課題(5分)  これまでの養護教諭とのかかわりから概念を生成し、養護の本質について考察する。  →これまでの「養護教諭とのかかわりの振り返り」から、養護の本質を考え、自分なりの「概念」を生成する。	*前時の振り返り  *概念とは理論をつくる要素である。楽しみながら概念をつくってみよう！
展開	2. グループワーク(発表 15分 1人2~3分程度) ①養護教諭とのかかわりから「最も思い出に残っていること」の振り返り、②「養護教諭の関わりの意図についての考察をふかめ、①②について発表する。 3. 【演習】概念生成(20分)  【演習】養護の本質の抽出～養護教諭とのかかわりから養護の本質を考え「養護」の概念を導き出す～	*事前課題提出済みのため内容の確認を行っておく。 *グループ(4~6人)ごとの活動。 →グループ形式であれば、多少の相談もできる。 →発表内容をききながら、かかわりや思い出の共有。
①	【方法】 ① 「養護をつかさどる」ことが記述されていると思う内容に、アンダーラインをひく。 ② アンダーラインをひいた部分から「養護」や「養護をつかさどる」ことに関する内容を、別表に抽出し転記する。 ③ 抽出された箇所には、どのような養護の本質が存在するのか、分析・考察する。 ④ 抽出した内容に合致する「養護」の概念を考え、自ら概念名を命名する。	*ワークシート使用 *自分で記述した事例を使用すること。 *まずは一人1概念を生成してみる。 *概念名は、自由な発想でOK。創りづらいときは、先行する養護の概念などをヒントにする。
展開	4. 概念の発表(25分) :グループまたは全体共有 付箋紙に概念名を記載し、発表する。 ② 共通性があり、いくつかにとめられるのではないか？ 5. 先行する理論や概念と比較検討してみよう。(15分)	*付箋紙は、模造紙やホワイトボード(黒板)などに貼って、見える形にする。 *可能であれば、模造紙を用いて整理する。 *前時に履修した理論や概念の振り返り。
まとめ	6. 本時の学びのふりかえり(10分) ・養護の本質と概念生成について考えたこと感じたこと。 ・授業感想等の記入	

資料 2

**資料3**

「養護」の本質の抽出 ～養護教諭とのかかわりから、「養護」の概念を導き出してみましょう～

**【方法】**

- ① 「養護をつかさどる」ことが記述されていると思う内容にアンダーラインをひく。
- ② アンダーラインをひいた部分から「養護」や「養護をつかさどる」ことに関する内容を、表に抽出し転記する。
- ③ 抽出された箇所には、どのような養護の本質が存在するのか、分析・考察する。
- ④ 抽出した内容に合致する「養護」の概念を考え、自ら概念名を命名する。

②「養護」や「養護をつかさどる」ことに関する内容の抽出	③分析・考察（どのような養護の本質があるか）	④私が導き出した概念名（○○○○○）

資料3

演習①「養護の本質の理解」である。学修内容については資料1～3にて詳細を示した。はじめに事前課題「養護教諭とのかかわりの振り返り」にて、これまでにかかわってもらった養護教諭の実践について振り返り、印象に残っている内容をワークシートに記入した。その後、講義①②③を受講し、続いて講義④「養護教諭・養護にかかわる理論」、演習①「養護の本質の理解」と学修を進めた。演習の内容は、事前課題「養護教諭とのかかわり」の振り返りを行い、②養護教諭の実践である「養護の内容」の抽出、③「養護の本質」の分析考察、④養護の内容の概念化と概念名の生成、⑤先行する養護の理論や概念との比較検討、以上の構成である。演習においては、養護の本質を考えながら養護の概念生成を試みることで、そしてこの生成した養護の概念を通して養護の本質の理解を深めることが主題と

なる。また本教育プログラムで生成された養護の概念は、養護の本質をふまえた養護の概念であることに特徴がある。本演習時の用語の定義として、「養護の内容」は養護をつかさどる内容と設定した。

**3 データ収集および分析方法**

本研究におけるデータは、教育プログラム実施後の対象者の学修の自己評価の内容、並びに演習において生成された養護の概念の記述内容とした。

1) 教育プログラム実施後の対象者の学修の自己評価  
教育プログラム実施後の学修の自己評価は、「5（＝できた）」「4（＝まあまあできた）」「3（＝どちらでもない）」「2（＝あまりできない）」「1（＝できない）」の5件法にて測定した。分析はSPSS Statistics ver. 25にてKruskal-Wallisの検定ならびに多重比較を行った。統計学的有意水準は5%未満とした。

教育プログラム実施後の対象者の「気づき」と「変化」については、自己評価シートの記述内容をデータとし、文脈に沿って〔コード〕化し【カテゴリー】として集約した。

2) 養護の概念の記述内容

養護の概念の記述内容は、演習①において対象者が生成した養護の概念の記述内容をデータとして〔コード〕化し、【カテゴリー】＜サブカテゴリー＞として集約した。

3) 質的分析における真実性の確認

質的分析の結果の真実性の確認<sup>12)</sup>は、正確な記述である「信用可能性」、一般化の可能性となる「移転可能性」、研究プロセスの「明解性」、データと資料の関連についての「確認可能性」、データの分析や結果を示して研究者仲間からの評価を受ける「専門家審議」、の確認を行った。具体的にはこれらの5項目について、最終的分析結果をもとに研究者各々が項目毎の確認を行い、その内容を集約し研究者間で相互確認を行った。その結果「明解性」については外部監査については未実施であるものの、研究者間の確認は実施済であることから、概ね妥当とされた。「信用可能性」「移転可能性」「専門家審議」「確認可能性」の4項目については妥当と確認された。

Ⅲ 倫理的配慮事項

倫理的配慮事項は、研究対象者となる受講者に対し

て、養護概説開講時に「養護の本質を理解するための教育プログラム」の内容を含めた構成であることを伝えた。教育プログラムの講義また演習における学修の要素は、養護概説の内容に含まれるため受講は必須であるが、教育プログラムにて使用したワークシートや自己評価シートの提出については、自由意思に基づく研究協力であり、提出の有無が成績に影響しないことを説明した。その他、研究対象者や社会が得る利益、対象者の不利益、個人情報の保護、辞退の保障、公表方法についての説明を行った。研究協力の同意の表明は、教育プログラム終了時に、書式による同意書の提出をもって同意が得られたものとした。

Ⅳ 結果

本研究の対象者は、A大学1年11人、B大学2年68人、C大学3年10人、計89人であった。

1 「養護の本質」を理解するための教育プログラムの評価

1) 教育プログラム後の対象者の自己評価

教育プログラム後の対象者の自己評価を、以下5項目にて実施した。表2に示すように、項目1「これまでの養護教諭とのかかわりについて振り返ること」は、「できた」「まあまあできた」は98.8%であった。項目2「養護や養護をつかさどる内容の抽出」は、「できた」「まあまあできた」89.2%、項目3「養護や養護をつかさどる本質について分析考察すること」は、「できた」

表2 教育プログラム後の自己評価

評価項目		5(できた)	4(まあまあできた)	3(どちらでもない)	2(あまりできない)	1(できない)	n	無回答	平均	P値
項目1 これまでの養護教諭とのかかわりについて振り返ることができた	A	10 90.9%	1 9.1%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	11	0	4.9	0.117
	B	40 61.5%	24 36.9%	1 1.5%	0 0.0%	0 0.0%	65	3	4.6	
	C	4 50.0%	4 50.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	8	2	4.5	
	計	54 64.3%	29 34.5%	1 1.2%	0 0.0%	0 0.0%	84	5	4.6	
項目2 「養護」や「養護をつかさどること」について内容を抽出することができた	A	5 45.5%	6 54.5%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	11	0	4.5	0.671
	B	25 39.1%	30 46.9%	8 12.5%	0 0.0%	1 1.6%	64	4	4.2	
	C	2 25.0%	6 75.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	8	2	4.3	
	計	32 38.6%	42 50.6%	8 9.6%	0 0.0%	1 1.2%	83	6	4.3	
項目3 「養護」や「養護をつかさどる本質」について分析考察することができた	A	4 36.4%	5 45.5%	2 18.2%	0 0.0%	0 0.0%	11	0	4.2	0.986
	B	22 34.4%	35 54.7%	6 9.4%	1 1.6%	0 0.0%	64	4	4.2	
	C	2 25.0%	6 75.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	8	2	4.3	
	計	28 33.7%	46 55.4%	8 9.6%	1 1.2%	0 0.0%	83	6	4.2	
項目4 「養護」の概念を導き出し、概念名を導き出すことができた	A	8 72.7%	2 18.2%	1 9.1%	0 0.0%	0 0.0%	11	0	4.6	0.046*
	B	21 32.8%	24 37.5%	14 21.9%	4 6.3%	1 1.6%	64	4	3.9	
	C	1 12.5%	7 87.5%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	8	2	4.1	
	計	30 36.1%	33 39.8%	15 18.1%	4 4.8%	1 1.2%	83	6	4.0	
項目5 「養護」の概念を導き出すことで、「養護」について理解を深めることができた	A	9 81.8%	2 18.2%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	11	0	4.8	0.054
	B	30 46.9%	25 39.1%	9 14.1%	0 0.0%	0 0.0%	64	4	4.3	
	C	2 25.0%	6 75.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	8	2	4.3	
	計	41 49.4%	33 39.8%	9 10.8%	0 0.0%	0 0.0%	83	6	4.4	

\*Kruskal-Wallisの検定 P<0.05

「まあまあできた」89.1%であった。項目4「養護の概念を導き出し概念名を導き出すこと」は、「できた」「まあまあできた」75.9%と他項目よりも割合が少なく、「あまりできない」「できない」は6.0%あり、A,B,C大学において有意差(P<0.05)がみられた。多重比較を行った結果、表3に示すようにA大学B大学間に有意差(P<0.05)がみられた。項目5「養護の概念を導き出すことで養護について理解を深めること」は、「できた」「まあまあできた」89.2%であり、養護について理解を深めることが概ね達成できた。

2) 教育プログラム受講後の学びに対する自己の気づき  
教育プログラム受講後の学びに対する自己の気づき

表3 大学のペアごとの比較

	P値
B大学—C大学	1.000
B大学—A大学	0.040 *
C大学—A大学	0.333

\*Bonferroni訂正により調整 P<0.05

については、表4に示すように、計119コードが抽出され、10カテゴリーおよび12のサブカテゴリーが生成された。以下、【カテゴリー】<サブカテゴリー>[コード]の内容を記す。

養護教諭の歴史（I・II）の講義においては、【歴史を学ぶ意味】として、<先人からの学び>を得ていた。また【歴史的背景から養護教諭がなぜ教育者であるのか学んだ】との記述から、【教育者としての養護教諭の確立】を理解していた。

養護教諭の専門性・制度の講義では、【養護教諭の職務】については、職務内容も専門化多様化していることを学修した。【子どもと学校そして地域とのかかわり】では、<学校と地域との連携>を理解した。【養護教諭としての在り方】は、<養護教諭に求められる資質能力>や<養護教諭の姿勢>について学びが深められた。

養護・養護教諭に関する理論の講義では、【理論や概念を学ぶ意味】について認識が深められ、具体的に

表4 教育プログラム受講後の学びに対する自己の気づき

n=119

プログラム内容	カテゴリー	サブカテゴリー	コード	n
講義①② 養護教諭の歴史	歴史を学ぶ意味	歴史を学ぶ意味に気付く	養護教諭の歴史を学び理解が深まった。 養護教諭というものが確立されるまでに長い歴史があった。	17
		先人からの学び	養護教諭のきっかけになるような人の活躍のすばらしさを知る。 広瀬ますのように人を愛し自分の職も愛し常に感謝の気持ちを持つておくことが大切。	
	教育者としての養護教諭の確立	養護教諭としての確立	養護教諭には自らの職に誇りを持ち子どもの今と将来をサポートしようという意思がある。 養護教諭自身が熱意をもって働きかけてその後も常に新しくなっている。 養護教諭の制度や身分の保証は養護教諭自らの力で確立した。	
		教育者であることの意味	歴史的背景から養護教諭がなぜ教育者であるのか学んだ。 教育職として養護教諭となっているのには意味がある。	
講義③ 養護教諭の専門性・制度	養護教諭の職務	養護教諭の職務の専門性	養護教諭は1つの専門だけでなく様々な分野を総合する。 生徒側からは気が付かなかった養護教諭の特徴を理解。	69
		養護教諭の職務の多様性	現代の健康問題を解決するために役割も増え、職務内容が幅広くなっている。 「養護をつかさどる」という職務を、様々な面からアプローチしている。 「養護」という大きな中には色々な役割が含まれてどれも大切。	
		養護教諭の職務の重要性	養護教諭に求められることも多く存在の大きさを感じた。 養護教諭の職務の能動性等奥深さに気づいた。 養護教諭という職業の重要性ややりがいがあることに気づいた。	
	子どもと学校そして地域とのかかわり	子どもの心身の健康課題に対応する役割	日常からコミュニケーションをとり生徒の心身の変化にも気づく。 養護教諭の行うことは全てが児童生徒の心身の健康を保持増進することにつながっている。 生徒の心身の状態を把握し1人1人に見合った対応をとっている。	
		子どもの成長を支援する養護教諭の役割	目の前のことだけでなく将来子どもがどう変わっていくかを考えていくことも養護教諭の大きな役割。 ただの優しい先生ではなく、柔軟かつ確かな判断対応で人間性を育てる。	
	養護教諭としての在り方	学校と地域との連携	養護は学校や地域を巻き込んで担うものにも変わっている。 養護教諭一人だけでなく、色々な人との連携で養護教諭が成り立っている。	
		養護教諭に求められる資質能力	養護教諭の役割も幅広くあらゆる能力が求められるようになっていく。 カウンセリング的な立場から対応することが必要になり心理学的な専門知識を十分に取り入れるべき。	
講義④ 養護・養護教諭に関する理論	理論や概念を学ぶ意味	養護という言葉には様々な定義がある。 養護教諭にも考えることと感ずることがあって養護は相互作用でもある。 養護教諭の行動や言葉は様々な理論に基づいていたり、たくさん考えられて行われていたと感じた。 養護教諭がどんな概念をもとに職務を行っているのか様々な概念が職務にかかっている。	7	
演習① 「養護」の本質の理解	養護の本質の存在	何気ない関わりの中に、養護の本質があったこと。 養護教諭にも考えることと感ずることがあって養護は相互作用でもある。 何気ない会話やかかわりにも、養護教諭の本質があった。 養護の本当の意味や深いところまで考えることができ、養護教諭のあり方に気がついた。	26	
	養護教諭の思い	養護の様々な原理や概念について学び、養護教諭の働きかけに込められた思いについて気づいた。 先生の本当に伝えようとしたかったこと、どのような意図があったのかということに気づいた。		
	概念を考えることの難しさ	概念名を考えることは難しかった。 概念を導き出すのは大変。		
	これからの学びの展望	養護の本質を常に意識して働きたい。 知識だけではなく観察や今の自分でも気づけるような事も大切。		

は「養護という言葉には様々な定義がある」「養護教諭にも考えることを感じる事があって養護は相互作用である」などの記述がみられた。

「養護」の本質の理解では、「養護の様々な原理や概念について学び、養護教諭の働きかけに込められた思いについて気づいた」などの記述から、養護教諭の実践に【養護教諭の思い】があることを理解した。また「何気ない会話やかかわりにも養護教諭の本質があった」とあるように、養護教諭の実践を通して【養護の本質の存在】を認識することができた。一方、概念生成については「概念を導き出すのは大変」などの記述があり、【概念を考えることの難しさ】が生じていた。

プログラム全体を通して「自分が養護する側に立つ」ということは、本当にたくさんの知識を取り入れていかなければならないし、知識だけではなく今の自分でも気づけるような事も大切」との記述から、【これからの学びの展望】へと深められていた。

3) 教育プログラム受講後の自己の変化

教育プログラム受講の前後を比較した自己の変化については、表5に示すように118コードが抽出され、【養護教諭の職に対する理解の深まり】【養護教諭に対する関心や志向の高まり】【自らの成長と課題の発見】【学びのスキル向上】の4カテゴリーが生成された。

【養護教諭の職に対する理解の深まり】は、＜養護の理論に対する理解＞＜養護教諭の職務の理解＞＜養護教諭の資質能力の理解＞＜児童生徒への支援方法の理解＞であった。＜養護の理論に対する理解＞としては、「養護に理論があることを知り、視点はちがってもどれも当てはまっていて面白い」「養護という言葉に親しみや深い意味を感じるようになった」など、関心をもって受講できたことが示された。＜児童生徒への支援方法の理解＞は、「どうしてそのような対応を養護教諭がしたのか、養護教諭の目線から考え、講義の後では感じ方が変わった」との記述からは、自らが

表5 教育プログラム受講後の自己の変化

n=118

カテゴリー	サブカテゴリー	コード	n
養護教諭の職に対する理解の深まり	養護の理論に対する理解	養護に理論があることを初めて知り、人によって視点はちがってもどれも当てはまっていて面白かったと感じた。今までよりも養護という言葉に親しみを感じる。養護という言葉の意味を深く考えたことはなかったが、講義を受け養護という言葉には深い意味があると思った。	34
	養護教諭の職務の理解	養護教諭は一人で児童生徒をケアし育てていかなければならない。子どもの将来に関わる責任重大な仕事だと実感した。子ども達にとって養護教諭はとても大事な存在であると思うようになった。	
	養護教諭の資質能力の理解	養護教諭としてどのような態度姿勢であるべきか考えることができた。養護教諭は専門的な知識など様々なことが必要だと思った。連携力、企画力、プレゼン力の重要性について気づかされる。	
	児童生徒への支援方法の理解	どうしてそのような対応を養護教諭がしたのかを、養護教諭の目線から考え、講義の後では感じ方が変わった。何気ない会話からでも生徒に本質を通して関わることがわかった。子どものすべてを受容することが養護をつかさどることへとつながると感じた。	
養護教諭に対する関心や志向の高まり	養護教諭についての関心	養護教諭に今求められていることは何なのか、学校はどのような問題をかかえているのかも詳しく知りたい。養護教諭が様々な人を助けていく重要な立場だということが分かり、更に養護教諭に興味を持った。	33
	養護教諭の職に対する認識の深まり	自分の養護教諭の職に対する考え方がわかった。養護教諭についてさらに深く考えようとし、理解しようとするようになった。今まで生徒視点で思っていたが、その行為にはきちんと理由があるからだと思うようになった。	
	養護教諭としての使命感	今度は自分が養護教諭の歴史を作っていく立場になると思うと身が引き締まる。中途半端な気持ちではやっていけない職だと気づき、よりいっそう責任感と覚悟を持った。	
自らの成長と課題の発見	養護教諭への志向性	養護教諭という職は憧れであったが絶対なるという気持ちになった。高校生の頃は養護教諭にあこがれて目指していたが、たくさんのことを学んで、初めて養護教諭になりたいと強く感じた。こうなりたいという養護教諭像が以前よりできてきた。	38
	自らの学びと成長の気づき	自分の中での成長や再認識ができた。物事を抽象的にとらえていたが、徐々に具体性をもった物事の捉え方をするようになった。もっと専門的なことを勉強したくなった。養護教諭になるために努力しようと思えるようになった。	
	養護教諭の職業に就く不安	責任が重くまた高度な職に就くことができるのかと不安。本当に自分になれるのか不安が大きい。	
学びのスキル向上	自己の課題の発見と取組み	自分の弱点を把握しいろいろなことに挑戦するようになった。自分がとる行動を見直し他者とのかわりについて考えることが多くなった。子どもの意志の尊重とそれに基づいたサポート支援をしていきたいと感じるようになった。	13
	考える力	歴史や「養護」「養護をつかさどる」について深く考えたため、物事を深く考えることができるようになった。グループワークによって新しい見方ができるようになった。	
	文章を書く力	文章を書く機会が増えそのことになった。	
	議論する力	グループワークが多いため、グループ内で議論する力がついた。	
	発表する力	発表することは苦手が緊張しなくなった。養護教諭は積極性が大事なので授業でたくさん発表していきたい。	

児童生徒として養護教諭にかかわられていた側から、養護教諭としてかかわる側へとその立ち位置の変化が生じたことも示された。

【養護教諭に対する関心や志向の高まり】は、[養護教諭という職は憧れであったが絶対なるという気持ちになった] など<養護教諭への志向性>も強化され、また [今度は自分が養護教諭の歴史を作っていく立場になると思うと身が引き締まる] という<養護教諭としての使命感>も生じていた。【自らの成長と課題の発見】は、<自らの学びと成長の気づき><養護教諭の職業に就く不安>があり、それらは<自己の課題の発見と取り組み>として統合された。さらに[歴史や「養護」「養護をつかさどる」ことについて深く考えたため、物事を深く考えることができるようになった] など、【学びのスキル向上】につながった。

2 養護教諭とのかかわりにおける養護の概念生成

養護教諭とのかかわりにおける養護の概念は、記述数236コードあり、うち211コードを分析対象とし、生成された概念を表6にまとめた。

対象者によって生成された養護の概念は【学校ヘルスプロモーション活動】【児童生徒の成長発達支援】【養護実践の専門的スキル】【養護教諭の資質能力】の4カテゴリーに集約された。【学校ヘルスプロモーション活動】は、<児童生徒の課題の発見><心身の健康観察><健康相談><救急処置><保健室経営>などの養護教諭の職務について、また教職員との<情報交換と情報共有><連携>など60の養護の概念が生成された。【児童生徒の成長発達支援】は、<児童生徒のセルフケア支援><自分に向き合う力を育てる><児童生徒の人間関係を作る>など、児童生徒一人一人の成長発達をサポートする47の養護の概念が生成された。【養護実践の専門的スキル】は最も多く83概念が生成され、<安心感を与える><寄り添う><傾聴する><受容と共感>など、そこには自らに刻まれた養護教諭の姿が示された。【養護教諭の資質能力】に関しては21の概念が生成された。具体的には[頼れる人となる][強い責任感][丁寧な落ち着いた行動]など、<人として><教員として><専門職として>の養護

表6 生成された養護の概念

			n=211
カテゴリー	サブカテゴリー	コード(生成概念)	n
学校ヘルスプロモーション活動	児童生徒の課題の発見	早期発見。子どもをよく観察し心身の問題を見つける。周りの生徒からの情報収集。	6
	心身の健康観察	生徒の心身の状態観察。子どもたちと遊びながら健康観察。	4
	健康相談	健康相談。生徒のよき相談相手になる。カウンセラー。	4
	救急処置	症状の悪化を防ぐ。ケガをしても先生に任せろ。痛さへの気持ちの準備。	10
	心と身体へのケア	心身両方のケア。症状のケアはもちろん心のケアもしてくれる。心のケア。	6
	情報交換と情報共有	情報共有。共有の原理。情報を適切に使う。	3
	連携	連携。情報共有の原理。周囲への助言や連絡。保護者に対する支援。	5
	問題解決への支援	迅速かつ冷静にトラブルを対処。先生と生徒の絆から問題解決。解決へ導く手助け。	6
	保健室経営	保健室は誰でも入りやすい場所。保健室を有効に使う。悩んだら保健室に行く選択肢。	6
	ヘルスプロモーションの推進	健康な生活が送れるように。保健的な企画運営。環境整備。	10
児童生徒の成長発達支援	児童生徒の心身の健康づくり	心と身体にかかわっていく養護教諭。健康を守る・育てる。心身の成長を促す。	6
	児童生徒の成長を支える	相手の持っている力を信じる。子どもたちをのばしていく。	7
	児童生徒のセルフケア支援	自己管理の原理。自分の心身の健康を自ら守れるようにする。自主的な健康保持。	7
	自分に向き合う力を育てる	共に考え自分と向き合う。「本当の私」を気づかせて伝える。自分自身を見つめ直す。	6
	児童生徒の人間関係をつくる	仲間の原理。関係を築ぐ。居場所をつくる原理。	5
	児童生徒を尊重する	考えを尊重。生徒の気持ちを第一に。その子のベースに合わせる。	5
	児童生徒の心を支える	生徒の相談によって適切なアドバイスをする力。心のよりどころ。先生はいつでも味方。	7
児童生徒と共に成長	共に成長していく原理。生徒の笑顔は私の幸せ。	4	
養護実践の専門的スキル	観察する	広い視野をもち全体をみる。先生の目はコンピューター。	8
	気づく	気づき力。新たな気づきと気づきの発展。	3
	コミュニケーション	コミュニケーションから子どもへ指導。コミュニケーションを大事に。	5
	雰囲気づくり	子どもが安らぐ環境づくり。話しやすい環境づくり。	4
	言葉かけ	魔法の言葉声かけ。大切なものに気づかせる言葉。	4
	寄り添う	生徒の心に寄り添う。心に寄りそう。そっと寄りそう心。	9
	理解する	相手について知ろうとする。個々の把握。生徒の理解。	6
	信頼関係の構築	信頼関係づくり。ラポールの形成。一対一の関わりの尊重。	8
	安心感を与える	安心感を与える。安心できる環境。	10
	母親のような愛情	愛情のある対応。児童生徒の母親的存在。スクールマザー。	7
	受容と共感	どんなことも受容する。児童生徒を受け止める。	8
	気遣う	細かい気遣い。生徒に対する気配り。	3
	傾聴する	きき上手。言葉の裏(心理)をききだす。	4
	時間をかける	急がずに待つ。時間をかけて焦らずに。	2
代弁者となる	伝えたい気持ちを代わりに伝えてくれる。(気持ちの)代弁。	2	
養護教諭の資質能力	人として	人としての資質。頼れる人となる。	2
	教員として	強い責任感。時には厳しい言葉をかけて指導。	6
	専門職として	丁寧な落ち着いた行動。無駄な動きのない迅速な対応。	13

教諭像が示された。

## V 考察

### 1 「養護の本質」を理解するための教育プログラムの実践と評価

本研究は、養護の本質を理解するための教育プログラムを開発することを目的として、養護教諭1種免許状課程認定を受けている、A、B、Cの3大学を対象とし教育プログラムを実施した。A、B、Cの大学はそれぞれ教育系、学際系、看護系の養成であり、また1年、2年、3年と異なる学年への展開であったが、対象者の自己評価は高く、一定の成果が得られたと言える。

また教育プログラム前半に設定した講義は、養護実践の経験がない学生を対象としているため、対象者にとって養護実践についての基礎的な知識として吸収され、その後に展開されるプログラムの「前提」<sup>10)</sup>となる効果があった。とりわけ、【養護教諭の職務】については「現代の健康問題を解決するために役割も増え職務内容が幅広くなっている」、[養護は学校や地域を巻き込んで担うものになっている]など、養護教諭の職務の専門性や多様性についての認識を深めることができた。一方、養護の理論や概念の理解についても「養護教諭がどんな概念をもとに職務を行っているのかを考え、様々な概念が職務にかくれていることに気付いた」「何気ないかわりにも養護の本質があった」という記述から、【理論や概念を学ぶ意味】や【養護の本質の存在】についての学びが深められた。

対象者間について比較すると、A大学とB大学にて有意差があった。A大学は教育系の大学であり養護教諭を志望する学生が入学していること、B大学は選択履修であり、養護教諭について学びの段階にある。今後は対象者の属性や履修状況なども考慮しつつ教育プログラムを運用することが必要であり、本プログラムが各大学の担当教員により実施可能な方法となるよう、一般化にむけた検討を加える必要がある。また教育プログラムにおける評価方法の検討も課題であり、「客観的な到達度評価として、ルーブリックや学修ポートフォリオの活用など具体的な測定手法」<sup>2)</sup>の開発が必要とされる。本教育プログラムが養護教諭養成教

育において活用されるためにも、対象者の学修の到達度および具体的な評価基準の明示が必要である。

### 2 養護教諭養成教育における養護の概念生成の成果と課題

本教育プログラムにおいて、自らが経験した養護教諭とのかかわりを振り返り、養護の本質の存在について考察を加えながら、養護の概念生成を試みた。その結果、生成された養護の概念は211コードあり、【学校ヘルスプロモーション活動】【児童生徒の成長発達支援】【養護実践の専門的スキル】【養護教諭の資質能力】の4カテゴリーに集約された。本結果から、養護教諭養成教育において養護の概念生成は可能であることが示された。しかしながら対象者が養護教諭養成教育段階の学生であり、初めて概念を生成する学生がほとんどであったため、現象からの概念化や概念名の導き方についての難しさが伴った。十分な時間をかけて概念を生成することも課題であり、事前に他の現象を用いて概念生成を試みる工夫や、大学における基礎的な学修において、様々な学問領域の理論や概念について広く親しむことも必要であると考えられる。

一方、これまでKolb<sup>13)</sup>、松尾<sup>14)</sup>らは経験学習モデルとして①具体的経験②内省的な観察③抽象的な概念化④積極的な実験という4つのプロセスを提示している。本教育プログラムにおける養護の概念生成も、これらの一連の流れを通した「③抽象的な概念化」の試みである。加えて「④積極的な実験」は「新たな状況に適用することによって学習すること」と言及されている。本教育プログラムにおいては「新たな状況の適用」として、既存する養護教諭の理論や概念と、自ら生成した養護の概念との比較検討を試みた。その結果、[養護教諭の行動や言葉は、様々な理論に基づきたくさん考えられ行われていたと感じた][様々な概念が職務にかくれている]などの記述がみられ、養護教諭養成教育段階の対象者においても理論と実践の連動が可能であることが示唆された。

昨今、「理論と実践の往還による教員養成の高度化」<sup>2)</sup>についての提言がされ、養護教諭養成教育においても理論と実践を往還する基礎的能力の育成が求められている。養護教諭養成教育においては、さらに

養護実習等の経験を統合する段階においても、理論と実践を往還させる教育が必要であり、その教育方法の検討が課題であると考えられる。

### 3 「養護の本質」の探究とその理解に向けて

養護の本質については、これまでも「養護概説」の項目として明示されている<sup>8) 15) 16)</sup>ものの、「養護の本質を理解するための具体的な教育方法」<sup>17)</sup>の開発は緒に就いたところである。また養護教諭一種免許状を取得するための必修科目となる養護概説の内容については、「養護教諭が行う保健室経営や具体的な養護実践について重点的に取り上げられ、養護学構築のためには知識や理論、哲学について扱う内容を検討すること」<sup>18)</sup>が課題とされている。今後は養護の本質を理解するための学修内容についても検討されるとともに、それに伴う養護概説の時間的な保障も課題になると考える。

大谷は、「どんなにすぐれた『実践』を養護教諭が行ったかに見えても、その行為の根底・基盤に『養護』の本質がなければ、養護教諭の実践とはいえない。その行為の基盤にあるものは何かということが問われる」<sup>19)</sup>と言及している。岡田ら<sup>8)</sup>は、この養護の本質として「対象のニーズに合わせた支援」の存在を明らかにしている。本研究において生成された養護の概念においても、「子どもをよく観察し心身の問題をみつける」「生徒の心に寄り添う」「心と体にかかわっていく養護教諭」「先生と生徒の絆から問題解決」など、養護教諭が対象者のニーズを見出し、児童生徒の心身を支援する内容について具体的に示されていた。しかしながら本研究において生成された概念は、児童生徒の視点から見いだされた限定的な概念である。今後は養護実践の経験を重ねた養護教諭によって、さらに養護の本質について解明されることが望まれる。

養護教諭養成教育における「養護とは何か」「養護をつかさどるとは何か」という「養護の本質」への問いは、卒業後に養護教諭として職務を遂行する中においても、現代の多様な課題に対して自らが実践の解を見出すとともに、自らの実践の中から「養護の本質」を見極めることのできる力量ともなる。「『養護学的想像力』を働かせて本質に迫れるようになる」<sup>20)</sup>ことが、これからの養護教諭に求められる資質能力のひとつに

なるであろう。

本教育プログラムが、養護教諭養成教育から現職養護教諭を対象としたプログラムとしても一般化され、養護の本質を探求するプログラムとして発展されるよう、さらに検討を重ねることが必要である。

### 4 本研究の限界と課題

本研究は、養護教諭養成教育における「養護の本質」を理解するための教育プログラムを検討し、その教育プログラムを試みることを目的に、教育系1年11人、学際系2年68人、看護系3年10人の3大学、計89人に教育プログラムを試みた。各大学の対象数また対象学年についての開きがあり、本研究に限定した結果といえる。

今後の課題としては、教育プログラムの学修内容の充実、また十分な時間の担保が必要である。加えて本教育プログラムの一般化のために、対象者の属性バランスを考慮しながら教育プログラム実施前と教育プログラム実施後の学修到達度の評価、また対照群を設定した実証研究が必要である。

## VI 結論

本研究は養護教諭養成教育における「養護の本質」を理解するための教育プログラムを検討し、その教育プログラムを試みることを目的として研究を実施した結果、以下のことが明らかになった。第一に「『養護の本質』を理解するための教育プログラム」の対象者の自己評価は高く、養護教諭の養護の本質に対する理解について概ね到達できる内容であった。第二に自ら経験した養護教諭とのかかわりを振り返り【養護教諭の思い】や【養護の本質の存在】への気づきがみられた。また養護教諭の理論を学び、養護の概念生成を行うことにより【理論や概念を学ぶ意味】を学修することができた。養護の概念生成については、初めて概念生成を試みた対象者も多く【概念を考えることの難しさ】も生じた。今後は「養護の本質」を探究する教育プログラムとして一般化されるための実証研究、ならびに客観的な到達度評価方法の開発が課題である。

### 謝辞

本研究の実施につきまして、ご協力いただきました

対象者の皆様に御礼申し上げます。

### 付記

本研究は2016年度日本養護教諭教育学会研究助成金をいただき実施しました。

また科学研究費基盤C26381259, 同基盤C18K02676により研究活動を遂行しました。

### 引用文献

- 1) 中央教育審議会：教職生活全体を通じた教員の資質能力の総合的な向上方策について（答申），2012（平成24）年，[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/1325092.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/1325092.htm)（アクセス2019年9月11日）
- 2) 中央教育審議会：新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて－生涯学び続け、主体的に考える力を育成する大学－（答申），2012（平成24）年，[https://www.mext.go.jp/component/b\\_menu/shingi/toushin/\\_icsFiles/afieldfile/2012/10/04/1325048\\_1.pdf](https://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/_icsFiles/afieldfile/2012/10/04/1325048_1.pdf)（アクセス2019年9月11日）
- 3) 中央教育審議会：チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について（答申），2015（平成27）年，[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/\\_icsFiles/afieldfile/2016/02/05/1365657\\_00.pdf](https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/_icsFiles/afieldfile/2016/02/05/1365657_00.pdf)（アクセス2019年9月11日）
- 4) 新村出編：広辞苑第7版，2726，岩波書店，2018
- 5) 中安紀美子：養護教諭の「養護」とは何か，日本教育保健研究会年報，(10)，47-54，日本教育保健研究会，2003
- 6) 三木とみ子：21世紀の学校教育と養護教諭－今，改めて養護教諭の固有性を探る－，日本養護教諭教育学会誌，5 (1)，99-107，日本養護教諭教育学会，2002
- 7) 藤田和也：養護教諭の実践の本質，養護教諭が担う「教育」とは何か，30-41，農文協，2008
- 8) 岡田加奈子：養護の本質と概念－養護とは－，（岡田加奈子，河田史宝 編著）養護学概論－理論と実践－，12-17，東山書房，2017
- 9) 日本養護教諭教育学会：養護教諭の専門領域に関する用語の解説集<第三版>，6，日本養護教諭教育学会，2019
- 10) Meleis, A. L: Theoretical Nursing development and

progress (3rd Ed), 1997

- 11) 大学設置基準第21条 文部省令第28号 令和元年8月13日公布（令和元年文部科学省令第11号）改正，[https://elaws.egov.go.jp/search/elawsSearch/elaws\\_search/lsg0500/detail?lawId=331M50000080028#110](https://elaws.egov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=331M50000080028#110)（アクセス2020年9月30日）
- 12) Immy Holloway, Stephanie Wheeler（野口美和子）：質的研究における真実の探求，ナースのための質的研究入門，171-179，医学書院，1996
- 13) Kolb, D, A: experiential Learning: Experience as the Source of Learning and Development. New Jersey: prentice-hall, 1984
- 14) 松尾睦：経験の実験的研究，経験からの学習プロフェッショナルへの成長プロセス，57-80，同文館出版，2006
- 15) 大谷尚子：養護の本質と作用，（大谷尚子，中桐佐智子 編著）新養護学概論，19-25，東山書房，2010
- 16) 三木とみ子：養護の本質と概念，四訂養護概説，1-4，ぎょうせい，2011
- 17) 鎌塚優子：養護教諭のための現代の教育ニーズに対応した「養護学概論」－理論と実践－チューターブック，1-2，静岡大学養護教育専攻，2017
- 18) 三森寧子，竹鼻ゆかり，矢野潔子他：養護教諭養成大学における「養護概説」開講の現状，学校保健研究，59 (1)，40-47，日本学校保健学会，2017
- 19) 大谷尚子：養護教諭のための養護学・序説，230-231，ジャパンマシニスト，2008
- 20) 朝倉隆司：子どもの「生きぬく力」を支え育てる養護教諭の専門性－「養護」の内容・考え方・実践・理論づくりをめざして－，保健の科学，60 (8)，523-527，杏林書院，2018

### 参考文献

- 1) 小倉学：改訂養護教諭－その専門性と機能－，東山書房，1997
- 2) 藤田和也：養護教諭が担う教育とは何か，農文協，2008
- 3) 岡田加奈子：養護教諭の養護の概念～ケアの視点から，日本保健医療行動科学学会年報，17，219-233，2002
- 4) 大谷尚子編 養護学概論第3版，第1章養護の概念，19，東山書房，2003

（2019年9月26日受付，2021年1月24日受理）

実践報告

教育学部養護教諭養成課程4年次生を対象とした保健指導の試行  
— 児童の行動変容の継続を目指した保健指導案の提案 —

海老原倫子\*<sup>1</sup>, 齊藤ふくみ\*<sup>2</sup>

\*<sup>1</sup>茨城県ひたちなか市立阿字ヶ浦小学校, \*<sup>2</sup>関西福祉科学大学

Examining the Proposed Health Guidance Plan  
for Undergraduate 4th Year Students in the *Yogo* Teacher Training Course  
at the Faculty of Education  
: Proposal of Health Guidances for Continuous Behavioral Changes in Children

Tomoko EBIHARA\*<sup>1</sup>, Fukumi SAITO\*<sup>2</sup>

\*<sup>1</sup>*Hitachinaka City Ibaraki Prefecture Ajigaura Primary School*

\*<sup>2</sup>*Kansai University of Welfare Science*

**Key words** : behavioral change, transtheoretical model, health guidelines,  
thinking and judgement abilities, continuity

**キーワード** : 行動変容, 行動変容ステージ理論, 保健指導, 思考力・判断力,  
継続性

I はじめに

近年, 子供を取り巻く社会環境や生活環境の急激な変化は, 子供の心身の健康にも大きな影響を与えている。学校生活においても肥満・痩身, 生活習慣の乱れ, いじめ, 不登校, 児童虐待等による心の健康問題, アレルギー疾患の増加, 性に関する問題や薬物乱用, 感染症等新たな健康課題が顕在している。中央教育審議会答申<sup>1)</sup>(以下「中教審答申」と略す)では, 2030(令和12)年の社会を見据え, 子供たちに身に付けさせたい資質・能力を, 生きて働く「知識・技能」, 未知の状況にも対応できる「思考力・判断力・表現力等」, 学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力, 人間性等」の三つの柱に再構成して示している。

筆者は, これまで, 小学校において肥満や歯肉炎予防, 学校保健委員会の活動を通して子供のセルフエスティームを高めるための実践に取り組んできた。それらの実践において, 子供一人一人の背景にある原因を丁寧に探り, その原因を解決するための手立てを保護

者と確認し合いながら指導を進めた。そして, 子供たちが主体的に活動できる場を多く設定し, 興味や関心を引く教材を作り, 少しでも改善が見られたら称賛することを継続して行った結果, 子供たちは自分の健康課題に向き合い, 解決に向けて意欲的に取り組もうとする姿が見られるようになった。つまり, 子供たちの行動が好ましい方向へ変容する行動変容がみられたのである。しかし, 意欲が高まり, 学んだことを行動へと実行に移すことが出来るようになったにもかかわらず, 指導の手から離れてしまうと, 元の状態に戻ってしまうことが多くあり, 行動変容を継続していくことの難しさを痛切に感じた。

戸部ら<sup>2)</sup>は, 行動変容とは「人々がそれまでの行動パターンをより望ましい行動に変えていくこと」と定義している。さらに, 「健康分野では, 健康にプラスとなる行動(運動習慣, バランスのとれた食事の摂取, 病気の予防のための行動等)を身につけていくプロセスや, 健康にマイナスとなる行動(夜更かし等の

睡眠習慣、暴飲暴食、病気や事故の原因となる行動等)をやめていくプロセス」のことでありとも述べている。

一方で、齋藤ら<sup>3)</sup>は、「保健室での保健指導や健康教育の授業実践を行う中で、『行動科学の考え方』を活用すると児童の思考がスムーズに進み、意欲的に学習に取り組む様子が見られ、行動変容を促す支援ができた。」と述べている。このことから、「行動変容の考え方」を活用することで、児童の健康行動を促すことが期待できる。行動科学は、人々の健康に対する意識を高め、不健康なライフスタイルの根幹となる行動そのものを変化させる理論であり<sup>4)</sup>、健康的な生活習慣形成にかかわる健康教育において、行動変容に関する理論や技法を活用して行うことは、児童の健康にプラスになる行動化につながると考えられる。これらから、行動変容を促進し継続させるためにも、「行動科学の考え方」<sup>3)</sup>を保健指導に取り入れることは重要である。行動変容モデルの一つで時間軸に基づいて説明したものにステージ理論<sup>4)</sup>があり、健康行動のステージの変化には、①無関心期、②関心期、③準備期、④実行期、⑤維持期の5段階あるとする。子供は、関心がないことに関心を持ったり、行動して失敗したり、成功したりを繰り返して成長発達する。人生で最も健康な時期にある子供に、健康的な行動を教授することは難しいとされており、適切な健康行動を身に付けさせるために、ステージ理論を活用することにより、子供たちに健康を自分事として捉える認識の変化を与える契機となると考えられた。すでに、齋藤ら<sup>5)</sup>は、ProchaskaとDiClementeらが考案した「行動変容ステージモデル」を、児童対象の保健教育で活用しており、児童が無関心期から関心期、準備期、実行期、維持期へと行動変容ステージを上げていく働きかけを開発した。さらに褒美や自己強化が行動変容の意欲を高めたり、行動や実践の状況をモニタリングしたり、家族や友達、教師などによるソーシャルサポート(社会的支援)を利用することを提案しており、参考となる。このような「行動変容ステージ理論」による児童への働きかけ、「振り返り」を意識し「対話」を重視した「主体的・対話的で深い学び」<sup>6)</sup>の授業が、行動変容を促進させ、健康課題に対応できる「思考力や判断力」を育むために有効ではないかと考える。

そこで、本研究の目的は、子供が健康に良い行動を身につけていくプロセス(あるいは健康に良くない行動をやめていくプロセス)及びその継続を促す要因を探ることである。さらに、それに基づいて思考力や判断力の育成に有効な手立てを見付け、「新たな健康課題に対応した教育」<sup>7)</sup>に則した指導案を提案することを目指した。本稿で取り扱う題材は、丈夫な骨づくりである。その際、先行研究では、セルフモニタリングは1回のみであるのに対して、本研究では、授業前後で2回のセルフモニタリングを実施し、行動変容の比較を試みることで行動変容の強化、継続性を検討する。本研究は、筆者が2018年度I大学教育学部内地留学生として取り組んだ研究の一部を報告する。

保健教育の用語の変更については、中教審答申<sup>1)</sup>を踏まえて、改定学習指導要領等では教科等を分類する用語である「保健学習」「保健指導」の用語を用いた分類は使用せず、教職員や国民が理解できる教科等の名称で説明することになった。そのため保健指導は保健学習と共に保健教育として今後示されることになった。本論では旧学習指導要領に則り保健指導を用いた。

## II 研究方法

研究目的に対して、まず、先行研究や指導書、書籍の文献検討を行った。その後、戸部ら<sup>2)</sup>による行動変容を促す健康教育の実践及び実践研究から得られた知見や考察をもとに、保健指導の指導案を作成し授業を試行した。本時の指導(1/3)では、ステージ理論の①無関心期から②関心期を、本時の指導(2/3)では、②関心期から③準備期を意図して構成した。試行の対象は、I大学教育学部養護教諭養成課程4年次生36名であり、2018年(平成30)年11月1日(木)9:00~10:20「教職実践演習(養護教諭)」において行った。題材名は「じょうぶな骨は未来への宝物~生活を見直そう~」(小学校6年生への保健指導)である。授業の流れは、図1の通りである。授業の前後で、「生活面」、「運動面」、「食事面」についてのセルフモニタリングを各4日間行った。セルフモニタリングの内容は同一のものであり、授業後については、授業内でグループワークを行ったり、各自が行動目標を設定したりした

1 資料 (Tさんの事例) を聞いて話し合う	(10分 ペア)
2 骨粗しょう症について知る	(20分 一斉)
3 授業前に実施したセルフモニタリングをもとに自分の生活習慣を振り返る	(5分 個別)
4 健康課題と解決方法を考える	(25分 グループ)
5 行動目標を設定, 友達に宣言する	(10分 個別→ペア)
6 学習のまとめ 授業振り返りシートの記入	(10分 一斉)

図1 保健指導の試行の流れ (小学校6年生対象の2時間分の指導内容を通して行った)

後に行った。セルフモニタリングのシートは、筆者が児童用に作成した「こつこつ貯金通帳」を使用し、健康により行動ができたなら○を付け、モニタリング後○の数を集計し得点化した。なお、授業の受講時は小学校6年生になって受けてもらうよう指示し、授業前後のセルフモニタリングにおいては、大学生として実生活に基づいた回答を依頼した。

分析の視点は以下のとおりである。

- ①グループ学習の効果：グループ学習での話し合い活動で挙げられた健康課題と解決策をKJ法<sup>8)</sup>でまとめた。
- ②授業後の振り返り：授業後、7項目 (現在の生活が将来の健康に影響することを理解できた、丈夫な骨を作るための健康な生活について理解できた、現在の生活を考えるきっかけになった、現在の生活習慣で課題を見付けることができた、これからの生活をどう工夫すれば良いか考えられた、他者の意見を参考にできた、実際に生活を改善することができそうだ) の意識調査を行った。「4 はい」、「3 まあまあ」、「2 あまり」、「1 いいえ」の④肢の中から当てはまるものに○を付けてもらい、各項目に○をつけた得点の平均値を算出した。
- ③セルフモニタリングの変化：グループ学習で話し合われた「生活面」、「運動面」、「食事面」での解決策を参考に行動目標を立て、授業前後のセルフモニタリング結果に対し一要因の分散分析を適用し、②の平均値の差の検定を有意水準5%とし、 $P < 0.05$ とした。  
さらに上記の結果に基づき行動変容の様子を分析して試行方法の有効性を検証し、指導案の改善を行った。

倫理的配慮については、授業の前に、本研究の目的やプライバシー保護について、文書と口頭で説明し承諾を得た。セルフモニタリングシートでは個人を特定する情報は一切扱わず、ID番号により管理し個人情報保護に配慮した。

### Ⅲ 結果

#### 1 グループ学習での話し合いの結果

「食事面」について図2に示した (「生活面」、「運動面」の図は省略する)。

「食事面」での課題は大きく4つあり、「栄養バランスの偏り」「一日3食食ることができない」「カルシウムが摂取できない」「お菓子を食べてしまう」が挙げられ、具体的な解決策は、「ちゃんとスーパーに行く」「食べたものを記録して栄養バランスを考える」「家に乳製品をストックする」「甘い物が食べなくなったらヨーグルト」等が挙げられた。ここでは図を省略したが、「生活面」での課題は大きく5つあり、「早く寝ることができない」「睡眠時間と質の問題」「早く起きられない」「規則正しい生活ができない」「歯みがきを一日3回することができない」が挙げられ、具体的な解決策は、「布団に入る準備を早くする」「布団に入ったらスマホを見ない」「ドラマは録画、朝に見る」「24時間を上手に使う」「歯ブラシを持ち歩く」等が挙げられた。また、「運動面」での課題は大きく3つあり、「運動できない」「習慣化できない」「運動量が少ない」が挙げられ、具体的な解決策は、「友達と一緒に運動する」「足踏みしながらテレビを見る」「散歩から始める」「歩ける距離はバスを使わない」等が挙げられた。

#### 2 授業後の振り返り

図3に示すように、7項目のうち「実際に生活を改善することができそうだ」の項目が、最も低い値であった (平均値3.32, SD0.56)。

#### 3 セルフモニタリングの分析

表1は、授業前と授業後に行ったセルフモニタリングの結果として得られた、行動目標ごとの得点の平均値と分散とその分析結果を示したものである。全ての行動目標において平均値の増加がみられ、「運動面」と「食事面」では、その増加は有意なものであると考えられる。表1における「全体」は、3つの行動目標

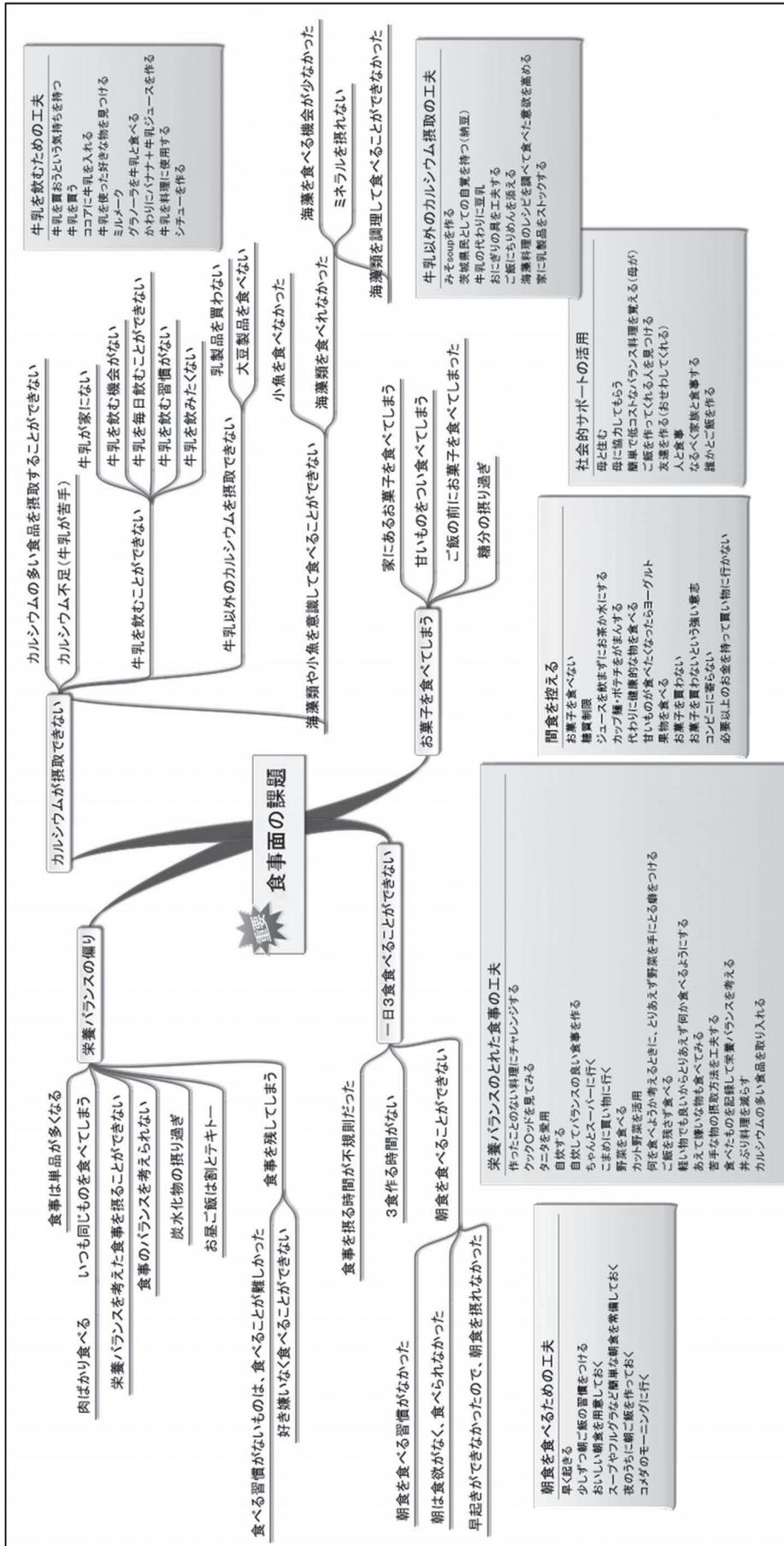


図2 食事面の健康課題と解決策 (課題：89枚 解決策：75枚)

の結果を単に平均したものであるが、その増加に有意差が認められた ( $P<0.05$ )。

表2は、授業前と授業後に行ったセルフモニタリングの変化を、行動目標として設定した項目の数について比較したものである。行動目標を「1つ」立てたグループより、「2つ」立てたグループの方が、行動変容の得点が増加し、有意差がみられた ( $P<0.05$ )。しかし、行動目標を「3つ」立てたグループでは、有意差はみられなかった。

#### Ⅳ 考察

##### 1 子供が健康に良い行動を身につけていくプロセス

図2から読み取れるように、グループ学習で互いに考えを対話させる中で、思考の広がりから一人では思いつかなかった健康課題の解決方法（牛乳を飲むための工夫として、牛乳を買おうという気持ちを持つ、牛乳を料理に使用する等）を見付けることができ、友達からのアドバイス（牛乳以外のカルシウム摂取の工夫として、おにぎりの具を工夫する、ご飯にちりめんを添える等）で、自分ではなかなか生活習慣を変えよう

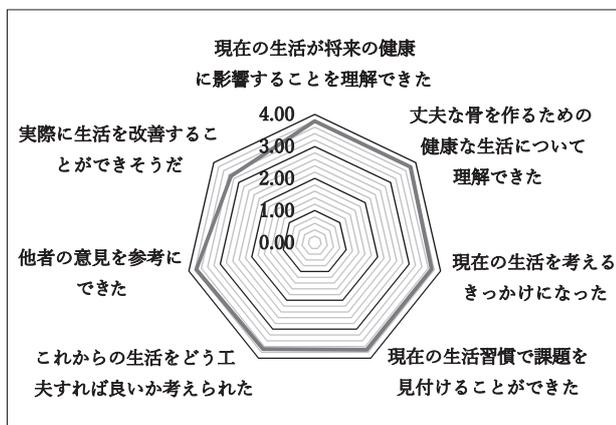


図3 授業後の学習者による振り返り (n=36)

表1 学習者の授業前後のセルフモニタリングの変化 (n=32)

行動目標	授業前		授業後		p 値
	平均	分散	平均	分散	
生活	13.87	11.65	14.97	12.57	0.219
運動	7.19	20.63	9.61	24.65	0.049 *
食事	29.35	42.30	32.58	36.12	0.047 *
全体	50.42	106.20	57.16	105.90	0.012 *

\* $p<0.05$

と思えなかったことも「やってみよう」という実践への意欲が刺激されることをつかむことができた。これは、「学習者が相互の意見を交流させながら展開し、個々の思考活動を促進させる」<sup>9)</sup> ディスカッションを授業に取り入れたことによると思われる。また多くの課題解決策や情報の中から一番自分に合った解決方法を選び行動目標を立てたり、自分の考えを相手に伝えたりする中で、思考を整理し絞り込むという判断力も自ずと身に付いていくのではないかと考えられる。

さらに、授業では、自分の生活を振り返り健康課題に気付くこと、実践したことを振り返り新たな課題に気付くこと、今学んでいることが先行学習のどの部分とつながるのか授業の振り返りを行うこと等、振り返りから考えを深める場面を多く設けて、広がりだけでなく深い思考力も育まれていくよう意図して授業を創造した。しかし、思考の深まりまでは把握することはできなかった。

戸部ら<sup>2)</sup>による行動変容するための行動科学のアプローチとして、健康・健康行動への「価値観」を高めたり、行動変容への自己効力感（できる感）を高めたり、健康行動への「決意」を引き出すなどの理論や技法を授業に取り入れた。例えば、丈夫な骨が健康な身体の基になることに気づく、健康な生活を送る意欲を持たせる、生活を振り返ることにより、自らの課題に気づく、更に行動目標を立てることで、表1にみられるように「運動面」と「食事面」において有意な行動変容がみられた。また、表2において、行動目標を「1つ」立てた者より、「2つ」立てた者の方が、有意に行動変容がみられたが、「3つ」立てた者の有意差はみられず、結果でも行動変容に大きな変化はみられなかった。行動目標を「1つ」よりも「2つ」立てた方が、一般的に相乗効果で行動変容が促進されるのか、それとも今回の大学生だけにみられた結果なのかどうか、また、行動変容促進に影響があるかどうかについては、今後、小学校での実践により、小学生への有効性を検証していくことが求められる。

##### 2 行動変容の継続を促す要因

行動変容の継続については、授業後のセルフモニタリングに取り組んだ学生は、「運動と牛乳のおかげで、最近調子が良いから、規則正しい生活を続ける」とい

表2 授業前後の学習者の行動目標項目別セルフモニタリングの比較 [上段：人数，下段：(%)]

行動目標	「1つ」			「2つ」			「3つ」
	生活	運動	食事	生活・運動	生活・食事	運動・食事	生活・運動・食事
上位 (n=11)	0 (0)	2 (18.2)	1 (9.1)	1 (9.1)	3 (27.3)	4 (36.4)	0 (0)
中位 (n=12)	5 (41.7)	3 (25.0)	1 (8.3)	1 (8.3)	0 (0)	1 (8.3)	1 (8.3)
下位 (n=9)	1 (11.1)	2 (22.2)	3 (33.3)	0 (0)	1 (11.1)	0 (0)	2 (22.2)
n=32	6 (18.8)	7 (21.9)	5 (15.6)	2 (6.3)	4 (12.5)	5 (15.6)	3 (9.4)

注) 上位：+26~+6，中位：+5~+1，下位：0~-7 \*p<0.05(df=2)  
 実践した行動目標の項目別に、授業前後を比較し、その変化を得点で表した。得点が高い順に並べ、ほぼ同じ人数になるよう上から3つのグループ(上位・中位・下位)に分けた。

う感想を述べていた。この学生は、母親に牛乳をいつも用意しておいてもらい、積極的に飲むようにした。また、運動も授業前のセルフモニタリングからダンス、腕立て伏せ、腹筋など1.5時間以上の運動をずっと続けていた。行動変容で自分に「プラスの変化が起こり、続けられるという自信が、行動変容への維持につながり、行動が習慣化される」<sup>10)</sup>といわれているように、行動変容して良かったと思えるような実感を伴う体験を保健指導でも取り入れていくことは行動変容を継続させるためにも必要であるといえる。ある大学生は、授業後のセルフモニタリングの行動目標を「(早く寝るために)早くお風呂に入る・携帯のブルーライトを見ない」として実践に取り組んだ。実際、「バイトや予定でどうにもならないことがあった」と率直な感想を寄せてくれたが、「生活リズム的にどうにもならないこともあったが、小さな工夫でできそうなことから取り組んだ」と努力した様子を書いてくれた。グループ学習での様々な課題解決のための工夫が友達から出され、それが生きた知識として行動目標になり、実践に移したり、移そうと努力している姿を大学生の感想から読み取ることができる。このように実践が難しかったことでも、すぐに諦めてしまわずに「行動変容を挑戦として捉え、立ち向かう前向きな考え方」<sup>10)</sup>をしていることが、行動変容を継続させるためには有効であるといえるだろう。

戸部<sup>2)</sup>は、「自ら積極的な健康行動を行い、行動を継続する可能性が高いのは内的コントロール所在の人」と述べている。そこで子供たちへの保健指

導でも、「子供が取り組みや行動を上手に振り返ることができるように授業の中で支援する」<sup>2)</sup>ことを行い、自分の努力や工夫を肯定的に評価し、意欲や自信につながっていきえるようにしていくことが望ましい。

### 3 思考力や判断力の育成を促す「新たな健康課題に対応した教育」に即した指導案の提案

本研究では、齋藤<sup>5)</sup>による先行研究を参考として、5つの行動変容ステージに沿って、児童のステージの分析をするとともにステージを上げるための働きかけの目標を設定し、授業の流れを説明した「行動変容ステージ理論」(図4)を作成して働きかけを行い、子供(本試行では大学生)の行動変容を促した。ここでは「振り返り」を意識し「対話を重視」した「主体的・対話的で深い学び」<sup>6)</sup>の授業を展開した。これを通して、健康課題に対応できる「思考力や判断力」の広がりをもたせたいことが示されたと思われる。なお図4では、本研究で試行した保健指導の結果をもとに、行動変容ステージ理論における無関心期→関心期→準備期までをまとめた。さらに、本試行では取り組むことはできなかったが、実行期・継続期については事後指導として位置づけ、筆者が小学校において児童対象に実践を継続していくことを想定して提案する。

筆者が作成した保健指導案「じょうぶな骨は未来への宝物～生活を見直そう～」を、行動科学の「行動変容ステージ理論」<sup>5)</sup>に基づいて実施・評価し、図4のように児童のステージごとの有効な働きかけをまとめた。さらに、この図に基づき、小学校6年生用に改善した保健指導の指導案(図5)及び事後指導案(図6)を提案する。

## V まとめ

本研究を通じて、「行動変容ステージ理論」<sup>5)</sup>による児童への働きかけを、対象を大学生として集団保健指導を試行し、「知識・理解」の促進、「意志決定バランス」への気付き、「意志決定コミットメント」の促進、「自己効力感」への働きかけを組み込んだ。さらに集団指導後のフォローアップとして試行した事後指導において、「セルフモニタリング→振り返り→課題解決」の促進、「ソーシャルサポート」の利活用、「褒美・自己強化」による意欲向上を図った。これらから、

授業の流れ		導入 展開 まとめ 事後指導			
行動変容ステージ	無関心期	関心期	準備期	実行期	維持期
児童のステージ	健康であることが当然で、健康をそこなう事への危機感はない。健康課題改善へ関心はない。	健康をそこなうことへの危機感を感じ、健康課題の解決に関心をもっている。	自分の健康課題解決の必要性を自覚し、解決のための目標や計画を立てる。	健康課題解決のための行動を実践している。	健康的な行動を継続している。
ステージを上げるための働きかけの目標	<目標> 健康の大切さの認識、健康をそこなう事への危機感を高める。	<目標> 行動変容についての知識を習得させ、有益性と障害を考えさせる。行動変容する自信を高める。	<目標> 自分の課題を見付け、目標と計画を立てることや、行動を変える意思決定を支援する。	<目標> 褒美や強化を活用したり、刺激をコントロールしたりして、行動変容する決心が揺るがないよう支援する。	<目標> 行動変容が逆戻りしないよう、課題解決を支援する。
児童への働きかけ 保健指導「じょうぶな骨は未来への宝物～生活を見直そう～」	知識・理解	知識・理解	意思決定・コミットメント	セルフモニタリング	セルフモニタリング→振り返り→課題解決
	・体の中の骨の役割を知り、健康の大切さに気付かせる。 ・骨の断面図の資料や事例を提示して、骨粗しょう症の原因について考え、自分にも起こりうる病気であることに気付かせる。	・じょうぶな強い骨を作るための生活の仕方について、養護教諭から説明を聞き、理解させる。	・セルフモニタリングの結果をもとに、自分の生活習慣を振り返り、課題に気付かせる。 ・具体的に達成可能な行動目標を立てて、意思決定カードを利用して友達に意思を伝えさせる。	・実践の状況をセルフモニタリングし、行動目標がどの程度実行できているかを自己評価させ、進歩していることを実感させる。	・行動実践がうまくいかないときには、セルフモニタリングの結果をもとに振り返りを行い、課題解決のヒントを見付けるように促す。
		意思決定バランス	自己効力感	ソーシャルサポート	ソーシャルサポート
		・骨量変化グラフを提示して、カルシウムを骨に蓄えられる期間は決まっています、10歳後半までに最大骨量を増やしておく必要があることに気付かせる。 ・行動変容することで、骨粗しょう症は予防できる病気であることを理解させる。	・健康課題を解決するための方法をグループで話し合い、数多く挙げさせる。 ・うまく実践できた友達の意見を参考にして、行動変容への自信を持たせる。	・家族や友達、教師等によるソーシャルサポート（社会的支援）を有効に利用させ、意欲を高める。	・家族や友達、教師等によるソーシャルサポート（社会的支援）を有効に利用させ、意欲を高める。
				褒美・自己強化	褒美・自己強化
				・頑張った児童には賞状を与え、セルフモニタリングのカードには個別に称賛の言葉を添えて、意欲を高める。	・プラスのセルフトークで自分の気持ちや行動をコントロールできることを知り、前向きに課題解決に取り組む意欲を高める。

図4 行動変容ステージを活用した保健指導案「じょうぶな骨は未来への宝物～生活を見直そう～」における児童への働きかけ

第6学年 「特別活動」領域学習指導案（保健）

1 題材名 「じょうぶな骨は未来への宝物 ～生活を見直そう～」

2 本時の指導（1/3）

(1) 目標

○骨の大切な役割について知り、じょうぶな強い骨作りのためには、食事・運動・睡眠などの健康的な生活を送ることが大切であることを理解し、行動目標を立てて実践しようとする意欲をもつことができる。

(2) 展開

学習内容・活動	学習形態	支援（○全体 ・個別）	評価◎
1 「わたしはだれでしょう？」クイズを聞いて、発表する。	一斉		○クイズの答えを考えることで、骨の役割を理解し、健康の大切さに気付かせる。 ◎骨の大切な役割について理解している。（ワークシート、発言）
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">                     じょうぶな強い骨を作るための生活の仕方を考えよう。                 </div>			
2 本時の学習課題をつかむ。			
3 紙芝居「Tさんの生活」を見て、話し合う。 ○Tさんがかかった病気について考える。 ・糖尿病 ・がん ・骨粗しょう症  ○紙芝居「Tさんの生活」で、何が病気の原因になったのか話し合う。	グループ	○4人のグループにする。	○意見が出にくい時には、保健学習で学んだ生活習慣病を思い出させ、つながりのあることに気づかせる。 ○養護教諭から「骨粗しょう症」について、専門的な話を聞き、自分もかかる可能性がある病気であることを理解できるようにする。 ○保健学習で学んだことを振り返り、紙芝居の主人公の生活習慣から、健康によくない生活習慣に着目して考えさせる。 ・ワークシートに考えを書くことにより、安心して話し合いに参加できるように配慮する。
○じょうぶな強い骨作りのための生活の仕方について、養護教諭の説明を聞く。 ・栄養のバランスのとれた食事を摂る。 ・カルシウムを意識して摂る。 ・外に出て運動する。 ・睡眠を十分にとる。	一斉		○Tさんの生活と比較しながら説明する。 ○骨量変化のグラフから、カルシウムを骨に蓄えられる期間が決まっていることを読み取らせ、子供の頃から生活習慣を整えることによって予防できることを理解させる。  ◎じょうぶな強い骨作りのための健康的な生活の仕方を理解している。（ワークシート、発言）
4 自分の行動目標をもつ。 ○じょうぶな強い骨作りのために、これから頑張っていこうと決めたことを記入し、発表する。	個別 グループ		○行動目標を書くことによって、実践への意欲付けを図る。 ○「こつこつ貯金」の取り組み方の説明をする。 ・迷って記入できない児童には、机間指導で助言する。
5 本時の学習を振り返る。 ○今日の学習内容を振り返ってワークシートにまとめる。	個別		◎じょうぶな強い骨作りのための行動目標を立てて、実践への意欲をもっている。（こつこつ貯金通帳）

3 本時の指導（2/3）

(1) 目標

○「こつこつ貯金」の実践を振り返り、健康課題に気付き、課題解決のための具体的な方法を考え、新たなチャレンジ行動目標を設定することができる。

図5 小学校6年生「じょうぶな骨は未来への宝物～生活を見直そう～」指導案

(2) 展開

学習内容・活動	学習形態	支援 (○全体 ・個別) 評価◎
<p>1 前時の学習を振り返り，取り組んだ感想を発表する。</p> <p>2 本時の学習課題をつかむ。</p>	<p>一斉</p>	<p>○じょうぶな強い骨作りのための生活の仕方を確認する。</p> <p>○目標がどの程度実行されたかを自己評価させる。</p>
<p>「こつこつ貯金」を振り返って，新たなチャレンジ行動目標を立てよう。</p>		
<p>3 「こつこつ貯金」の取り組みについてグループ内で紹介し，むずかしかったこと，課題解決のための方法について話し合い，発表する。</p> <p>○取り組んだ内容を一人ずつ紹介する。</p> <p>○グループでまとめたものを発表する。</p>	<p>個別</p> <p>グループ</p>	<p>○4人のグループにする。</p> <p>○出された意見や解決の方法を付箋に書き，模造紙に貼らせる。</p> <p>・方法が思い浮かばない児童へは，同様の課題を友達が上手に解決している例を聞くことで，課題解決への自信をもたせる。</p> <p>○家族に手伝ってもらうことも工夫の一つであることに気付かせる。</p> <p>・食物アレルギーの児童へは，乳製品以外のカルシウムを多く含む食品を紹介し，自分に合った解決方法を見付けられるように助言する。</p> <p>◎自分の生活を振り返り，課題に気付き，友達の意見を取り入れながら課題を解決する方法を考え，自分の言葉で伝えている。(模造紙・付箋・発言)</p>
<p>4 養護教諭から上手に目標を立てるポイントについて説明を聞く。</p>	<p>一斉</p>	<p>○目標を達成するために必要な手順や方法について具体的に考えさせる。</p> <p>○「セルフトーク」について紹介する。</p>
<p>5 話し合ったことを参考に，新たなチャレンジ行動目標を立て，グループの友達に発表する。</p>	<p>個別</p> <p>グループ</p>	<p>○行動目標を実行する決意をグループ内で発表し合うことで，実践の意欲を高める。</p> <p>○4日間再度実践を試み，目標としたことが実践でき，ポイントが上がった場合には，表彰することを伝える。</p>
<p>6 本時の学習を振り返る。</p> <p>○学習のまとめをする。</p>	<p>一斉</p>	<p>○現在の生活が将来の健康に影響を与えることに気付かせ，よい生活習慣を継続させることの重要性を理解させる。</p> <p>◎生活習慣を改善する方法について，進んで自分の意見を発表したり，友達の意見を聞いたりしながら新たな行動目標を立てている。(こつこつ貯金通帳・意思決定シール)</p>

図5 (続き)

4 本時の指導 (3/3)

(1) 目標

- 「こつこつ貯金」を振り返り、自己評価することで、進歩していることを実感できる。
- ソーシャルサポートを活用するなど、課題解決のための様々な方法を検討し、新たな実践に向けてチャレンジ行動目標を設定し、取り組む意欲をもつことができる。

(2) 展開

学習内容・活動	学習形態	支援 (○全体 ・ 個別) 評価◎
1 前時の学習を振り返り、新たなチャレンジ行動目標で実践した感想を発表する。	一斉	○「こつこつ貯金」のポイントが前回よりも上がった児童を表彰し、称賛する。 ・目標が達成できなかった児童も次に向けて頑張るよう励ます。 ○取り組みをした感想を話してもらう。
2 本時の 学習課題をつかむ。		
「こつこつ貯金」を振り返りながら自己評価し、課題解決のための様々な方法を考えよう。		
3 「こつこつ貯金」の取り組みを振り返り、前回の実践と比較しながら自己評価する。 ○進歩していること・達成のために工夫したこと・むずかしかったことを発表する。  ○課題解決の方法について考え、話し合う。	個別  グループ	・「こつこつ貯金」のポイントだけでなく、生活習慣改善による小さな行動変容にも目を向けさせ、進歩していることを実感させる。 ○4人のグループにする。 ○進歩していること・達成のために工夫したこと・むずかしかったことを、それぞれ付箋に書き、発表しながら模造紙に貼っていく。 ○行動目標を達成し、継続するためには、むずかしかったことを解決する必要があることに気付かせる。 ・友達同士でアドバイスをしたり、「目標が達成できた日」と「達成できなかった日」を振り返り、課題解決のヒントが見つけられるように助言する。 ・プラスのセルフトークで、前向きに課題解決に取り組めることにも気づかせる。 ◎自己評価により、進歩していることを実感することができ、友達のアドバイスや実践の振り返りから、課題解決のためのヒントを見付けることができる。 (模造紙・付箋・発言)
4 養護教諭からソーシャルサポートの活用について説明を聞く。 ・励ましの言葉をかけてもらう ・困難な時にアドバイスをもらう ・手伝ってもらう ・一緒に取り組んでもらう	一斉	○生活習慣改善は、家庭生活の影響が大きいいため、家族からのサポートも積極的に活用することが大切であることに気付かせる。 ・家族からのサポートが思いつかない児童には、具体例を挙げて助言する。 ○学年便りなどで、家族からのサポートが得られるように、協力を呼びかける。
5 新たな実践に向けてチャレンジ行動目標や方法を修正・設定し、グループの友達に発表する。	個別 グループ	○決定したチャレンジ行動目標や方法をグループ内で伝え合うことで、実践への意欲を高める。 ○4日間再度実践を試み、目標としたことが実践でき、ポイントが前回より上がった場合には表彰することを伝える。
6 本時の学習を振り返る。 ○学習のまとめをする。	一斉	◎グループ内で話し合ったことを参考にしたり、家族からのサポート内容を検討したりしながら、進んで行動目標や方法を修正し、決定することができる。 (こつこつ貯金通帳・意思決定シール)

図6 小学校6年生「じょうぶな骨は未来への宝物～生活を見直そう～」事後指導案

「振り返り」を意識し「対話を重視」した「主体的・対話的で深い学び」<sup>6)</sup>の授業が、行動変容を促進させ、健康課題に対応できる「思考力や判断力」の広がりを確認できた。今後の課題は、行動変容を継続させるためには、行動変容して良かったと実感できる体験や、行動目標の実践後の振り返りから進歩を実感できる自己効力感<sup>2)</sup>を高めていくことが必要であると考えられた。さらに、自分の行動変容に影響を与えている環境を整える「調整力」と、食事面で母に協力してもらう、友だちを作ったり、人と食事したり、誰かのご飯を作るなどといった記述から、自分一人の行動から他者とともに行動するためのソーシャルネットワークやソーシャルサポートといった社会的連帯が健康を高めたり、問題解決力を高める<sup>4)</sup>ために重要であることが示唆された。

本研究で得られたことを保健指導に取り入れ、小学校児童たちと向き合いながら実践し、その有効性を実証していくことが求められる。養護教諭は学校全体に関わる立場から、学年・学級・教科の枠を超えた様々な場面で行動変容への働きかけを行うことができ、アプローチの仕方も子供の実態に即したものができる。また、集団を対象とした保健指導と保健室での個別の保健指導をうまく組み合わせ、家庭や担任とも協力・連携して取り組むことで効果的な指導が可能である。養護教諭の専門性を生かした保健指導は、より有効な効果を期待できると思われる。

予測される研究の限界は、セルフモニタリングや授業は児童に行ったものではなく、大学4年次生を児童に見立てて行ったため、児童への応用は検証の前段階である点である。しかし、実際に行動目標を立てて生活習慣改善に向けて取り組んだ学生からの率直な感想や反応から、行動変容への傾向をつかみ、児童にも当てはまるかを考察することには一定の意義があり、今後の研究にも生かすことができると考えられる。また、養護実習や保健科教育実習（選択者のみ）において保健の授業を実際に行った経験のある学生からの授業への感想や見方は、自らの授業改善という点で、非常に有効であると考えられる。

## 文献

- 1) 中央教育審議会：幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について（答申），47，2016，[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/1380731.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/1380731.htm)（アクセス2020年11月27日）
- 2) 戸部秀之，齋藤久美：行動科学を生かした保健の授業づくり，8，少年写真新聞社，2012
- 3) 齋藤久美，戸部秀之：「行動変容を促す健康教育プラン」の作成と健康教育への活用－養護教諭の特性に焦点を当てて－，埼玉大学教育学部教育実践総合センター紀要，15，23-30，2016
- 4) 畑栄一，土井由利子：行動科学 健康づくりのための理論と応用，3，南江堂，2017
- 5) 齋藤久美，戸部秀之：薬物乱用防止教育（小学校6年生対象）の学習プロセスにおける行動変容技法の導入，埼玉大学教育学部附属教育実践総合センター紀要，10，119-120，2011
- 6) 文部科学省：「小学校学習指導要領 総則編」，77，2017
- 7) 森良一：保健学習実践講座【小・中・高等学校】保健学習の具体的な指導方法：<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/uploaded/attachment/226928.pdf>，1-15。（アクセス2018年11月15日）
- 8) 『看護研究』編集室：焦点 | 科学的な質的研究のための質的統合法（KJ法）と考察法（Ⅱ），看護研究，41（2），91-136，2008
- 9) 瀧澤利行：基礎から学ぶ学校保健，76，建帛社，2009
- 10) 健康長寿ネット：<https://www.tyoju.or.jp/net/kenkou-tyoju/index.html>（アクセス2018年11月21日）

（2019年3月22日受付，2021年1月24日受理）

## 調査報告

タイムスタディにもとづく小学校養護教諭の職務実態  
— 時間からみた多忙化に着目して —土屋 史子\*<sup>1</sup>, 留目 宏美\*<sup>2</sup>\*<sup>1</sup>上越教育大学大学院 \*<sup>2</sup>上越教育大学Professional Duties of *Yogo* Teachers in Elementary School  
Based on Time Study Data  
: Getting Busy from the Viewpoint of TimeAyako TSUCHIYA\*<sup>1</sup>, Hiromi TODOME\*<sup>2</sup>\*<sup>1</sup>Graduate school, Joetsu University of Education\*<sup>2</sup>Joetsu University of Education**Key words** : *Yogo* teacher, professional duties, time study, getting busy, elementary school

キーワード : 養護教諭, 職務実態, タイムスタディ, 多忙化, 小学校

## I はじめに

近年, 子どもを取り巻く社会環境は大きく変化し, 学校現場では課題が多い<sup>1)</sup>。こうした現状は, 養護教諭の職務に影響を及ぼしている。山田<sup>2)</sup>は職務内容と時間に着目し, 「どのような業務行為に, どれだけの時間が費やされているのかを定量的に調査する方法であり, 信頼性が高い」<sup>3)</sup> タイムスタディを用いて, 養護教諭の多忙さを明らかにしている。

元来, 養護教諭の職務内容は多岐にわたる<sup>4)</sup>。その上, 「1校に1人配置のため, 多様な子どものニーズに応えようとますます多忙を極めてしまった結果, 職務に費やす時間が増え, 多忙さにつながっている<sup>2)</sup>。公立学校教育公務員の勤務時間は, 7時間45分と規定されているが, 2016(平成28)年の調査によれば, 小学校養護教諭の1日の勤務時間は10時間7分である<sup>5)</sup>。2006(平成18)年の同調査と比べて長くなり<sup>6)</sup>, 勤務超過に拍車がかかっている。

こうした現状に対しては, 養護教諭自身が多様化する職務に振り回され, アイデンティティを見失う事態に陥っている<sup>2)</sup>。余裕のないまま問題に対応している状況があり, 1人職である養護教諭の職務に関する量

的な問題が質的な深化を制約している<sup>7)</sup>, といった懸念が指摘されている。養護教諭がアイデンティティを見失わず, 養護の質的な深化を保障するためには, 養護教諭の職務実態を把握し, 職務に関する量的な問題に対処するための具体的な手立てを検討することが重要になると考える。

養護教諭に限らず教員の勤務超過は, 教員の多忙化の一端を示すものとして問題視され, 注目されている<sup>8) 9)</sup>。多忙化解消をめざし, ICT利用や会議精選等, 様々な手立てが取り組まれてきたが<sup>10) -12)</sup>, 多忙化解消には至っていない<sup>5) 13)</sup>。その背景として, 学校が関わる問題の複雑多様化<sup>11)</sup>, 教育機関としての学校から福祉機関としての学校への移行<sup>14)</sup>, 献身的教師像にもとづいて形成された「文化としての多忙」<sup>15)</sup>などが指摘されている。子どもの現代的な健康課題が多様化・深刻化している現状にあること<sup>16)</sup>, 養護教諭が学校文化の影響を受けること<sup>17)</sup>から, 養護教諭の職務実態の背景としてもこれらを想定できる可能性がある。ただし, 学校の役割・機能の移行や文化的な側面を探る以前に, 養護教諭及び学校の属性による差を確認しておくことが重要と考える。現に, 教諭を対象にした各

種調査では、基本的な属性による差が明らかにされており<sup>5) 6)</sup>、勤務時間は教員の年代、校務、学校環境の影響を受けている<sup>5) 6) 18)</sup>。従って、養護教諭の職務実態も、養護教諭の経験年数、受け持ち校務分掌数、児童生徒数にもとづく学校規模による差が推察される。山田<sup>2)</sup>によれば、養護教諭の職務内容と時間は、経験年数による有意差がみられないが、勤務超過に拍車がかかっている状況<sup>5) 6)</sup>を踏まえると、経験年数による差を確認する必要がある。また、受け持ち校務分掌数、児童生徒数にもとづく学校規模による差は分析されていないことから、基礎的な理解のために、まずは上記3つの観点から養護教諭の職務実態の差を明らかにする必要がある。

さらに、曜日による差も確認する必要がある。養護教諭の職務と曜日の関係は明らかでないが、曜日による差がある場合、曜日別の勤務時間や保健室利用者数<sup>19)</sup>の差の影響を除外できず、結果において上記3つの観点による差を論じることに限界が生じるためである。タイムスタディを用いた先行研究を概観すると、曜日別の分析はタイムスタディデータの分析において必要な手順である<sup>3) 20) 21)</sup>。

そこで、本研究は、曜日、養護教諭の経験年数、受け持ち校務分掌数、児童数にもとづく学校規模による差に焦点を当て、タイムスタディデータにもとづいて小学校における養護教諭の職務実態を明らかにし、養護教諭の時間からみた多忙化に関する基礎資料を得ることを目的とする。

## II 方法

### 1 調査の対象およびデータ収集の方法

新潟県Y市の公立小学校113校に勤務する養護教諭113名を対象とし、2019(平成31)年1月～2月、無記名自記式質問紙調査を実施した。対象者が集まる地区研修会で、研究の趣旨と調査協力依頼を明記した文書、質問紙、返信用封筒を配布し、直接、説明・依頼した。回収方法は、教育事務所内にある地区研修会代表者の既設BOXを回収箱として用い、留め置きにした。回収箱への提出をもって、調査協力の同意が得られたものとみなした。

### 2 質問紙の構成内容、項目

質問紙の内容は、対象者および現任校の属性、職務認識、2018(平成30)年度の月別平均残業時間、2019(平成31)年1月中のある月～金曜日のタイムスタディ、多忙感と多忙化解消の取組、体調から構成した。本稿で示す内容、項目は以下のとおりである。

- 1) 対象者および現任校の属性:養護教諭の経験年数、受け持ち校務分掌数、児童数
- 2) 2019(平成31)年1月中のある月～金曜日のタイムスタディ

タイムスタディは他計式と自計式がある<sup>20)</sup>。データ数の確保、対象者の心的負担、来室児童への倫理的配慮から、対象者自身が記録する自計式を用いた。1日につき7時から21時の枠を設け、15分ごとに区切った。養護教諭の職務内容<sup>4)</sup>および先行研究<sup>2)</sup>をもとに作成した職務内容26項目(休憩を含む)を示し、遂行した職務内容番号を15分ごとに記入してもらった。休憩に職務内容番号を割り当てたのは、教育公務員の勤務時間に休憩が含まれているため、また、タイムスタディデータに空白が生じないためである。その他、各日の出勤・退勤時間等の記入欄を設けた。

### 3 分析の方法

Excel2016を用いて単純集計、SPSS Ver.26を用いて統計解析を行った。有意水準は5%未満とした。

- 1) 対象者および現任校の属性

養護教諭の経験年数は、新潟県における中堅教諭等資質向上研修(養護教諭)の受講の有無を基準とし、「13年未満」と「13年以上」の2群とした。受け持ち校務分掌数は、データの中央値、平均値にもとづいて「3未満」と「3以上」の2群とした。児童数による学校規模は、データの平均値、全国の小学校の平均児童数320.9人<sup>22)</sup>にもとづいて「315人未満」と「315人以上」の2群とした。以上3項目間の差を明らかにするためにt検定を行った。

- 2) 2019(平成31)年1月中のある月～金曜日のタイムスタディ

勤務分数(=出勤から退勤までの分数)、勤務分数内職務遂行分数(=勤務分数の内、職務を遂行している分数)、勤務時間内職務遂行分数(=8時15分から16時45分までと規定されている、休憩45分を含む勤務

時間510分の内、職務を遂行している分数)を算出した。それぞれ、曜日による差を明らかにするために一元配置分散分析を行った。対象者および現任校の属性3項目による差を明らかにするためにt検定を行った。なお、調査は職務内容(26項目)を設定し、「救急処置」に関する職務を「けが対応」「体調不良対応」「経過観察」「受診対応」の4つに分け、具体的なタイムスタディデータを収集したが、本研究結果では4つを「救急処置」にまとめ、23項目別の職務遂行分数を算出した。さらに、勤務分数内職務遂行率(=勤務分数内職務遂行分数を勤務分数で割った値)を算出し、ピアソンの相関係数を用いて、対象者および現任校の属性3項目との関連を明らかにした。

#### 4 倫理的配慮

研究の趣旨、倫理的配慮、データの取り扱い、結果の公表などを明記した文書を配布し、口頭で直接説明した。調査協力等の自由保障および同意の順守、学校・個人名の秘匿性等に十分留意した。上越教育大学研究倫理審査委員会より承認を得た(No2018-48)。

### Ⅲ 結果

#### 1 回答者および現任校の属性

50人から回答を得た(回収率44.2%)。タイムスタディの回答がなかった3人を除く47人を有効回答(有効回答率41.6%)とした。

養護教諭の経験年数は1~42年であり、平均が15.98年であった。受け持ち校務分掌数は1~8つであり、全ての回答者が「学校保健」を受け持っていた。児童数は46~877人であり、平均が315.09人であった(表1)。

児童数にもとづく学校規模と養護教諭の経験年数、受け持ち校務分掌数は、それぞれ有意差がみられた(表2)。

表1 回答者および現任校の属性

n=47					
経験年数	5年未満	5~10年未満	10~20年未満	20年以上	平均値
	12(25.5%)	9(19.2%)	8(17.0%)	18(38.3%)	15.98
受け持ち校務分掌数	1	2	3	4以上	平均値
	11(23.4%)	18(38.3%)	14(29.8%)	4(8.5%)	2.32
児童数	100人未満	100~300人未満	300~600人未満	600人以上	平均値
	14(29.8%)	14(29.8%)	12(25.5%)	7(14.9%)	315.09

#### 2 曜日と養護教諭の職務実態

##### 1) 勤務分数、勤務分数内職務遂行分数、勤務時間内職務遂行分数

勤務分数は木曜、月曜の順に長く、金曜が最も短かった。全ての曜日で、規定の勤務時間510分を超過していた。平均の勤務分数は600.43分であり、90.43分の超過であった。勤務分数内職務遂行分数は月曜、木曜の順に長く、金曜が最も短かった。平均の勤務分数内職務遂行分数は741.38分であり、平均勤務分数600.43分より140.95分長く職務遂行していた。勤務時間内職務遂行分数は水曜が最も長く、木曜が最も短かった。平均の勤務時間内職務遂行分数は640.60分であり、規定より130.6分長く職務遂行していた。それぞれ、曜日による有意差はみられなかった(表3)。

表2 属性の関連

n=47						
属性	他の属性	n	平均値	標準偏差	p値	
経験年数	13年未満	受け持ち	22	2.41	0.80	0.640
	13年以上	校務分掌数	25	2.24	1.51	
	13年未満	児童数	22	192.27	182.52	0.001 ***
	13年以上		25	423.16	259.40	
受け持ち校務分掌数	3未満	経験年数	29	18.55	13.05	0.078
	3以上		18	11.83	11.33	
	3未満	児童数	29	393.93	262.22	0.003 **
	3以上		18	188.06	178.61	
児童数	315人未満	経験年数	28	11.36	12.38	0.002 **
	315人以上		19	22.79	10.10	
	315人未満	受け持ち校務分掌数	28	2.82	1.25	0.000 ***
	315人以上		19	1.58	0.69	

t検定 \*p<.05 \*\*p<.01 \*\*\*p<.001

表3 曜日別の勤務分数・勤務分数内職務遂行分数・勤務時間内職務遂行分数

n=47							
曜日	最小値	最大値	平均値	標準偏差	F値	p値	
勤務分数	月	510	745	600.43	58.32	0.758	0.554
	火	515	725	598.87	57.33		
	水	525	760	596.40	48.87		
	木	525	795	612.74	65.39		
	金	520	770	593.72	57.83		
	5日間平均	522	715	600.43	45.66		
勤務分数内職務遂行分数	月	510	1245	756.06	180.24	0.229	0.878
	火	540	1080	738.19	148.39		
	水	555	1155	730.85	150.93		
	木	540	1095	753.19	156.13		
	金	525	1140	728.62	154.71		
	5日間平均	564	1074	741.38	140.25		
勤務時間内職務遂行分数	月	510	975	652.34	135.54	0.174	0.952
	火	510	975	638.30	119.50		
	水	510	1005	633.83	125.40		
	木	510	885	642.45	110.60		
	金	510	900	636.06	106.05		
	5日間平均	510	933	640.60	107.84		

一元配置分散分析 \*p<.05 \*\*p<.01 \*\*\*p<.001

2) 職務遂行分数

職務遂行分数の5日間の合計は、「救急処置」が43,320分、「事務」が42,270分、「相談活動」が11,250分の順に長かった。5日間を通して、全ての回答者が遂行していた職務は「救急処置」、「事務」、「休憩」であった。これらの、5日間の職務遂行分数（1日の平均職務遂行分数）は、「救急処置」が921.70分（184.34分）、「事務」が899.36分（179.87分）、「休憩」が161.17分（32.23分）であった。曜日による有意差がみられたのは「保健行事」、「出張」であった。それ以外の職務は有意差がみられなかった（表4）。

3 養護教諭の経験年数と養護教諭の職務実態

1) 勤務分数、勤務分数内職務遂行分数、勤務時間内

職務遂行分数

勤務分数は、養護教諭の経験年数による有意差がみられなかった。勤務分数内職務遂行分数、勤務時間内職務遂行分数は、養護教諭の経験年数による有意差がみられた（表5）。

2) 職務遂行分数

養護教諭の経験年数による有意差がみられたのは「救急処置」、「休憩」、「その他」であった（表6）。

4 受け持ち校務分掌数からみた養護教諭の職務実態

1) 勤務分数、勤務分数内職務遂行分数、勤務時間内職務遂行分数

勤務分数、勤務分数内職務遂行分数、勤務時間内職務遂行分数は、受け持ち校務分掌数による有意差がみ

表4 曜日別の職務遂行分数

	最小値	最大値	5日間の平均	1日の職務配分割合 (%)	1日平均	標準偏差	月	火	水	木	金	5日間合計	F値	p値
授業	0	285	31.60	0.87	6.32	20.13	420	315	360	225	165	1485	0.548	0.701
教材準備	0	570	82.66	2.28	16.53	45.34	810	1005	750	915	405	3885	0.542	0.705
個別指導	0	495	31.28	0.86	6.26	21.55	180	225	300	405	360	1470	0.391	0.815
感染症対応	0	360	66.38	1.83	13.28	27.63	810	600	630	525	555	3120	0.343	0.849
健康観察	0	345	142.98	3.94	28.60	19.71	1365	1515	1290	1320	1230	6720	0.628	0.643
環境衛生	0	435	198.19	5.47	39.64	32.37	1680	1995	1875	1740	2025	9315	0.465	0.762
組織活動	0	435	137.23	3.78	27.45	38.87	1320	1185	1215	1275	1455	6450	0.156	0.960
相談活動	0	1980	239.36	6.60	47.87	96.13	2550	1830	2115	2580	2175	11250	0.227	0.923
救急処置	60	2670	921.70	25.41	184.34	150.21	9285	8580	7800	9150	8505	43320	0.326	0.860
保健行事	0	555	77.87	2.15	15.57	39.62	180	1350	690	540	900	3660	2.624	0.036 *
企画・準備	0	1185	149.04	4.11	29.81	67.08	1665	1335	1545	1875	585	7005	1.168	0.326
事務	165	1635	899.36	24.80	179.87	110.89	8310	7950	8295	8775	8940	42270	0.273	0.895
評価	0	315	13.72	0.38	2.74	16.90	240	30	135	90	150	645	0.445	0.776
地域との連携	0	180	8.94	0.25	1.79	14.30	165	180	30	15	30	420	0.682	0.605
個人研究	0	120	2.55	0.07	0.51	5.70	0	0	45	0	75	120	0.779	0.540
研修	0	225	28.40	0.78	5.68	27.86	0	165	405	105	660	1335	1.96	0.101
出張	0	540	70.85	1.95	14.17	55.42	390	1095	1620	0	225	3330	3.252	0.013 *
会議	0	285	72.45	2.00	14.49	31.37	915	750	510	795	435	3405	0.875	0.480
学校行事	0	540	32.55	0.90	6.51	32.04	135	300	105	375	615	1530	0.879	0.477
生活指導	0	1005	65.11	1.80	13.02	45.07	945	615	465	465	570	3060	0.404	0.806
休憩	45	270	161.17	4.44	32.23	13.79	1485	1455	1485	1590	1560	7575	0.361	0.836
休暇	0	510	38.30	1.06	7.66	43.09	960	420	0	180	240	1800	1.562	0.185
その他	0	825	154.79	4.27	30.96	48.72	1245	990	1785	1860	1395	7275	1.208	0.308

一元配置分散分析 \*p<.05 \*\*p<.01 \*\*\*p<.001

表5 養護教諭の経験年数別の勤務分数・勤務分数内職務遂行分数・勤務時間内職務遂行分数

	2群の基準	n	平均値	標準偏差	p値
勤務分数	13年未満	22	590.44	40.68	0.166
	13年以上	25	609.23	49.68	
勤務分数内職務遂行分数	13年未満	22	688.09	93.30	0.012 *
	13年以上	25	788.28	161.28	
勤務時間内職務遂行分数	13年未満	22	599.73	69.54	0.012 *
	13年以上	25	676.56	125.15	

t検定 \*p<.05 \*\*p<.01 \*\*\*p<.001

表6 養護教諭の経験年数別の職務遂行分数

	2群の基準	n	平均値	標準偏差	p値
救急処置	13年未満	22	682.50	337.92	0.014 *
	13年以上	25	1132.20	792.14	
休憩	13年未満	22	182.05	46.13	0.007 **
	13年以上	25	142.80	49.01	
その他	13年未満	22	212.05	207.96	0.046 *
	13年以上	25	104.40	150.34	

t検定 \*p<.05 \*\*p<.01 \*\*\*p<.001

られなかった(表7)。

2) 職務遂行分数

受け持ち校務分掌数による有意差がみられたのは「事務」であった(表8)。

5 児童数にもとづく学校規模からみた養護教諭の職務実態

1) 勤務分数, 勤務分数内職務遂行分数, 勤務時間内職務遂行分数

勤務分数は, 児童数にもとづく学校規模による有意差がみられなかった。勤務分数内職務遂行分数, 勤務時間内職務遂行分数は, 児童数にもとづく学校規模による有意差がみられた(表9)。

2) 職務遂行分数

児童数にもとづく学校規模による有意差がみられたのは「組織活動」, 「救急処置」, 「保健行事」, 「事務」, 「その他」であった(表10)。

表7 養護教諭の受け持ち校務分掌数別の勤務分数・勤務分数内職務遂行分数・勤務時間内職務遂行分数

n=47					
	2群の基準	n	平均値	標準偏差	p値
勤務分数	3未満	29	602.19	48.83	0.745
	3以上	18	597.61	42.70	
勤務分数内職務遂行分数	3未満	29	763.24	147.21	0.183
	3以上	18	706.17	128.70	
勤務時間内職務遂行分数	3未満	29	660.31	115.81	0.117
	3以上	18	608.83	91.25	

t検定 \*p<.05 \*\*p<.01 \*\*\*p<.001

表8 養護教諭の受け持ち校務分掌数別の職務遂行分数

n=47					
	2群の基準	n	平均値	標準偏差	p値
事務	3未満	29	814.66	342.69	0.049 *
	3以上	18	1035.83	398.21	

t検定 \*p<.05 \*\*p<.01 \*\*\*p<.001

表9 養護教諭の現任校の児童数にもとづく学校規模別の勤務分数・勤務時間内職務遂行分数・勤務分数内職務遂行分数

n=47					
	2群の基準	n	平均値	標準偏差	p値
勤務分数	315人未満	28	594.37	40.36	0.279
	315人以上	19	609.37	53.47	
勤務分数内職務遂行分数	315人未満	28	680.79	104.10	0.000 ***
	315人以上	19	830.68	144.83	
勤務時間内職務遂行分数	315人未満	28	588.11	69.27	0.000 ***
	315人以上	19	717.95	112.09	

t検定 \*p<.05 \*\*p<.01 \*\*\*p<.001

6 養護教諭の経験年数, 受け持ち校務分掌数, 児童数にもとづく学校規模と, 養護教諭の勤務分数内職務遂行率の関係

養護教諭の経験年数と勤務分数内職務遂行率は, 低い正の相関, 受け持ち校務分掌数と勤務分数内職務遂行率は, 低い負の相関, 児童数にもとづく学校規模と勤務分数内職務遂行率は, 正の相関がみられた(表11)。

IV 考察

1 養護教諭の職務実態の特徴

1) 勤務分数, 勤務分数内職務遂行分数, 勤務時間内職務遂行分数

本調査において, 養護教諭の勤務分数は1日平均600.43分であり, 休憩を含む規定の勤務時間510分より90.43分超過していた。2009(平成21)年の調査では, 平均の勤務分数が609分<sup>2)</sup>, 2006(平成18)年・2016(平成28)年の教員実務実態調査では, 平均の勤務分数がそれぞれ578分<sup>6)</sup>・607分<sup>5)</sup>であった。これより, 養護教諭の勤務分数は近年, 1日平均600分程度で推移し

表10 養護教諭の現任校の児童数にもとづく職務遂行分数と学校規模

n=47					
	2群の基準	n	平均値	標準偏差	p値
組織活動	315人未満	28	108.21	118.63	0.036 *
	315人以上	19	180.00	100.75	
救急処置	315人未満	28	589.29	356.69	0.000 ***
	315人以上	19	1411.58	696.63	
保健行事	315人未満	28	34.82	66.84	0.006 **
	315人以上	19	141.05	143.95	
事務	315人未満	28	1055.89	342.48	0.000 ***
	315人以上	19	666.68	303.99	
その他	315人未満	28	232.50	202.59	0.000 ***
	315人以上	19	40.26	57.67	

t検定 \*p<.05 \*\*p<.01 \*\*\*p<.001

表11 属性と勤務分数内職務遂行率の関係

n=47	
	勤務分数内職務遂行率
経験年数	0.282 **
受け持ち校務分掌数	-0.386 **
学校規模	0.671 **

ピアソンの相関係数 \*\*相関係数は1%水準で有意(両側)

ており、勤務時間が超過していることが示された。

勤務分数の5日間の合計をみると、2,000分台が3人、3,000分台が30人、4,000分台が10人、5,000分以上が4人であった。2009年の調査では、2,000分台が8人、3,000分台が17人であり、4,000分以上が0人であった<sup>2)</sup>。2009(平成21)年時点では、5日間に4,000分以上勤務している養護教諭はみられなかったのに対して、2019(平成31)年時点では14人であった。これより、勤務時間が大幅に超過している養護教諭が一定程度、存在する事態も示された。

勤務分数内職務遂行分数は1日平均741.38分であり、勤務分数の1日平均600.43分より140.95分長く、職務を遂行していた。2009(平成21)年の調査<sup>2)</sup>と比べて、49分増加していた。また、勤務時間内職務遂行分数は1日平均640.60分であり、休憩を含む規定の勤務時間510分より130.6分長く、職務を遂行していた。これらは、勤務分数あるいは勤務時間の中で、複数の職務を同時に遂行している養護教諭がいることを示している。

実際のところ、職務の進め方は、養護教諭個々人の裁量に依るところが大きい。例えば、勤務分数が長いにもかかわらず、勤務分数内職務遂行分数が短い者がいた。これは職務遂行率の低さを示し、1つの職務を集中して行う働き方のあらわれとして理解できる。反対に、勤務分数が短いにもかかわらず、勤務分数内職務遂行分数が長い者がいた。これは職務遂行率の高さを示し、継続して複数の職務を同時並行で行っているという働き方のあらわれとして理解できる。こうした個人差はみうけられたものの、勤務分数内・勤務時間内職務遂行分数の平均からみれば、養護教諭は、規定の勤務時間内・外で職務遂行率を高めることを通して、職務に費やす時間の増加に対処している現状が示唆された。

## 2) 職務遂行分数

本調査において、職務遂行分数の5日間の合計は、「救急処置」が43,320分、「事務」が42,270分、「相談活動」が11,250分の順に長かった。2009年の調査<sup>2)</sup>と比べると、「救急処置」が68.1分、「事務」が38.7分、「相談活動」が9.8分増加していた。一方で、「生活指導」が48分、「個人研究」が13.8分、「保健行事」が5.6分、「出張」

が5.5分、「学校行事」が4.8分、「会議」が3.7分減少していた。先行調査のタイムスタディ実施は5～7月であったのに対して、本調査の実施は1月であった。これより、職務遂行分数の増減は、学期・時期の違いを反映している可能性も伺える。

ただし、両調査ともに職務遂行分数が長かったのは「救急処置」、「事務」であった。現に5日間を通して、全ての回答者が遂行していた職務は「救急処置」(1日平均184.34分)、「事務」(同179.87分)、「休憩」(同32.23分)であった。

「休憩」については、規程の休憩時間(45分間)を取っていない者が多く存在した。これより、養護教諭は、規定の勤務時間内・外で職務遂行率を高めるだけでなく、休憩時間を削ることによって、職務に費やす時間の増加に対処している現状が示唆された。

## 2 養護教諭の職務実態の差

### 1) 勤務分数、勤務分数内職務遂行分数、勤務時間内職務遂行分数

本調査において、勤務分数は有意差がみられなかった。勤務分数内職務遂行分数、勤務時間内職務遂行分数は、養護教諭の経験年数、児童数にもとづく学校規模による有意差がみられた。具体的には、経験年数が「13年以上」、あるいは児童数が「315人以上」の学校規模に勤務する養護教諭は、勤務分数内・勤務時間内の職務遂行分数が長かった。これより、経験年数が「13年以上」、あるいは児童数が「315人以上」の学校規模に勤務する養護教諭は、複数の職務を同時並行で遂行するという工夫を講じ、規定の勤務時間内・外で職務遂行率を高めている傾向がうかがえた。

特に養護教諭の経験年数と勤務分数内職務遂行率は、低い正の相関であったのに対して、児童数にもとづく学校規模と勤務分数内職務遂行率は、正の相関がみられた。このことから、職務遂行率を特に高めているのは、児童数が「315人以上」の学校に勤務する養護教諭であることが示唆された。

### 2) 職務遂行分数

職務遂行分数は、曜日、養護教諭の経験年数、受け持ち校務分掌数、児童数にもとづく学校規模による有意差がみられた。具体的には、「保健行事」、「出張」があった曜日は、職務遂行分数に差があった。これよ

り、「保健行事」、「出張」は、日常的な職務遂行分数を変える可能性を含む職務内容であることが示唆された。また、経験年数が「13年以上」の養護教諭は、「救急処置」に費やす時間が長い傾向がみられたのに対して、経験年数が「13年未満」の養護教諭は「休憩」、「その他」に費やす時間が長い傾向がみられた。さらに、受け持ち校務分掌数が「3以上」の養護教諭は、「事務」に費やす時間が長い傾向がみられた。また、児童数が「315人以上」の学校に勤務する養護教諭は「組織活動」、「救急処置」、「保健行事」に費やす時間が長い傾向がみられたのに対して、児童数が「315年未満」の学校に勤務する養護教諭は「事務」、「その他」に費やす時間が長い傾向がみられた。

先述したとおり、養護教諭の職務遂行分数が圧倒的に長いのは「救急処置」、「事務」であった。そこで、これら2つの職務に焦点を当て、具体的に説明するならば、「救急処置」は、特に経験年数が「13年以上」、あるいは児童数が「315人以上」の学校に勤務する養護教諭が遂行している傾向にあった。「事務」は、受け持ち校務分掌数が「3以上」、あるいは児童数が「315人未満」の学校に勤務する養護教諭が遂行している傾向にあった。以上のことから、「救急処置」、「事務」の遂行分数の差は、児童数にもとづく学校規模により生じていた。小学校における養護教諭の職務実態は、児童数にもとづく学校規模による影響をたぶんに受けていることが示唆された。

なお、養護教諭は一般に、本務外の職務に振り回されていると指摘されている<sup>2) 17)</sup>。本調査結果をもとに述べるならば、受け持ち校務分掌数が「3以上」、あるいは児童数が「315人未満」の学校に勤務する養護教諭の「事務」に費やす時間の長さは、本務外の職務に関する事務量の多さを示している可能性がある。

### 3 養護教諭の多忙化を解消するための課題

本調査結果から、養護教諭の勤務超過が常態化している現状が改めて確認された。これは、養護教諭の多忙化を示すデータとして捉えられるものであった。こうした事態に対し、養護教諭は、規程の休憩時間（45分間）を十分に取らず、規定の勤務時間の内・外で職務遂行率を高め、対処している現状が示唆された。これは養護教諭個々人の努力であり、職務の効率化を図

ろうとする働き方として理解できるのではないだろうか。

多忙化解消の手立てとして、学校においてもタイムマネジメントの重要性が指摘されている<sup>18)</sup>。タイムマネジメントは「仕事に優先順位をつけ、その割り当てられた時間を管理すること」<sup>23)</sup>、「単に時間の管理ではなく仕事の管理」<sup>24)</sup>である。従って、養護教諭のタイムマネジメントは「養護教諭自身が職務の優先順位と時間配分を決めて、職務を計画・実施・調整すること」と定義づけられる。今後ますます、養護教諭がタイムマネジメントに必要なスキルを高め、実践することが期待されていくと考えられる。これより、職務の質と量、双方の観点にもとづくタイムマネジメント志向を取り入れたキャリア形成が、養護教諭の多忙化解消の手立ての一つになるのではないだろうか。例えば、本調査結果において5日間を通して全ての回答者が遂行していた「救急処置」や「事務」、あるいは児童数が「315人以上」の学校に勤務する養護教諭の費やす時間が長かった「組織活動」や「保健行事」など、タイムマネジメント志向を取り入れたり、重要性を確認する職務を見定め、職務の進め方等を検討していくこともできるだろう。また、養護教諭が取り組んでいるタイムマネジメントの実際を明らかにしていくことも必要であろう。

ただし、養護教諭の多忙化の背景には、社会の変化、学校や教員の置かれている状況の変化等が底流している可能性が示唆され、養護教諭個々人の努力やスキルのみには依拠することは適切といえない。そのため、養護教諭の複数配置校の拡大や教職員間の連携の促進、ボランティアの活用など、マンパワーの増加も併せて検討を要するのではないだろうか。実際のところ、複数配置基準<sup>25)</sup>があるほか、教員の多忙化解消のために養護教諭を活用する方針が示されている<sup>10)</sup>。現行の「働き方改革」は教諭の多忙化解消が目途であり、養護教諭の多忙化解消は議論の俎上に載っていない。そのため、これまで教諭の役割であったものが、養護教諭の役割へと移行、分担され、養護教諭の役割が増幅する可能性も捨てきれない。また、プライバシーを重視する保健室の特殊性もあり、養護にかかわるマンパワーの増加は、困難を伴うことが予想される。そのた

め、1人職という現状の中で、養護教諭が質の高い養護を目指そうとするならば、多岐にわたる養護教諭の職務内容について見直しや検証を行い、軽減する余地もあるのではないだろうか。

最後に、研究上の課題を特記したい。タイムスタディは職務実態を可視化できる有効な調査方法である。本調査結果によれば、多くの養護教諭が長い時間を費やしていたのは保健管理分野の職務であった。ただし、保健教育の研究に比して、保健管理の研究が育っていないといった指摘<sup>26)</sup>がなされており、保健管理分野の職務実態や課題が十分に可視化されているとは言い難い。これより、保健管理分野の研究も進め、包括的な観点から養護の本質に迫ること、養護教諭という職のアイデンティティを追究することが重要であろう。

## V 結論

タイムスタディにもとづく小学校養護教諭の職務実態として次のことが明らかになった。

1. 「保健行事」、「出張」は曜日による差が認められた。
2. 勤務分数内職務遂行分数、勤務時間内職務遂行分数、「救急処置」、「休憩」、「その他」は養護教諭の経験年数による差が認められた。
3. 「事務」は受け持ち校務分掌数による差が認められた。
4. 勤務分数内職務遂行分数、勤務時間内職務遂行分数、「組織活動」、「救急処置」、「保健行事」、「事務」、「その他」は児童数にもとづく学校規模による差が認められた。
5. 養護教諭の勤務超過は常態化しており、規程の休憩時間（45分間）を十分に取らないことや、規定の勤務時間の内・外で職務遂行率を高めることによって、多忙化に対処している現状が示唆された。

養護教諭の多忙化解消に向けて、養護教諭自身が適切にタイムマネジメントを実践することや、職務の見直し等を行い、養護の本質に迫ることの重要性が示唆された。今後、具体的なタイムマネジメントについて明らかにすることが必要であろう。

## VI 本研究の限界と課題

本研究は、職務内容と時間に着目し、養護教諭の量

的な多忙を示した。そのため、質的な多忙はもとより、遂行している職務の連続性やプロセスを明らかにできていない。特に「事務」は、受け持ち校務分掌数が多い・児童数が少ない養護教諭が費やす時間が長かったことから、その内容や遂行方法を詳細にし、実態を明らかにする必要がある。さらに、毎月のタイムスタディデータを収集し、年間の職務実態を把握、分析することも課題である。

## 謝辞

本研究にあたり、ご協力いただきました養護教諭の皆様にご心より感謝申し上げます。

## 付記

本稿は、上越教育大学修士論文「新潟県における小学校養護教諭の職務実態に関する研究－多忙化をタイムスタディから分析し、タイムマネジメントを展望する－」の一部を修正・加筆したものである。

## 文献

- 1) 文部科学省：児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果について、2018, [https://www.mext.go.jp/component/a\\_menu/education/detail/\\_icsFiles/afiedfile/2019/10/25/1412082-30.pdf](https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afiedfile/2019/10/25/1412082-30.pdf) (アクセス2020年2月19日)
- 2) 山田小夜子・橋本廣子：養護教諭の職務の現状に関する研究, 岐阜医療科学大学紀要, 3, 77-81, 2009
- 3) 石井豊恵：看護業務量推計の方法論の検討－タイムスタディデータをもとに－, 大阪大学, 4-10, 2005, [https://ir.library.osaka-u.ac.jp/repo/ouka/all/763/19374\\_論文.pdf](https://ir.library.osaka-u.ac.jp/repo/ouka/all/763/19374_論文.pdf) (アクセス2019年9月8日)
- 4) 文部科学省：養護教諭の職務内容等について, [https://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chousa/shotou/029/shiryu/05070501/s007.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/029/shiryu/05070501/s007.htm) (アクセス2020年2月19日)
- 5) 文部科学省：教員勤務実態調査, 2016, [https://www.mext.go.jp/component/a\\_menu/education/detail/\\_icsFiles/afiedfile/2018/09/27/1409224\\_003\\_4.pdf](https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afiedfile/2018/09/27/1409224_003_4.pdf) (アクセス2020年2月19日)
- 6) 文部科学省：教員勤務実態調査, 2006, [https://www.mext.go.jp/component/a\\_menu/education/detail/\\_](https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_)

- icsFiles/afieldfile/2017 /11/30/1297093\_11.pdf (アクセス2020年2月19日)
- 7) 森田光子：養護教諭の職務と新たな役割, 女子栄養大学紀要, 29, 109-120, 1998
- 8) 国立教育政策研究所：TALIS2018報告書－学び続ける教員と校長－の要約, 2018, [https://www.nier.go.jp/kokusai/talis/pdf/talis2018\\_summary.pdf](https://www.nier.go.jp/kokusai/talis/pdf/talis2018_summary.pdf) (アクセス2020年2月19日)
- 9) 国立教育政策研究所：TALIS日本版報告書 2013年調査結果要約, 2013, [https://www.nier.go.jp/kokusai/talis/images/talis2013\\_summary.pdf](https://www.nier.go.jp/kokusai/talis/images/talis2013_summary.pdf) (アクセス2020年2月19日)
- 10) 文部科学省：新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について(答申), 2019, [https://www.mext.go.jp/component/b\\_menu/shingi/toushin/\\_icsFiles/afieldfile/2019/03/08/1412993\\_1\\_1.pdf](https://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/_icsFiles/afieldfile/2019/03/08/1412993_1_1.pdf) (アクセス2020年2月19日)
- 11) 文部科学省：学校現場における業務の適正化に向けて, 2016, [https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/uneishien/detail/\\_icsFiles/afieldfile/2016/06/13/1372315\\_03\\_1.pdf](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/uneishien/detail/_icsFiles/afieldfile/2016/06/13/1372315_03_1.pdf) (アクセス2020年2月19日)
- 12) 新潟県教育委員会：平成31年度多忙化解消アクションプラン2018, <https://www.pref.niigata.lg.jp/uploaded/attachment/187771.pdf> (アクセス2020年2月19日)
- 13) 株式会社リベルタ・コンサルティング：平成29年度文部科学省委託研究 公立小学校・中学校等 教員勤務実態調査研究 調査研究報告書, 45-57, 2018
- 14) 佐藤晃子：子どもの放課後をめぐる学校間関係の変容に関する研究－全児童対策事業における学校との関係に着目して－, 生涯学習機関経営研究, (34), 57-69, 2009
- 15) 北神正行：教員の労働環境と働き方改革をめぐる教育政策論的検討, 学校経営研究, 43, 1-9, 2018
- 16) 文部科学省：子どもの心身の健康を守り, 安全・安心を確保するために学校全体としての取組を進めるための方策について(答申), 2008, [https://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chukyo/chukyo5/08012506/001.pdf](https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo5/08012506/001.pdf) (アクセス2020年2月19日)
- 17) すぎむらなおみ：養護教諭の社会学－学校文化・ジェンダー・同化－, 1-10, 名古屋大学出版会, 2014
- 18) 国立教育政策研究所(研究代表 青木栄一)：教員の業務と校務運営の実態に関する研究報告書, 3-10, 2010
- 19) 日本学校保健会：保健室利用状況に関する調査報告書－平成28年度調査結果－, 3-40, 2018
- 20) 大場薫, 佐々木由紀, 長能みゆき他：タイムスタディによる看護業務量調査, 東邦看護学会誌, 13, 15-22, 2016
- 21) 清水佐知子, 大野ゆう子, 岩佐真也他：タイムスタディ研究の進展－タイムスタディによる看護業務観測と構造化－, 看護研究, 43 (7), 551-557, 2010
- 22) 文部科学省：文部科学統計要覧, 小学校(平成30年版), [https://www.mext.go.jp/b\\_menu/toukei/002/002b/1403130.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/002/002b/1403130.htm) (アクセス2020年2月9日)
- 23) Marrelli, T. M (細野洋子・三好さち子・城ヶ端初子訳)：実務に生かす看護管理の基本, 102-104, 医学書院, 1998
- 24) 行本明説：超タイムマネジメント, 18-41, 大和出版, 2005
- 25) 文部科学省：全国養護教諭連絡協議会意見書, [https://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chukyo/chukyo3/044/attach/1319259.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/044/attach/1319259.htm) (アクセス2020年2月27日)
- 26) 森昭三：変革期の養護教諭, 2-29, 大修館書店, 2002
- (2020年3月31日受付, 2021年1月24日受理)

---

 学術集会報告
 

---

## 第28回学術集会（オンライン学会）を終えて

学会長 古賀由紀子（九州看護福祉大学）

日本養護教諭教育学会第28回学術集会を、2020年10月10日（土）、11日（日）に開催いたしました。

新型コロナウイルス感染症の流行により100年に1度と言われるような社会状況となり初めてオンラインという形態での開催となりましたが、326名という沢山の方々にご参加いただき心より感謝申し上げます

今回はオンライン学会のメリットで全国各地からご参加いただきました。半数以上が九州から遠い関東、中部・北陸、北海道・東北からのご参加でした。

メインテーマは「学校保健活動推進の中核的役割を担う養護教諭の力量形成—養成，採用，研修を通して—」といたしました。新型コロナウイルス感染症の蔓延や災害その他、子どもたちの生活や心身の健康にも大きな影響を及ぼすような状況が起きていますが、このような時代だからこそ子供の生命と健康を守るため養護教諭には専門性を生かしつつ学校保健活動推進の中核的役割を担っていく力量形成が求められています。力量形成については、キャリアステージに応じて生涯にわたって学び続けることが不可欠であることから、期待され求められている「学校保健活動推進の中核的役割」の現状を把握し、養成，採用，研修を通じた「中核的役割を担う力量の形成」について本学術集会を通して一緒に考え、深める機会にできたらと考え設定しました。

新しい形態での学術集会でしたが、プログラムは通常の学術集会とほぼ同様の企画といたしました。

学術集会初日（10日）の最初のプログラムは「学校保健活動推進の中核的役割を担う養護教諭の力量について—関係者への働きかけを中心に—」と題し学会長講演をさせていただきました。学校保健活動推進の中核的役割を担うには様々な力量が求められると思いますが、その一つの力量として、学校組織の中で人々に働きかけていくことが挙げられると思います。働きかけの対象や、学校内外の人や組織そして子供へのリー

ダーシップ行動について、研究結果を元にお話をさせていただきました。働きかけやリーダーシップ行動が人々とのよい関係をつくり、さらに組織活動推進につながると考えていますので、その力量を養成や研修を通じて形成していく必要性を述べました。

特別講演は講師にNPOスチューデント・サポート・フェイス代表理事 谷口 仁史 先生をお招きし、「どんな境遇の子ども・若者も見捨てない！—アウトリーチ（訪問支援）と重層的な支援ネットワークを活用した多面的アプローチ—」と題してご講演頂きました。谷口先生は、「NHKプロフェッショナル 仕事の流儀 第275回」に出演されています。不登校やひきこもり、非行、ニート等社会参加・自立に困難を抱える子供・若者に対し、アウトリーチ（訪問支援）を基軸に総合的な自立支援事業を展開しておられ、その実際を詳しくお話しいただきました。私たち養護教諭が子供たちへの支援を考える時のご示唆を頂きました。

シンポジウムは、テーマを「学校保健活動推進における養護教諭の中核的役割を検証する」とし、本企画の趣旨説明をコーディネーターの宮本香代子先生（安田女子大学）、平井美幸先生（大阪教育大学）に行っていただきました。シンポジウムのねらいとしている、養護実践を通して期待されている中核的役割とは何か、学校保健活動推進において養護教諭の専門性がどのように発揮されるのか、中核的役割を担う上で必要な力量とは何かについて、現職養護教諭の立場から磯谷由希先生（熊本県益城町立津森小学校）、行政の立場から内田郁美先生（福岡県体育研究所）、養護教諭養成の立場から後藤多知子先生（愛知みずほ大学）にご提言いただき協議を行いました。オンラインということで、通常とは違った協議の仕方でもコーディネーターが難しいところもあったのではないかと思います。参加された方々には本企画のねらいのもと有意義な時間になったのではないかと思います。

次に、2016年に発生した「熊本地震の経験とその後」と題した開催地熊本の企画を行いました。座長の後藤ひとみ先生（愛知教育大学）より本企画の趣旨説明が行われ、続いて熊本県養護教諭の水野由紀恵先生（合志市立合志南小学校）が熊本地震時の経験と学びから、現在のコロナ禍においても共通点があることを述べ、確かな対応ができる養護教諭でありたいとの報告がありました。1日目の最後は、理事会主催の学会事業報告—「養護教諭の倫理綱領」第13条における養護実践基準の検討について（中間報告 第4報）—について河田史宝理事よりこれまでの養護実践基準検討の経緯が詳しく報告されました。その後、大川理事の司会のもと、今後に向けての意見交換がなされました。

2日目（11日）は、午前中に4つの課題別セッションを行いました。セッション1は「いつまでも健康な歯・口を保つためのインナーマッスルトレーニング—鍼灸師とコラボした姿勢指導を通して考える—」というテーマで、現職養護教諭の穴井由貴先生（福岡県桂川町立桂川東小学校）より、歯と口の健康が姿勢と関係していることから、他の専門職である鍼灸師の栗原明宏先生（自在な整骨院・はりきゅう院）と連携した指導の取り組みを報告頂きました。実際に栗原先生よりインナーマッスルトレーニングを指導いただき座長の照屋博行先生（福岡教育大学名誉教授）の進行で会場に参加した方々との意見交換がなされました。セッション2は「“求められる”養護教諭のキャリア形成—男性養護教諭のスキルラダーから見る—」というテーマで男性養護教諭の会の皆様に企画運営をしていただきました。養護実践の報告を基に座長の中村富美子先生（沼津市立大岡中学校）がスキルラダーの視点でコメントをされ、参加者との意見交換もなされました。沢山の男性養護教諭の方々が運営や報告に携わり、活気のあるセッションになっていました。セッション3は「学校現場で研究を進めるためには—大学院生（現職養護教諭）の学びを通して—」というテーマで、久保昌子先生（熊本大学）座長のもと、現職養護教諭で大学院生のお二人が、大学院で学ぶに至った経緯と研究について発表をされました。これから研究をしたい、あるいは現職で研究をしているという方々との活発な意見交換がなされました。セッション4は本

学会理事会主催「新型コロナウイルス感染症対応の中で養護教諭として何を大切にしたいか」をテーマに行われました。後藤ひとみ理事長（愛知教育大学）の趣旨説明の後、3人の現職養護教諭のコロナ禍の中での養護実践において、大切にしていた養護教諭の視点や考え方、専門性についてご発表頂きました。その後発表に基づき、感染症のご専門の立場から武藤義和先生（公立陶生病院感染症内科主任部長）よりコメントと感染症についてのお話がありました。大変わかりやすく役立つ考え方をご提示いただきました。どのセッションも大変盛況でした。

大塚製薬協賛オンラインセミナーは「女性ホルモンとの上手なつきあい方」と題し、みやはらレディースクリニック院長宮原陽先生にご講演をいただきました。女性の一生を左右する女性ホルモンの働きと健康についてわかりやすく講義して頂き、特に養護教諭の職務上必要な思春期の女性ホルモンと健康、養護教諭自身に関係する更年期のお話をいただきました。

研究助成金研究1題と一般演題（口演）20題の発表を4会場にて実施しました。質疑応答では、オンラインならではの挙手機能やチャット機能を使って意見交換が行われました。ご参加の皆様には、最後まで活発な討論、交流そして学びの場となったものと思います。その後の総会もオンラインで実施されました。

参加者アンケートには「遠方でも参加できた」、「これまで家庭・仕事の都合で参加できなかったがオンラインだったので参加できた」、「時間的・金銭的負担がなく、気軽に参加できた」等の多数の意見、「オンライン学会の利点を感じるとともに対面学会の良さも改めて感じた」との感想もありました。オンライン開催となりましたが、今後の学術集会の新たな形を考えるきっかけにもなったと思います。初めての試みの中、多くの方々のご協力とご支援の下、無事終了することができました。開催に関わって頂きました全ての皆様方にお礼を申し上げますとともに、熊本県教育委員会、熊本県学校保健会、玉名市教育委員会、荒尾市教育委員会、熊本市教育委員会、九州看護福祉大学のご後援、熊本県医師会、熊本県歯科医師会、熊本県薬剤師会及び企業様からの協賛など沢山のご支援のもと開催出来ましたこと心より感謝申し上げます。

## 学会長基調講演

# 学校保健活動推進の中核的役割を担う養護教諭の力量について — 関係者への働きかけを中心に —

学会長 古賀由紀子（九州看護福祉大学）

## I はじめに

現代は社会の激しい変化の中、学校や子供を取り巻く状況も日々変化し続けている。発育発達途上の未熟な子供たちには、未熟であるが故に直にその影響が様々な健康問題として現れてくる。アレルギー疾患やメンタルヘルス、食生活の問題、特別な配慮を必要とする子供の増加など、健康問題は複雑多様化していると言われる。さらに今般の新型コロナウイルス感染症等の新しい感染症や自然災害等、子供の心身の健康と生命を脅かすような状況が起こっている。

熊本県では4年前の2016（平成28）年に「熊本地震」が発生し多くの被害が出て、今もなおその影響が残っているが、2020（令和2）年7月には人吉市を中心とした熊本県南部で水害が起こり、甚大な被害が発生した。

社会の変化のみならず自然災害もいつどこで起こるか分からない状況があり、そのような中、養護教諭は子供の健康と生命を守る事を第一に、健康問題の解決とその対応に専門性を発揮しながら養護実践を行っている。

児童生徒の健康の保持増進を図る学校保健活動は、健康問題の発見、問題解決、その予防に至るまで多くの人々の参加による組織活動が必要となる<sup>1)</sup>。学校内の教職員のみならず保護者をはじめ学校保健に関わる全ての人が共通理解を図り、それぞれ役割を分担しながら相互に連携し、組織的、計画的に活動を行っていかねばならない。養護教諭が専門性を発揮しながら学校保健活動を推進するとき、組織を理解し関係者へ働きかけができることは養護教諭に必要な力量であると考えられる。

2008（平成20）年の中央教育審議会答申で「学校保健活動の推進にあたって養護教諭は中核的な役割を果たしており、健康課題の解決に向けて重要な責務を

担っている<sup>2)</sup>」と述べられた。あれから10年以上経った現在、その役割は一層増しており、役割を担う養護教諭のさらなる力量形成が求められる。

学校保健活動は多くの人々が参加する組織活動が必要で、養護教諭が中核的役割を担うとき、人々の力を統合し調整を行い、組織として動くために人々に働きかけていくことが必要と考える。

そこで養護教諭の関係者への働きかけを中心に、力量形成について考えてみたい。

私が養護教諭として勤務していたとき、学校保健活動推進に当たって人々に働きかけを行っていたが、まずその時のことを振り返ってみたい。

## II 私の養護教諭経験から

大学に勤務して16年になるが、それ以前の23年間は中学校養護教諭としての経験がある。これらの勤務の中で生徒の様々な健康問題に対応してきた。40人の小規模校から1600人の大規模校まで勤務した。20歳代の頃は大規模校勤務であったが、そこは学校組織も大変大きなものであった。ここで健康問題があるときに、解決のためにどのように動けばよいのか、誰に働きかければ良いのか、どのタイミングで提案すればよいのか、どのような方法で働きかければ良いのか、どんな配慮が必要なのか等がつかめず色々思い悩んでいた。勤務していた学校組織が大きかったことと、まだ養護教諭としての経験も浅かった当時の私は、学校運営機構や組織全体を十分に把握していなかったことが課題だったと考える。

## III 学校運営機構、立場や役割の理解

学校には機能が違う組織集団がいくつもあり、役割や立場の違う人々がいること、物事を運ぶに当たり手順を追った情報の伝達を行なう必要があること等の理

解が出来ていなかった。そのことにより人に働きかける力が十分に備わっておらず、目の前のことと直接関係がある人への関わりが中心であったように思う。また、大きな組織の中で私は教職員との十分な信頼関係も築かれていなかったように思われる。

しかし、少しずつ経験的に獲得した関係者への働きかけに対する知識やスキルが次の30～40歳代の中規模校勤務では生かされ、次第に管理職を含め様々な人々と協働して問題解決に当たることができるようになっていった。ここでは学校組織全体の把握、校務分掌の役割の違いによる働きかけ方や配慮、学校外の人や関係機関との関わり方を獲得し、組織として問題解決に当たるとき、スムーズに取り組んでいけるようになっていった。関係者の役割を理解し、信頼関係を築いてこそ働きかけがうまくいくということもわかってきたのである。

#### IV 養護教諭の組織活動分析の研究から

「養護教諭の実践事例を収集分析し、養護教諭の組織的活動には異なった三層の流れが有る」ことを示した松本ら<sup>3)</sup>の研究がある。養護教諭は図のような働きかけや方法で組織的活動を行なっているというものである。

図の三層のうち最も上の層が養護活動を示しており、健康問題の発見、分析、目標の選定、解決のための計画・実施、評価という流れである。中間層が組織化の流れを示し、集団になる前の核作りから、最小集

団、小集団、大集団へと組織が広がり成果があがりそれを共有するという流れである。最下層が組織化の過程で方法や留意点があるというものである。特に本講演では、中間層と最下層の二つの層に注目した。協働する集団が少しずつ大きくなる過程で、提案のタイミング、雰囲気作り、立場の尊重、意見の尊重、あるいは適正な資料等様々な方法と留意点があり、効果的に働きかけている事が分析結果として示されている。

また、最下層には、信頼関係、公平、誠実、専門性等が記されている。養護教諭としての専門的態度や職務がきちんとなされているとともに人としての公平さ誠実さも信頼関係に影響するものであると考える。このような基盤の下、組織化の過程での働きかけが上手くいくのだと考えることができる。

この文献の中で、「組織化の過程、方法、留意事項は、養護教諭の独自の動きでありながらグループダイナミクスの原理が存在する<sup>5)</sup>」と記されている。グループダイナミクスとは、集団力学のことで「集団およびその成員の行動に関する一般的法則を明らかにしようとする行動科学」<sup>6)</sup>である。このことから養護教諭の働きかけは、理論で説明できる動きをしていると理解した。私は、自分のこれまでに行ってきた組織や人々への働きかけを振り返り、文献に示されたような方法や留意点を持って動いていたことがわかった。

人々への働きかけの方法や留意点は経験的に獲得していくことも有るだろうが、養護教諭の動きや働きかけが理論で説明できるのだとすれば、組織論や社会心

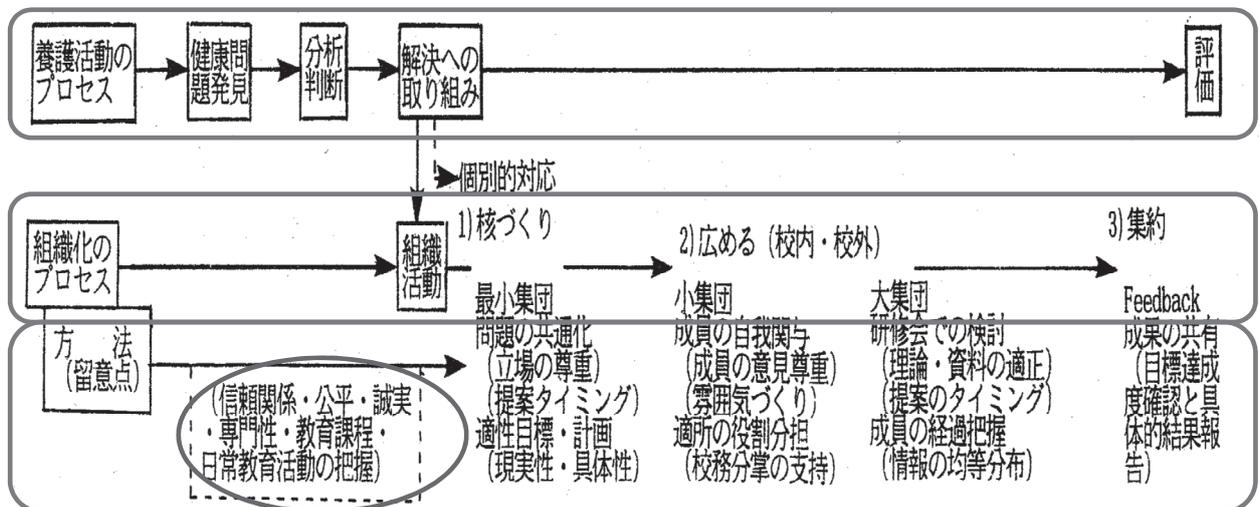


図 健康問題への取り組みとしての組織的活動<sup>4)</sup> (各層の囲みと円の囲みは筆者により加筆)

理学などの理論や、そこから考えられる具体的方法を学修し工夫をすることにより、より効果的に関係者へ働きかけができるのではないかと考える。働きかけ方の如何によって、学校保健活動が活発に推進されるかどうかにも関わってくると考えられる。よって、理論にも裏打ちされる養護教諭の独自の働きかけについて、養成や採用、研修でエビデンスに基づいて方法を工夫し力量形成して行くことが必要だと考える。

養護教諭の様々な方法や留意事項のある独自の働きかけにより組織化し大集団へと協働が広がり、そして健康課題解決のため取り組みの計画が作成され、多くの人々が関わって組織活動として動いていく。このことがまさに中核的役割をしていると考えるのである。

1994年発行の日本学校保健学会「養護教諭の養成教育のあり方」共同研究班によりまとめられた「これからの養護教諭の教育」<sup>7)</sup>には、「働きかけ」についても養成教育における力量形成の目標や方法が具体的に記されており、大変参考になる。私もその本を参考に具体的方法を取り入れて授業を行なっている。組織活動に関わる力量を育成するための領域は「連携」という部分に記されている。

## V 「児童生徒に対する養護教諭のリーダーシップ行動」についての研究から

養護教諭は常に保健室で児童生徒に対応し、子供の健康問題を解決しようと相互のコミュニケーションを行い、子供が健康に生きていく力を獲得するよう養護実践を行っている。児童生徒との望ましい人間関係は養護教諭が教育機能を発揮するための基盤として重要であり、この関係が様々な場面における学校保健活動の効果的な推進・発展へとつながる<sup>8)</sup>と考えられ、児童生徒への働きかけも学校保健活動推進における重要な要素なのではないかと考える。

そこで、次に著者が共同研究で行った「児童生徒に対する養護教諭のリーダーシップ行動測定尺度作成の試み<sup>9)</sup>」という論文から、児童生徒への働きかけについて考えたい。

対人関係の力学に焦点を当てるグループダイナミクスでは、リーダーシップを「他者に対する影響力である<sup>10)</sup>」と定義している。養護教諭が養護実践を行うと

き、児童生徒との関わり合いや影響力が最も重要な土台となる。そこで、普段養護教諭の行っている行動を小学生、中・高校生から収集し、収集した行動のうち児童生徒が重要と思う養護教諭の行動について因子分析を行った。児童生徒に対する養護教諭のリーダーシップ行動についての因子分析の結果、小学生への養護教諭のリーダーシップ行動について、第1因子は「児童への心配りの因子」と命名した。これは、病気やけがで児童が保健室を訪れたとき不安や緊張状態にあるのを和らげ安心させるために配慮する行動である。第2因子は「児童の要求を大切にしたい因子」で、児童が個別的にそのとき必要としている「状況や要求」に対する養護教諭の対応に関わる行動である。第3因子は「的確な保健管理の因子」で、個人や集団に対しその場に応じた保健管理をするための働きかけである。第4因子は「安心感を与える因子」で、児童が病気等の時に、養護教諭がいるという安心感を得られる事を示している行動である。小学生に対するリーダーシップ行動はこの4つの因子で構成されていた。

中・高生へのリーダーシップ行動について、第1因子は「生徒への心配りの因子」で、生徒が保健室を安心して利用できる雰囲気作りへの配慮や、よりよい人間関係を築きコミュニケーションをとるための心配りが感じられる行動である。第2因子は「専門的態度に関する因子」で、救急看護という養護教諭の基本的かつ専門的な態度に関わる行動や的確な養護診断、プライバシーへの配慮等生徒へ対応するとき養護教諭として基本的に身につけておかなければならない態度を表す行動である。第3因子は「専門的技術に関する因子」で、養護教諭が専門的な知識や技術をいかしながら生徒個別の要求に応えるという最も基本的な職務に関わる行動である。第4因子は「保健指導の因子」で、これは個別または集団へ専門性を行かしながら教育機能を発揮する保健指導の行動である。中・高生に対するリーダーシップ行動は、以上4つの因子で構成されていた。

これらのことから児童生徒へのリーダーシップ行動は「的確な保健管理の因子」「専門的技術に関する因子」「保健指導の因子」等の『養護教諭の職務に関わる因子』に加えて「児童の要求を大切にしたい因子」「安心

感を与える因子」「児童・生徒への心配りの因子」等の『ヒューマンスキルの行動の因子』の2つの性質の因子があることがわかった。

このように、養護教諭は児童生徒に対して専門性を発揮するとともに、「児童生徒への心配りの因子」として現われているヒューマンスキルの行動は、小学生、中・高生ともに因子が抽出され、発達段階をこえて人間関係を良好に保ち、よりよい活動を行うために欠くことのできない重要な因子であると考えられる。また小学生、中・高生ともに「養護教諭のリーダーシップ行動」の第1因子「児童生徒への心配りの因子」「生徒への心配りの因子」に関わる行動を養護教諭が十分行なっていると認知している児童生徒は、養護教諭への満足度が高く、信頼感や安心感、意欲が高くなっていた。それに対して、それらの行動をあまり行っていないと認知している児童生徒は相対的に満足度が低いという結果であった。

満足度の具体的内容は、「保健の先生と話をすると元気になりやる気が出てくる」「相談があったら相談したいと思う」「健康に良いことの話をしてくれたら実行しようと思う」「保健の先生から体の話を聞くと安心する」「保健の先生とは本音で話せる」「声をかけられると明るい気持ちになる」である。

養護教諭は日々児童生徒と向き合う中で、専門性を発揮しながら様々な行動をとっているが、学校保健活動において、健康問題解決の主体者である児童生徒のニーズにこたえるリーダーシップ行動を発揮することが重要であると考えられる。

この研究により、児童生徒に対する養護教諭のリーダーシップ行動測定尺度を作成した。養護教諭が日常の教育活動において、児童生徒のニーズに応えているのか、児童生徒の満足度が高まり、信頼関係を築けているのか客観的評価の指標とすることができる。このような測定尺度を使って自分の行動を客観的に見るとも力量形成につながるのではないかと考える。

養護教諭は、専門性を基盤にした児童生徒との信頼関係の上に健康問題の解決へ向けて養護実践を行なっている。学校保健活動推進の中核的役割を担うに当たり学校保健の対象である児童生徒への働きかけも大変重要である。それは児童生徒との関係が様々な場面に

おける学校保健活動の効果的な推進・発展へとつながると考えるからである。

複雑多様化した児童生徒の健康問題の解決のためには、学校保健活動を推進して行くことが必要であるが、養護教諭の働きかけ如何によっては学校保健活動が活発に推進されるかどうかにも関わってくる。よって養護教諭の人々への働きかけについての力量は重要で、理論や研究によって得られた知見を元にエビデンスに基づいて、養成、採用、研修を通して形成していくことにより、学校保健活動推進の中核的役割を担っていくことができると考える。

## 引用文献

- 1) 日本学校保健学会「養護教諭の養成教育のあり方」共同研究班、これからの養護教諭の教育：78、東山書房、1994
- 2) 中央教育審議会：子どもの心身の健康を守り、安全・安心を確保するために学校全体としての取組を進めるための方策について（答申）、文部科学省、2008
- 3) 松本敬子：特集 養護教諭養成における学校保健組織活動の視点、学校保健研究、34（3）、116、学校保健学会、1992
- 4) 前掲書3） 115
- 5) 前掲書3） 116
- 6) 古畑和孝編：社会心理学辞典、有斐閣小辞典シリーズ、58、有斐閣、1997
- 7) 前掲書1）、78-81
- 8) 松本敬子、古賀由紀子、佐方仁美他：児童生徒に対する養護教諭のリーダーシップ行動測定尺度作成の試み、学校保健研究、45（5）、418、日本学校保健学会、2003
- 9) 前掲書8）、417-433
- 10) 三隅二不二：リーダーシップ行動の科学、41-44、有斐閣、1984

---

 特別講演
 

---

## どんな境遇の子ども・若者も見捨てない！ —アウトリーチ（訪問支援）と重層的な支援ネットワークを活用した 多面的アプローチ—

谷口 仁史（認定NPO法人 スチューデント・サポート・フェイス代表理事）

### I 社会的に孤立する子ども・若者の実態とアウトリーチ（訪問支援）の必要性

不登校、ひきこもり、非行、ニート等、社会参加・自立に困難を抱える子ども・若者の背景には、貧困、虐待、DV、保護者の精神疾患等、複雑かつ深刻な課題を抱える者も少なくない。子ども・若者支援施策の拡充が図られる一方で、社会的孤立に係る支援施策の中心は未だに相談者の自発的行動を前提とした「訪問型」の支援であり、社会問題の解決からは「カバー率」も「改善率」も十分とは言えない。本来求められる支援のあり方として、「訪問型」支援を基盤とした「ワンストップ型」相談サービスを提供する佐賀県の相談支援の実態を通じて、その在るべき姿を考察する。

一つの例として、学級崩壊をきっかけに休職を余儀なくされ、「つながり」を失い孤立化したことで、精神疾患を発症し、家族丸ごと引きこもり状態になったある元女性教員の動画を最初に見ていただいたが、これは「誰もが陥る可能性のある状態」としての理解が必要である。

2005（平成17）年のOECDの調査によると、家族以外の人と交流がない社会的孤立状態の人の割合は、20ヶ国中、日本は1位（15.3%）であった<sup>1)</sup>。また、2007（平成19）年のユニセフの調査でも、OECD加盟国24ヶ国中、孤立を感じる子ども（15歳）の割合は、日本がダントツ1位の29.8%であり、「孤立大国ニッポン」の現状が顕わになった<sup>2)</sup>。

従来型、いわゆる「来ることを待つ」施設型の支援の枠組みでは、このような子ども・若者の社会的孤立は防げない。「声なきSOS」を適切に受け止めるためには、必要な支援を届ける「アウトリーチ（訪問支援、以下「アウトリーチ」と称す）」が必要である。

### II アウトリーチを基盤に支援活動を展開する佐賀県の取組

「認定NPO法人スチューデント・サポート・フェイス（以下、SSFと略す）」は、不登校、ひきこもり、非行、ニート等困難を抱える子ども・若者の自立支援を目的に、2003（平成15）年度に設立され、全国トップレベルのアウトリーチのノウハウと重層的な支援ネットワークをバックボーンに、教育・医療・福祉・労働・司法など29種の専門職によるチーム支援、専門家が常駐し適応訓練を行うコネクションズ・スペースの運営、心理療法等を組み込んだ体験活動、認知行動療法及び職親制度を活用した就労支援等を行ってきた。支援の入り口の段階から関わり、アウトリーチを重ね、社会参加や職業的自立に至るまで継続的に伴走型の支援を行う総合的な自立支援事業を展開している。

設立初期段階の2003（平成15）年には、まず「子育てに関する相談・支援団体ガイドブック」を作成し、700団体にも及ぶ地域の実情を把握し、課題認識を共有した団体等と「協働」を創り出すことを始めた。次に、2006（平成18）年度に受託した若者無業者の職業的自立を支援する「地域若者サポートステーション事業（厚生労働省）」では、「若者の味方隊」や100か所を超える多職種連携の事業所等が協力した「職親」制度を作り上げるなど、SSFが有するアウトリーチのノウハウとネットワークを活用した多面的援助アプローチが顕著な効果を上げ、開設から10年にわたり相談件数及び進路決定数において全国トップの実績を収めており、OECDの視察対象となるなど「先進モデル」として機能している。

NPO法人であるSSFが行政機関を交えた事業の中核的存在になって活動できたのは、法律の整備が基盤に

ある。2010（平成22）年度の「子ども・若者育成支援推進法」の施行に伴い設置された「佐賀県子ども・若者支援地域協議会（県の上部組織が全て参加する包括的かつ分野横断的ネットワーク）」において、SSFは総合相談窓口機能を担う「佐賀県子ども・若者総合相談センター（法13条）」を受託した他に、支援過程全般において主導的役割を果たす県内唯一の「指定支援機関（法第22条）」としての信託を得るなど連携協力のステージを「法的枠組」へと進展させた。2013（平成25）年度からは「生活困窮者自立支援法」の施行に伴い県内初の総合相談窓口「佐賀市生活自立支援センター」を、2017（平成29）年度からは「佐賀県ひきこもり地域支援センター（県障害福祉課）」の運営を開始するなど総合相談窓口機能の集約化を実現し、「ワンストップ型」に近い相談サービスを提供している。

2019（平成31）年度に受託・運営した各種総合相談窓口における年間相談件数は、過去最高の6万7千件を超えている。とりわけ、ニーズの高いSSFの家庭教師方式のアウトリーチのノウハウは、2003（平成15）年の設立以来、教育・医療・福祉等関連分野の知見の集約によって発展的に構築された訪問支援手法と連続的な支援行動を可能とする重層的支援ネットワークをバックボーンに、旧来の取組とは一線を画したモデル的取組と定評がある。

### Ⅲ アウトリーチを用いた実態調査の現状と支援のあり方

「佐賀県子ども・若者相談センター」への相談依頼元は、学校や相談機関が36%を占めており、行政機関や生活・福祉等の専門機関からの相談を合わせると7割に及ぶ。カウンセリングベースの支援だけでは効果が出なかった重篤なケースが多く、「佐賀県子ども・若者総合相談センター」で実施した調査（n=2,398）によると、84.2%のケースで対人関係の問題が認められる他、精神疾患（44.2%）、発達障害（43.7%）等特段の配慮を必要とする者の割合が多く、背景には、虐待、DV、保護者の精神疾患、ギャンブル依存、貧困等生育環境に問題を抱えている者も63.7%に上っており、家庭環境に対するアプローチ、家族にも支援を届けることも重要である。また、多重に困難を抱えてい

る者も84.7%と高い。もはや一担当者、単一機関、単一分野の支援だけでは限界がある。

2010（平成22）年「さが若者サポートステーション」における調査によると、アウトリーチのケースでは、精神疾患、発達障害、家庭内暴力、自傷行為、異常行動、依存行動等の発生割合が、来所可能なケースより10～20%程度高くなっていた。過去に支援をした経験では72.1%の若者が複数の支援機関を利用しているが改善には至らず、「相談」「支援」自体に対する不信感を持つ若者も61.4%と高かった。相談や支援を行う専門家の専門性も当事者から一定の信頼感が得られなければ発揮できず、当事者と直接接触するまでには、極めて重要な支援過程（事前準備）が存在する。

複合的な問題に対して、多面的な見立てと複数の分野の支援ノウハウを活用するための「チーム対応」が必要であるが、多様な専門家の人々が係る場合にそれぞれの主義主張が違ふとまとまりがなくなることがある。そこで、SSFでは、エビデンス・ベイスト・アプローチの手法を用いて、経験則や縦割りの支援から脱却し、根拠に基づいた支援を行っている。まず事前準備における3段階プロセスでは、生物学的、心理社会的要因の分析の他、経緯ベースの分析による回避事項の把握など多職種連携によるアセスメントを行い、多角的に検証を行っている。次に、不信感や拒否感を持つ当事者が今の状況に至った経過をしっかりと聞き取り、本人や家族及び外部関係者を含む相対的な関係性を加味した支援者とのマッチングを、本人や家族と支援者の相性等にまで加味して、どんな支援者の存在が当事者や家族にとって一番受け入れ易いのかリサーチしている。さらに、「どうせ誰も分かってくれない」と不遇な体験等によって得られたネガティブな感情や考え方、閉ざした心の扉を開くための糸口として、本人の価値観を分析するアセスメント「価値観のチャンネルを合わせる」作業を重視している。本人の興味関心という個別のニーズに絞り込んだ働きかけの中で、本当の自分であることを否定せず、寄り添って支援する中で子どもや若者の心が解けていく。さらに、支援を行う中では、「対人関係」「メンタルヘルス」「ストレス耐性」「思考」「環境」の5つの多軸評価指標「Five Different Positions」に基づくアセスメントを共有し、

共通言語でコンセンサスを得るようにしている。専門性や組織が違う支援者たちが、同じテーブルにつき、支援について話し合いを行っている。

「ストレス耐性」に着眼した事例を紹介すると、本人の興味関心が高い活動（例：釣り）の個別対応から始め、引きこもっていた子どもが外出を楽しみと思えるようになったら、支援者への依存に陥らないうちに安全な集団活動へと進める。ここでも本人と支援者のマッチングはとても大切である。そして時間を管理しながら集団活動へと広げていく。生活習慣が整ってきたら、次は社会参加（就労支援）へと段階的に移行していくが、社会貢献活動等を通じた就労支援により、人から信頼されたりする中で、自尊心や自己肯定感が向上していく（動画視聴）。このように膨大な実践を通じ発展的に構築された独自のノウハウを活用することで、安全かつ効果的な訪問導入を可能としている。

「思考」に着眼した事例では、楽しいと思う遊びや生活の場面に、認知行動療法等の専門的手法を用い、認知の歪みを正し、同じく個別対応から、小集団活動、集団活動、そして「職親」制度を使った就労支援へと進めていく。ここでは、地域の商店街や企業の方々と連携し、引きこもりだった若者が仕事や対人関係に慣れていく（動画視聴）。

「環境」に着眼した事例では、学校や相談室で得られた情報と実際の訪問現場で得られる情報に差異があった。アウトリーチを通じて、担任との対立、進学校での学習負担、いじめ、ゲーム依存に加え、虐待、DV、貧困、兄弟の発達障害や違法労働など複雑かつ深刻な問題が判明した。多くの専門家が支援に関わる中で、養護教諭には重要な役割を果たしていただいた。そして、過去の経緯を知っている人が伴走し、「価値観のチャンネルを合わせる活動（本人の興味関心があるゲーム、オタク文化等）」の個別対応から始め小集団活動、集団活動、就労支援へと進めていった。合わせて、家族それぞれの問題に対し、医療機関、法テラス（弁護士）、ハローワークなどとも連携した。特に、家族の問題には直接働きかけができなくても、環境を変えることで、行動変容を引き出し、家族の自立も合わせて行うことができた。

これらの専門的なノウハウは、内閣府や厚生労働省

の法定研修に採用されるなど、全国的な取組の推進にも貢献している。

一方、地域でできることの限界も真摯に受け止め、全国的な視野で解決する必要性も感じた。

#### Ⅳ 地域ボランティアから全国規模のネットワークへ

全国組織の「生活困窮者自立支援全国ネットワーク」を厚生労働省の社会保障審議会の委員と一緒に立ち上げた。そして、「生活困窮者自立支援全国研究交流大会」では、全国から参集された1600名の方々と地域の取組を共有した。このネットワークづくりを構築した理由は、「どんな境遇の子ども・若者も見捨てない！」という覚悟を持って互いの限界を補うための連絡協力体制を構築し、世代の悪循環を絶つことにあった。

全国で54万人を超える若者の引きこもりに対し、SSFは佐賀県のみならず他県でも支援実践を行っている。その一例として、いじめから始まり18年間引きこもっている長崎県五島市福江島在住の30代の若者の支援を行った（動画視聴）。事前に過去の支援経緯を調べた所、本人の思いとは異なる支援がなされ、学校教育から離れた後の縦割り支援の中では情報の共有がなされず、本人は過去の支援経験から人に対する不信任、拒絶感、警戒感を感じていた。このように支援が功を奏することなく相談意欲が低下している場合は、事前評価がアウトリーチの成否を握る。「つながる力」が低下した（奪われた）状態での指示的なアプローチには限界がある。深刻化・複合化した背景のある問題には、縦割りの支援を突破し、背景の問題をしっかりと分析して解決し、個別対応から始まり社会参加・自立まで責任を持って対応することが求められる。

#### Ⅴ まとめ

佐賀県における実践及び実態調査に示唆されるように、「深刻化・複合化」した課題に係る子ども・若者支援においては、従来型のカウンセリングベースのみの支援には一定の限界がある。孤立状態を解消すると同時に生育環境等背景要因へのアプローチを可能とするアウトリーチの必要性は高い。実施に当たっては、支援対象者の特性に応じられる専門性は勿論のこと、「多職種連携」によるチームアプローチ、支援からの

離脱を防ぐための「伴走者」の確保, 限界を補い合う  
多機関連携, 制度の狭間を埋める「協働型」「創造型」  
の取組の推進は必須の条件となる。

#### 付記

本稿は, 第28回学術集会特別講演を要約したものである。

(文責: 大家さとみ 西九州大学看護学部看護学科)

#### 参考文献

- 1) OECD: Social Cohesion Indicators; CO2. SOCIAL ISOLATION, Society at a Glance2005, 83, 2005, [https://www.oecd-ilibrary.org/docserver/soc\\_glance-2005-8-en.pdf?expires=1608194784&id=id&accname=guest&checksum=8268A21F65963A4C2355B7AEE0F5DA89](https://www.oecd-ilibrary.org/docserver/soc_glance-2005-8-en.pdf?expires=1608194784&id=id&accname=guest&checksum=8268A21F65963A4C2355B7AEE0F5DA89) (アクセス2020年12月18日)
- 2) UNICEFイノチェンティ研究所 (国立教育政策研究所・国際研究・協力部): 『Report Card 7』 研究報告書 先進国における子どもの幸せ, 68, 2010, [https://www.unicef.or.jp/library/pdf/labo\\_rc7.pdf](https://www.unicef.or.jp/library/pdf/labo_rc7.pdf) (アクセス2020年11月2日)

## シンポジウム報告

## 学校保健活動推進における養護教諭の中核的役割を検証する

コーディネーター 宮本香代子 (安田女子大学)

平井 美幸 (大阪教育大学)

シンポジスト 磯谷 由希 (益城町立津森小学校)

内田 郁美 (福岡県体育研究所)

後藤多知子 (愛知みずほ大学)

## I 「学校保健活動における養護教諭の中核的役割を検証する」ことについて

2008 (平成20) 年の中央教育審議会答申において、多様化、深刻化している子供の現代的健康課題を解決するために、校長のリーダーシップの下、学校保健計画に基づきすべての教職員で学校保健を推進することができるように、組織体制の整備を図り保健教育と保健管理に取り組むことを必要<sup>1)</sup>としている中、「養護教諭は、学校保健活動の推進に当たって中核的な役割を果たしており、現代的な健康課題の解決に向けて重要な責務を担っている」と述べている。

また、現代的な健康課題の対応にあたり、関係者との連携を推進することが必要で、そのコーディネーターの役割を担うことも養護教諭に求められた。子供の健康課題は、学校全体として組織的に対応していくことが一層求められ、「チームとしての学校」体制の中で養護教諭の専門的視点での対応が必要とされている<sup>2)</sup>。子供の健康問題をとらえ、必要な対応を行うということは、養護教諭が有する基本的機能であり、養護教諭には専門性を生かしつつ学校保健活動推進の中核的役割を担っていく力量形成が求められている。

力量形成については、キャリアステージに応じて生涯にわたって学び続けることが不可欠である<sup>3)</sup>ことから、期待され求められている「学校保健活動推進の中核的役割」の現状を把握し、実践に注目して課題と成果を洗い出すことで、養成、採用、研修を通した「中核的役割を担う力量」の形成について検証することとした。

論点については、①養護教諭に期待されている「学校保健活動推進における中核的役割」とはどのような

ものか。②養護教諭の専門性は、「学校保健活動推進の中核的役割」を果たす上で、どのように発揮されているのか。③中核的な役割を担う上で必要な力量とはどのようなものを整理し、その力を、いつ、どこで、誰が、どのように育成するかなどにより検証することを目的とした。

## 引用文献

- 1) 文部科学省中央教育審議会:子どもの心身の健康を守り、安全、安心を確保するために学校全体としての取組を進めるための方策について (答申), 2008
- 2) 文部科学省中央教育審議会:チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について (答申), 2015
- 3) 文部科学省中央教育審議会:教職生活の全体を通じた教員の資質能力の総合的な向上方策について (答申), 2012

## II 本企画の取組と流れ

本シンポジウムでは、学会長案をもとに、シンポジストとコーディネーターと3回のオンライン会議を重ね、シンポジウムの趣旨の共通理解を図ったり、各自の実践への意見交流をしたりすることにより、養護教諭が専門職として学び続けるという職務の在り方を知ることができた。

シンポジウムの流れは趣旨説明をコーディネーターから行い、前述の3つの論点を踏まえ、「学校保健活動推進における養護教諭の中核的役割」をどのように考え、実践及び指導をしているかを現職の実践者として突発的な事態への対応における客観的判断した根拠ある提案を磯谷氏、採用後のキャリアステージに応じた系統性のある組織マネジメント研修実践を内田氏、

養成機関におけるキャリア発達に視点を置いた組織マネジメント力の育成を後藤氏に提言をいただきシンポジウムテーマである『養護教諭の中核的役割を検証する』ことに迫ることとした。その後、参加者からの質疑応答をいただき協議したのち総括を行う計画であった。しかし、初のオンラインによるシンポジウムであったので、事前の準備はしていたが、予定していた質疑の時間が不足したことにより、参加者による協議に繋がらずシンポジウムにおける検証に迫ることおよび総括ができなかった。しかし、3者のシンポジストの提言は、2009（平成21）年度の学術集会におけるミニシンポジウムⅢ「『養護教諭の役割—中核的役割を果たすということ—』を進めるにあたって」で提言された実践に加え、さらに多面的・多角的な実践を示していただくことができ、「養護教諭の中核的役割」の多様性を明らかにできた。

### Ⅲ シンポジストの提言内容

#### 1 「突発的な事態への対応における養護教諭の中核的役割の考察」

磯谷 由希（益城町立津森小学校）

##### 1) はじめに

2016（平成28）年4月に震度7の地震を2度経験した益城町では4年半経過した現在も災害からの復興途上にあり、以来学校では児童の“心のケア”に取り組んでいる。本校は益城町の中でも被害の大きかった地域にあり、全校児童95名の小規模校である。現在も仮設住宅からの通学、地震後から始まった夜尿による病院受診、継続的にSCによるカウンセリングを受けている等の児童がいる。

今回のシンポジウムでは、地震で被災したことに加え新たに発生した新型コロナウイルス感染症の流行という突発的な事態の中で、“心のケア”を実践するに当たり養護教諭に求められる中核的な役割を考察した。

##### 2) 熊本地震、新型コロナウイルス感染症における心のケアの取組

###### (1) 令和元年度における熊本地震後の心のケア

本校の熊本地震に関する心のケアの取組は、養護教諭が中心となり防災主任や担任と連携した組織的な対応を図っている。防災主任とは2017（平成29）年度か

ら熊本県の小・中・義務教育学校及び県立学校において防災教育及び防災管理の充実を図るため、それらの調整・推進を行っている教職員のことである。

本校では心のケアの取組のひとつとして「心のサポート授業」を年に3回実施した。「心のサポート授業」とはストレスマネジメントや思いの分かち合いなど子どもたちの回復状況に合わせた心理教育と、「心とからだの振り返りチェックシート」による児童のトラウマやストレス反応の調査をセットにした授業である。

実施に際しては県立教育センターが作成した指導案（中学校版）を基に養護教諭が小学生に理解できるように素案を作成、その後職員全員で意見を出し合い各学年の発達段階に応じた指導案を完成させた。

授業の主な実施者は担任であるが、心理教育やリラクゼーション法の場面ではSCがゲストティーチャーとして加わる。養護教諭は授業中の児童の様子に異変がないか注意深く観察し、地震を思い出し気分不良を起こした児童には即座に個別対応を行った。

授業後、養護教諭は「心とからだの振り返りチェックシート」の結果でストレス値が高かった児童への対応を管理職と検討し、職員全員と共有した。原則担任による教育相談を行い、さらに気になる児童には適宜養護教諭の健康相談やSCによるカウンセリングを行った。

###### (2) 新型コロナウイルス感染症における心のケア

2020（令和2）年2月27日、新型コロナウイルス感染症の拡大予防のための突然の臨時休業（以下「休校」という）の発表があった。当初、新型コロナウイルス感染症について症状や予防法などの情報も錯綜し児童だけでなく保護者や職員にも混乱が見られた。休校はいつまで続くのか、家でどのように過ごさせるべきなのか、休校によりどのような健康課題が現れるのか等先の見通しが見えない中、社会全体がパニックに陥っていた。

翌日は休校前最後の登校日であったため、管理職と協議し急遽養護教諭が各学級で「心のサポート授業」を行うこととした。ここでの目的は①児童が新型コロナウイルス感染症やその予防法について知ること、②急遽決まった休校や感染症に対する児童の不安やストレスを教職員が把握することの2点である。授業の前

後では、落ち着かない時やドキドキした時に行うリラクセス法や呼吸法を取り入れた。

その後も登校日や学校再開時、身体測定の時間等を活用し、学校での新しい生活様式や予防法を含む保健指導を何度も繰り返し行った。感染がさらに拡大し重症者や死亡者が増え、恐怖心から医療従事者や患者とその家族が差別を受けるような事態も発生したことから、学校再開時には人権的配慮の内容も含めた「心のサポート授業」を行うこととした。実施に当たっては人権主任や管理職とその都度内容の検討を行った。

児童の不安やストレスの把握のための調査には、「心とからだの振り返りチェックシート」の作成者である熊本県「心のケアサポート会議」のスーパーバイザーと相談しチェックシートから5項目を抜粋したものを活用した。チェックシートによる調査は休校中、登校日、学校再開後など環境が変化するごとに6月まで計5回実施した(表1)。児童一人一人や学級集団のストレス値の推移を分析考察の上、必要な支援や対策を行った。

休校中は食事・睡眠・運動・学習・メディアの使用時間など生活習慣についても調査を行い、重回帰分析の結果、昼食や夕食が規則正しく摂れていない児童はストレス値が高く出る傾向が見られたため、生活習慣で気になる児童とストレス値の高い児童の家庭へは担任や養護教諭から電話連絡や家庭訪問を行った。

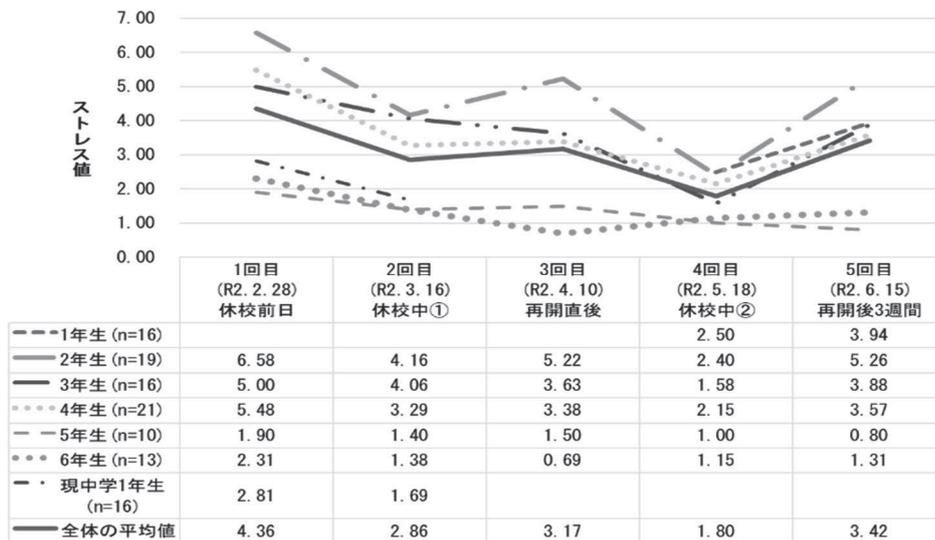
(3) 健康委員会の児童による取組

学校再開後3週間が経過した頃、トイレの便器の中にトイレットペーパーがロールごと投げ込まれる事案が繰り返し発生した。児童への指導方針を決めるために生徒指導部会が開かれた。この時期、児童の平均ストレス値は有意に上昇しており、部会ではこの状況を鑑み誰が投げ込んだのか探しだすような指導はふさわしくないと判断した。そこで養護教諭として生徒指導的課題を「トイレの衛生保持ができていない」という健康課題にとらえ直し、健康委員会の児童からトイレの使い方について動画を作って呼びかける方法を提案した。翌日の昼休みには健康委員会の児童を集め話し合いを行い、動画撮影を開始。2日後には完成した動画を使って担任が学級で指導を行った。以後トイレットペーパーが投げ込まれることはなくなった。

(4) まとめ

教育活動全体を通して養護教諭に求められることは、「心と体の健康」という専門的な視点で見ることである。また養護教諭は校内全ての職員や児童と関わり、常に学校全体を意識していることから集団の「心と体の健康」について俯瞰的に把握することができる立場にある。地震、風水害、パンデミックと心と体への大きなダメージを与える相次ぐ突発的事態の発生には養護教諭が中心となり全職員や児童を巻き込んだ組織的な取組への期待がますます高まっている。

表1 令和2年度A小学校における学年ごとの平均ストレス値の推移



熊本地震及び新型コロナウイルス感染症の“心のケア”や健康委員会の取組においては、その過程において職員や児童からの理解や協力が不可欠であった。そのためには養護教諭には職員や児童など関係各方面に対する高いプレゼンテーション力が求められることを痛感した。

必要なことは保健室への児童の来室状況やその様子から小さな変化をキャッチするなど日々の地道な主観的な気づきの積み重ねと、同時に客観性の高い説得力のある根拠・裏付け、たとえばストレス値等のデータを活用した現状分析に基づく健康課題の発見である。

養護教諭は専門的な視点、かつ客観的な根拠に基づいた健康課題を提示し、児童の目指すべき姿の達成のために誰がどのように働きかけを行うべきなのか明確に示し、実践までの過程においても全員と協力していくことが求められる。

今直面している未曾有の出来事の発生に対し、“心と体の健康”という視点において、かつてない重要な役割を果たさなければならず、健康課題解決のために今まで以上に養護教諭として中核的な役割を果たす必要があると考えている。

## 2 学び続ける養護教諭を支援するために

内田 郁美 (福岡県体育研究所)

### 1) はじめに

現在、養護教諭は、新型コロナウイルス感染症予防対策をはじめとした学校保健活動の推進において、専門性を生かした校内外での連携で果たす役割を期待されている。今回は、シンポジストとして、福岡県における現職研修の現状から、若年教員研修(初任者研修)等の現状やこれからの現職研修の在り方についてまとめ、発表する機会をいただいた。シンポジウムを通して、養護教諭が中核的役割を担う上で必要な力量とは何かを考えることは、行政の現職研修を行う上で、とても大切な視点となることに改めて気付いた。ここでは、シンポジウムにおける自らの発表内容と学びをまとめて報告する。

### 2) 福岡県における養護教諭研修について

福岡県では、福岡県養護教諭育成指標のステージに対応した経年研修を計画・実施している。養護教諭に

期待される中核的役割を考えるにあたり、以下の3つのステージ別に行政が行う研修内容について紹介し、養護教諭に必要とされる力量について考えてみた。

#### (1) 基礎・向上(1～6年目)

若年教員研修では、「組織の中で活動する力」を育成するために、「保健管理」、「児童生徒理解」、「学校組織の理解と参画」等に関する内容を、特に重視して行っている。まずは、個の力量を上げて職務役割を円滑に行うこと、その上で組織を意識した実践に結び付けることの大切さを初任者には伝えたい。

このステージでの課題は、経験不足を起因とした自信の不足を挙げることができる。若年教員研修1年目の受講者に、研修会後のアンケートを毎回4件法でとっているが、その日に受講した講義内容に関連した「養護実践についての自信度」を尋ねる質問において、「学校保健組織活動」、「保健室経営計画」、「保健教育」の項目で、「あまり自信がない」、「自信がない」という回答の割合が高かった。1年間の研修終了後の今後の課題として、「組織活動」、「連携」を挙げている受講者も多く、養護教諭が学校保健活動推進における中核的役割を果たす上で、必要だと分かっているが自信がないと感じている「組織の中で活動する力」、「コーディネート力」に関する力量を高めたいという意欲がうかがえる。

#### (2) 充実・深化(7～13年目)

中堅教諭等資質向上研修では、「組織・活動を推進する力」を育成するために、「保健組織活動」、「自己啓発・人材育成」、「危機管理」等に関する内容を特に重視して行っている。先輩養護教諭の保健組織活動に関する実践発表を聞くとともに、全員が保健組織活動に関する自校での実践や課題を発表する機会を設けている。ミドルリーダーとして、自校での保健組織活動を推進するにはどういった視点が必要なのか、課題は何かといった部分について、受講者同士で協議・演習を行う中で刺激を与え合うことができている。

#### (3) 発展①(14年目～)

エキスパート教員研修では、「組織・活動を牽引する力」を育成するために、「危機管理」、「保護者や地域との連携」に関する内容を特に重視して行っている。しかし、校外研修1日のみの実施ということもあり、

このステージでの行政における現職研修の充実が課題となっている。この課題に対応するべく、福岡県体育研究所では県内の養護教諭6名程度を対象に、学校保健活動推進のための「企画力」、「実行力」、「組織の中で活動する力」を備えた養護教諭の育成を目指し、年間12日にわたる断続研修(養護教諭の専門研修)を行っている。今年度は、残念ながら新型コロナウイルス感染症の影響で中止となってしまった。

断続研修の内容としては、指導主事の講義・演習に加え、より専門性の高い内容は大学の教授等、外部講師に依頼している。研修内容の例を紹介すると、「発達障害の理解と児童生徒への対応」では、各自持参した資料を用いて事例検討を行い、「学校救急処置の実際」では、フィジカルアセスメントについての実技を伴った研修を行っている。また、6人という少人数で12日間の研修期間が確保されているので、講義・演習・協議だけでなく、代表授業研修や個人課題研究にも取り組み、最終日の課題研究発表会では、研究の成果を発表している。12日間の研修とともに個人課題研究に取り組むのはハードルが高いが、校種や経験年数の違う養護教諭が、互いに刺激を受けながら広い視野に立って自校の取組を振り返り、今後の実践上の工夫を検討することができる断続研修の満足度は、非常に高い。研修後の受講者からは、学校保健活動についてリーダーシップをとりながら牽引していくこと、今後も学び続けて後進を育成していくことへの意欲もうかがえる。

### 3) これからの現職研修について

福岡県では多くのベテラン養護教諭が定年退職する状況となり、経験年数の浅い養護教諭が学校保健活動を推進していくための力量形成が急務となっている。そのような中、中央教育審議会答申「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について」で示された、養成・採用・現職研修を通じた具体的方策を踏まえて、メンター方式の継続的な研修の推進に注目したい。私自身、行政や地域での研修受講だけでなく、メンターである先輩養護教諭から専門性を生かした様々な実践について学んできたことが、貴重な財産となっている。メンターとなる養護教諭の育成のためには、経験年数10年程度の中堅教諭等資質向上研修を受講し

た後も、学びの継続を支援する必要があると考える。

具体的には、本県においては断続研修受講後の養護教諭が地域の養護教諭のメンターとなり、既存の市町村の養護教諭研修部会等も活用しながら、チーム研修を行えるような体制づくりを行うとともに、基本研修や地域の養護教諭研究会等の場での養護教諭同士のつながり・絆づくりも、今後は意図的に行っていく必要があると考える。

### 4) まとめ

今回のシンポジウムを通して、養護教諭に期待される中核的役割とは、確かな専門性に立脚したアセスメントを行うこと、そして校内外の関係者と連携・協働し、学校保健活動を推進していくことだと考えた。また、養護教諭の中核的役割を検証する視点は、「現代的健康課題を抱える子供たちへの支援」(文部科学省)を指針として、課題を抱える児童生徒支援のために養護教諭がどのような役割を果たすべきか、個々のケースに応じた支援を組織的に行っていくことができる養護教諭をどのように育成していくべきか考えることであると思う。

今後は、理論と実践を結び付けて成長する「学び続ける養護教諭」を支援するために、「どのような研修を行えば、効果的に学校保健活動を推進していくための力量が高まるのか」についても、大学の教授等にも協力をいただきながら検討と改善を重ねていきたい。

## 3 学校保健活動推進の中核的役割を担う

### 一組織マネジメント力・リーダーシップの力を養成・キャリア発達させる重要性一

後藤多知子(愛知みずほ大学)

#### 1) はじめに

学校保健の課題解決は「チームとしての学校」として対応するという社会方針に基づき、養護教諭に「組織」においていかに専門性を発揮していくかが問われている。

2008(平成20)年の中央教育審議会答申で、養護教諭は「学校保健活動推進における中核的な役割」と明記がされてから12年を経た。学校保健活動の活発化<sup>1)</sup>の改善は校長のリーダーシップの発揮が大前提であるが、「推進」・「中核」の役割から学校保健分野

における養護教諭の組織マネジメントやリーダーシップの重要性の社会認識が捉えられる。

## 2) 養護教諭の「中核的な役割」の実現のために

私は養護教諭1人1人の「学校保健活動推進における中核的な役割」の実現は、「組織マネジメント力の向上および組織内でのリーダーシップの発揮と関係者支援の強化」、「養護教諭としての専門知識と技術の向上」、「養護観を認識した職務活動」の実践に関わっていると考えている。今回シンポジストの機会をいただき、特に役割発揮のための組織マネジメント力およびリーダーシップの力の養成・キャリア発達させる重要性について僭越ながら提言させていただいた。学校組織内外の人的・物的・予算的・組織システムという4M資源の活用現状分析により根拠を元にした勤務校の問題提示を行い、PDCAサイクルで養護教諭として学校保健活動を管理していく組織マネジメント力と、校長の方針を受けて学校保健目標達成のための針路を専門性として提案し、関係者の意欲・湧活を導く「推進」のためのリーダーシップの力が重要であろう。養成教育段階で両者の力を育成していくためにはマネジメントやリーダーシップの理論、組織論や組織行動論、グループダイナミクス（集団力学）などの社会心理学の理論学習および実際に技術・スキルが身につくような継続的な活動の積み重ねが必要だと考える。しかし現状として、養成教育でこれらをカリキュラムの科目として学ぶ機会は時間的にもほとんどないことが推察される。2017（平成29）年教育職員免許法施行規則改正に基づく教職課程の科目等一覧表<sup>2)</sup>において、「教育の基礎的理解に関する科目」で含めることが必要な事項として「ロ 教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む）」および「ハ

教育に関する社会的、制度的または経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む）」とのみ明示がされている。一方、近隣の看護師養成カリキュラムには統合分野（看護の統合と実践）があり、臨床現場の環境の中で看護を提供する方法を学び臨床実践に生かすことや、看護に対する理解をさらに深め自己の課題を明確にすることを目的とした看護管理教育として、組織マネジメントやリーダーシップ理論、キャリア理論、看護と経営や法律、専門職間連携・協

働、セルフマネジメント等について学ぶ機会が保障されている。学校組織で役割を発揮する養護教諭にも将来的に、養成教育からこのような学びが蓄積され続けられれば、多数が単数配置という養護教諭の組織的活動にもポジティブな影響があるのではないかと考える。

## 3) 養護教諭に必要な組織マネジメント力・リーダーシップ力

これまで、養護教諭の組織マネジメント力やリーダーシップの現状を把握する研究や養成方法に視点を当てた実証研究はほとんど行われていないと捉えられる。「育成指標」を掲げ、現職養護教諭個々に組織的な実践力を期待するだけでなく、実証研究を推進していくことにより、根拠に基づいた養成教育と一環した行政研修との連携が進捗するだろう。

養護教諭は多数が単数配置で、勤務校に同職モデルがおらず、キャリアを通じて複数配置を経験しない場合もある。そのため、個々の知識技術がキャリアにおいて向上しても他の養護教諭への継承性が弱いことが推察される。良くも悪くも1人1人の養護教諭内に個別性が培われていけよう。このような職の特徴を有するからこそ、研修等に積極的に参加し、同職のメンターと日常的に頻繁な交流を行い主体的に研鑽に努め続ける必要がある。

養成教育の内容は、就業以降の職務活動に大きく影響することが推察される。私は、担当する養護に関する科目等において、学生の養護観・養護教諭観についてどの科目でも明文化をさせている。将来、養護実践の土台となる重要な捉えをその時点で学生なりに考えさせている。また組織的に効果的に養護実践できることを目指し、組織や組織行動、キャリアの理論などについて、コラム的な提示に留まってはいるが説明をしている。図1のように組織マネジメントやリーダーシップの力の養成を意図している。また文部科学省の学校組織マネジメント研修における学校組織マネジメントの定義<sup>3)</sup>を参考に、私見として養護教諭の組織マネジメントを表記し、リーダーシップを職務の中で認識する重要性を図2のように学生や養護教諭経験者研修で説明をしている。「組織」に関して学ぶことにより、「組織」の中での専門性発揮に少しでも繋がることを期待している。

- ・学生自身の養護観、養護教諭観の醸成推進 (将来、養護実践の土台となる)  
(4年間の授業で何度も考える機会を作る)
- ・組織や組織行動、キャリアについての知識学習 (戦略的に養護実践を行う)  
(授業内でコラム的に提示。用語を授業時に使用)
- ・授業でのグループワークの積み重ね (体験による能力UP)  
(リーダー・フォロワーの経験。人間関係維持に努めながら自己発信す 経験)
- ・グループでの授業運営担当 (ハードな体験による能力UP)  
(マネジメントサイクル・リーダーシップの体得、専門知識を深める)
- ・学校ボランティアの推奨 (学校現場を肌で感じる)  
(学校組織活動を見聞きする経験。多様な関係者との交流の経験)

図1 組織マネジメント・リーダーシップの力を養成する (担当科目での取組)

- 養護教諭の組織マネジメントとは、学校組織において、
- ① 学校が有している能力・資源を開発・活用し、
  - ② 学校内外の学校保健に関するニーズ (児童生徒・職員の健康の保持増進に対するニーズ) に適応させながら、
  - ③ 「学校保健目標」を達成していくこと。
- ・マネジメントサイクル (P D C A サイクル) に従い活動すると良い。
  - ・「学校保健活動の推進」・「中核的役割」を目指したリーダーシップを発揮していくこと。関係者の心の統合、湧活、協働への動機づけ、啓発を意識的に行うこと。

図2 養護教諭の組織マネジメントとリーダーシップの重要性 (私見)

## 引用文献

- 1) 公益財団法人日本学校保健会：保健主事に関する状況調査報告書，14-37，2014
- 2) 文部科学省：平成31年度より新しい教育課程が始まります 教育職員免許法改正及び同法施行規則改正教職課程の科目等一覧，6，2019，Available at [https://www.mext.go.jp/component/a\\_menu/education/detail/\\_icsFiles/afieldfile/2019/08/09/1415122\\_2\\_1.pdf](https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afieldfile/2019/08/09/1415122_2_1.pdf) (アクセス2020年11月21日)
- 3) 文部科学省：学校組織マネジメント研修—すべての教職員のために— (モデル・カリキュラム)，マネジメント研修カリキュラム等開発会議，0-1-7，2005

## IV 総括

### 1 提言について

養護教諭の教育職員として「職」が制度化されて、養護教諭の役割も次第に明かとなり、先人の課題意識と取組・実践が現在の「職」を確かなものとしてきた。こうした歴史の中、現在の学校現場で取組まれる学校保健活動は、新たな健康課題と直面している。現職の養護教諭は、いち早く子供たちの健康課題をリサーチ

し、学校での取組を行動化することが必然である。こうした場面に、本日のシンポジストの礒谷氏の提言は、自然災害発生後の子供たちの心のケアに着目し、健康課題の対策を組織的取組に繋げている。さらに、取組を組織的・計画的に実践するために、「客観的データを基にした現状分析」により問題を可視化している。校内における礒谷氏の取組は、養護教諭の中核的役割を担っている証であり、校務分掌等での教職員連携がスムーズにいくよう、日常の養護教諭としてのコミュニケーション力が基盤となっていると考える。淵上は、校務分掌などの組織としての学校経営に関する課題については、教師同士のネットワークに参加しコミュニケーション頻度の高い教師は、職務意欲が高いのに対して、教師同士のネットワークに参加していない孤立した教師は、コミュニケーション頻度や職務意欲が著しく低下することを見いだしている<sup>1)</sup>。

また、養成機関においては、養護教諭養成カリキュラム (教育職員免許法施行規則第9条 10条関係) において、「教職に関する科目」(第1欄) 及び第2欄～第4欄の内容の扱いが養護教諭観を育てる。養成機関の後藤氏の提言は、中核的役割を担うための資質・能力を「組織マネジメント力・コミュニケーション力の養成」に視点を当て多様性の在り方を研究している。養成機関での学びは、養護教諭となり出会う管理職や同僚により養成での学びが実践で活かされない現実に直面したとき、実践の在り方に様々な工夫が必要となる。こうした養護教諭としての葛藤を経験している人は多い。一人職である養護教諭が課題解決のための実践計画などの提案に、校内で教職員とコミュニケーションをとることができる場合は、共通理解を得られ実践活動に繋げることができる。しかし、管理職の理解が得られない場合は、想定外のストレスを抱く場合がある。現実の中で、養護教諭が中核的な役割を遂行するためには、卒後のフォローアップも重要である。

さらに、現職研修をキャリアステージに併せた専門性の向上を図るための取組は、内田氏より福岡県体育研究所の現職教育に示されているとおりである。各自治体を中心となり推進している、養護教諭の育成指標の在り方のモデルにもなると考える。

養護教諭は、児童生徒の健康問題に直面した場合、

前述したとおり教職員・関係機関との協働・連携を推進するために必要な日常のコミュニケーション力こそが役割・分担をスムーズにすることができる。学校保健活動の中核的役割を担う養護教諭の実践力の向上に向けて、キャリアステージに応じた現職研修は経験の浅い養護教諭と経験を重ねた養護教諭との横断的な繋がり重要な場となり、児童生徒をとりまく環境の急激な変化による健康課題にもスピード感を持った対応が可能となる。

## 2 校長のリーダーシップと養護教諭

学校における学校保健推進には、校長のリーダーシップが不可欠であるが、必ずしも全ての学校において十分とは言えず、学校の組織が十分機能していない現状もある。

管理職のコミュニケーションについての調査結果がある。篠原(1997)による校長の日常活動を観察法により明らかにした活動のほぼ半分はコミュニケーション活動(対話・定期的ミーティング・突発的ミーティング・電話での会話)で占められている<sup>1)</sup>。中でも、指示をあたえ職務を遂行するための手段としてのコミュニケーションより最も多かったのは、その内の3割が雑談である。雑談を通じてよりよい人間関係が維持され、学校組織が円滑に運営されて行くためのコミュニケーションも重要であることが指摘されている<sup>2)</sup>。同じ、1人職である養護教諭のコミュニケーション力は、どのように向上を図られているか明確な研究はないが、職務中の時間の裁量を工夫しながら、管理職を始め同僚とのコミュニケーションを通して人間関係の構築に努めることは、学校保健活動を有機的な実践にする重要な要素であるといえる。淵上は、校長の性差によりコミュニケーションの傾向が異なっており、女性校長は男性校長よりも、教職員の個人的な悩みや相談への対応、子どもとの関わりとって人間関係に配慮した経営行動を重視する傾向があるとわかっている<sup>1)</sup>と述べている。校長の学校経営の在り方、方向性を理解し、養護教諭としての提案を主張できる力も必要な要素である。

## 3 養護教諭の中核的役割と基本的な力

「学校保健の課題とその対応」(日本学校保健会, 2013)には、次のことが述べられている。「新しい時

代の義務教育を創造する」(中教審答申2005(平成17)年10月)においては、優れた教師の条件の一つに「総合的な人間力」を挙げ、①豊かな人間性や社会性、②常識と教養、③対人関係力、④コミュニケーション力、⑤教職員全体として協働できる力等が示された。なお、教員養成の課題として、近年採用される教員に対して「実践的指導力」、「コミュニケーション力」、「チームで対応する力」などの基礎的な力が十分身につけていないとの指摘がなされているところである。特に、養護教諭は、1人職が多いことから、児童生徒の健康の保持増進を図る専門職として、これらの基本的な力に加えて学校職員のみならず、地域の関係者と連携協働できる力が必要となる<sup>3)</sup>とあるが、現在も同様の課題はある。養成機関と行政が連携した新たな「養護教諭の資質向上」の実現に向けた取組が望まれる。個々の力量に期待しているのでは、これから遭遇する予測できない健康課題への「基本的な力」「対応力」は育ちにくい。

行政は、養護教諭の抱える課題を常に把握するための現職との連携を基盤に、養成機関との協働により、生涯につなぐ継続した研修内容や養成カリキュラムなどを見直し、養護教諭の資質向上に向けた方策のための学びの質の向上に期待したい。(文責：宮本香代子)

## 引用文献

- 1) 淵上克義：学校組織の心理学，日本文化科学社，2008
- 2) 日本学校保健会：保健室経営計画作成の手引き，2010
- 3) 日本学校保健会：学校保健の課題とその対応－養護教諭の職務等に関する調査結果から－，2013

## 開催地企画

### 「熊本地震の経験とその後」

座長 後藤ひとみ（愛知教育大学，本学会理事長）

報告者 水野由紀恵（合志市立合志南小学校）

#### I 本企画の趣旨

地震大国と言われる日本の平成時代における大きな地震や震災についてまとめたところ，それぞれに特色がみられた（表1）。例えば「阪神・淡路大震災」はコンクリート建造物の損害が大きく，「東日本大震災」では津波災害に原発事故災害が加わった。2016年4月16日に発生した熊本地震は，前震が震度7と大きく，2日後の本震も同規模であり，前震は小さいという先入観を変える経験となった。

4年半前の熊本地震により，子どもたちの生活や心身の健康に影響がみられたが，その後の継続的な心のケア等によって徐々に回復の兆しがみられるなか，新型コロナウイルス感染症が蔓延し，2020年7月の豪雨水害（人吉，球磨村，芦北，八代市坂本）では自宅を失った子もいて，各学校の養護教諭は専門性をいかした様々な対応に追われている。

私たちが，いつ，どのような災害に遭遇するかわからない。そこで，熊本県の養護教諭の経験が，今後の不測の事態に対峙する人たちに少しでも役立つことを願って，本学会では初めての取り組みとなる「開催地企画」を計画し，『熊本地震の経験とその後』と題する報告を行うことにした。

表1 平成時代（1989年～2019年）における主な地震と震災について

1989年11月2日	三陸沖地震…津波を伴う地震
1993年7月12日	北海道南西沖地震
1995年1月17日	兵庫県南部地震「阪神・淡路大震災」 …コンクリート建造物の損壊
2004年10月23日	新潟県中越地震「新潟県中越大震災」
2008年6月14日	岩手・宮城内陸地震…世界最大加速度の地震
2011年3月11日	東北太平洋沖地震「東日本大震災」 …津波災害と福島原発事故災害
2016年4月16日	熊本地震…前震（2日前）も本震も 震度7で短期間に連続的な揺れ
2018年9月6日	北海道胆振東部地震

#### II 熊本地震の概要

2016年4月14日（木）午後9時26分と4月16日（日）午前1時45分の2回，震度7の地震が発生し，6強の地震が2回，6弱の地震が3回発生した。その後，震度5弱以上の余震も22回観測された。人的被害は死者272人，重軽傷者2,739人であり，住家被害は全壊8,657棟，半壊34,498棟，一部破損155,176棟と甚大であった（2020年6月12日時点の熊本県危機管理防災課の発表による）。図1に被害を受けた熊本城の様子を示す。

#### III 被害の大きかった小学校に加配養護教諭として派遣された経験

特に被害の大きかった熊本県南阿蘇にある西原村立山西小学校に加配養護教諭として災害派遣された。山西小学校は各学年2学級で児童数349名（当時），依山や風車が見える自然豊かな環境にあり，子どもたちはとても明るく素直である。西原村には布田川断層が走っていて震度7の大きな揺れがあり，全壊513棟，半壊以上1,358棟，死者5名，負傷者56名で，村全体家屋の60%以上に被害を受けた。派遣期間は2016年6月1日～2017年3月31日で，その間の取り組みは以下の通りである。

学校では，児童・生徒の安否確認，避難所訪問，村の被災状況確認，学校損壊状況の確認，校舎の片付け，校舎・通学路の安全点検，衛生管理（手洗い場・トイレ），



図1 被害を受けた熊本城  
（熊本城総合事務所より写真提供）

職員研修（震災・学校支援チーム「EARTH」, 心のケア), 各ボランティアの連携（運動場整備・教室掃除・支援物資集約等）等を行っていた。児童・生徒の安否確認では、担任が替わったばかりの時期で、顔もよく覚えていないために大変苦勞していた。電話での聞き取りで、本人と家族の安否や家の様子、今どこにいるかを中心に尋ね、エクセルシートに入力し、情報管理を行っていたが、住んでいる場所は変わることがあり、定期的な把握が必要であった。シートへの入力によって、教科書等の数の調査は、ソートをかけると集約に便利であった。村の被災状況確認では、午前中は子どものこと、午後は校舎や校区の調査に分けて活動した。被災状況は、各地区のチームをつくり、回れる所は実際に現場に行って写真を撮影し、校区地図を活用して被災マップを作成した。学校の損壊状況は、校舎、廊下、校庭、体育倉庫等すべて回って調べてあったが、最後まで頭を痛めたのは、水の確保であった。学校の周りをあちこち掘り返して工事をしてもらったが、結局水は確保できなかった。そこで、工業用の水を長いホースで学校に引いてもらい確保した。

学校再開までは、「な・か・た部会+連携部（地震後に設置）」の4部会で動いた。組織の見直しを行い、なかよく部会（な）は通学路の危険箇所調査と心のケア、かしく部会（か）は再開後の教育活動と教室環境、たくましく部会（た）は校内の危険箇所マップ作成と地震発生時マニュアル見直し、地域連携部（連携部）は避難所の動きとボランティアの依頼と役割を分担した。養護教諭は、この中でたくましく部会に所属した。それぞれの部で話し合われたことや活動内容等は、ホワイトボードを活用して進行状況を確認した。児童の名簿もすべて掲示し、職員の誰が見てもわかるように工夫した。学校再開に向けて残った課題は、①子どもたちはどこから登校するかを調査する。②車の乗り降りの場所をどうするか。③給食再開をどうするか。の3点だった。中でも一番苦勞したことは、子どもたちの送迎は車をお願いしていたので、混雑させずにどこで乗り降りさせるか、下校時間はどうするか、誰が誘導するかであり、試行錯誤して、養護教諭が所属するたくましく部会を中心に、送迎場所の設定や送迎方法、児童の安全確保について検討した（図2）。

また、熊本地震発生を機に、防災計画のマニュアルの見直しも行った。昨年度まで山西小学校の学校経営案には防災計画が記載されていたが、形式的なものであり、今回の震災では活用できなかった。そこで、いつ余震が起こるかわからない状況のため、様々な場所で地震が起きることを想定して、予想される状況、それに対する教職員の対応、児童の対応の3つの視点でマニュアル化を図り作成した。学校再開までの取り組みでは、組織を作り、それぞれの役割を明確にして取り組んだことが大いに役立ったと思う。

学校再開後の5月中旬頃に、教育事務所から依頼があり、加配養護教諭として兼職発令を受け、学校再開約3週間後の6月1日に赴任した。突然の二人体制に、山西小学校の養護教諭も戸惑ったようだったが、まずは、登下校の交通指導及び送迎車の誘導、迎えを待つ居残り児童の対応、健康診断の実施、保健室の整理整頓（避難所の備品として使用したものや物資の整理）、電話対応等に当たった。健康診断時期に休校となっていたため健康診断が滞っており、実施と事後措置を1学期内に終わらせるようにした。一時避難の児童も多く、健康診断を受けたかどうかの確認は煩雑だった。できるだけ山西小学校の養護教諭が子どもたちと向き合える時間をつくるよう考えていたが、電話対応では、7月いっぱいまで体育館が避難所になっていたために避難所への連絡や何か支援をしたいという方々からのお尋ね、保護者の送迎等についての連絡等に追われた。1学期の授業参観時のPTA総会は、体育館は避難所だったために使用できず、学級懇談時に放送に変えて行う等して常に職員でアイデアを出し合った。

今までに経験のない出来事であり、臨機応変な対応が求められたが、手探りで職員一人ひとりが知恵を出

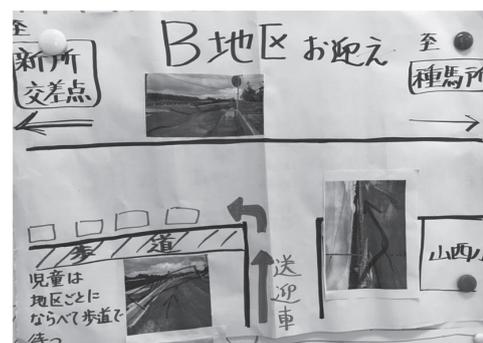


図2 たくましく部会の活動

し合って復興を目指した。継続的には、①児童の心と体の健康状態の把握、②スクールカウンセラーとの連携、③職員の心のケア研修、④避難訓練の工夫を中心に取り組んだ。

### 1 児童の心と体の健康状態の把握

児童の心のケアでは、症状が突然現れることが多く、継続的に関わっていくことが大切であった。表面的には、元気そうに見えていたが、実際には地震による不安を抱えて過ごしている児童が多くいた。毎日の健康観察も「かごねこ健康観察」と名付けて、体の調子はどうか（か）、ごはんは食べられているか（ご）、よく眠れているか（ね）、心の調子はどうか（こ）の4つの視点で行った（図3）。仮設住宅や村外からの通学児童を把握したり、心と体のチェックリストを活用して一人ひとりの結果を見たりして、児童の心の健康状態を継続的に把握するようしていった。その後、担任による全児童への聞き取りを行い、希望者も含めて個別に面談が必要だと判断した児童及び保護者とスクールカウンセラーとの面談の調整を行った。

＜心とからだのチェックリストの結果より＞

- ・一人になるのが不安である（2階やトイレ、お風呂に行くことができない。留守番ができない。車中泊をする）。
- ・イライラしたり、起こりっぽくなったりした。
- ・気分が落ち込むことがある。
- ・眠れなかったり、怖い夢（地震）を見たりする。

余震があった日はよく眠れなくなった児童がいて、翌日、体調不良を訴える児童もいた。高学年では、学級ごとに呼吸法等のストレスマネジメント法の保健指導を行った。約1年経った2月の結果でも、全体の3割～5割はこのような症状があると応えており、継続して子どもたちの心と体の状態を把握し、寄り添っていくことが必要である。



図3 かごねこ健康観察

2018（平成30）年4月12日の熊日新聞記事でも、熊本県教育委員会と熊本市教育委員会が熊本地震の影響で心のケアが必要だと判断した県内の公立小中高と特別支援学校の

児童生徒が2～3月の調査で計1,768名だったと発表している。前回調査の昨年9～11月より318名減ったものの、継続して見ていく必要があると指摘している。

職員は被災しながらの勤務や被災による通勤時間の増加等の負担があり、心身の健康管理が必要であった。避難訓練では子ども自身が自分で身を守る力をつけるよう工夫し、送迎方法を想定した現実的な訓練も実施した。ただし、避難訓練によって地震を想起し、辛い気持ちになる子どもには別室で過ごす等の配慮が必要であった。

### 2 スクールカウンセラーとの連携

スクールカウンセラーが1学期は週替わりで2日、2学期からは担当が決まって週1日派遣されていた。1学期は、毎週、別の人が来るので、情報を共有したり、調整をしたりするのがとても大変だった。主に携わっていただいた内容は、次の通りである。

- ・朝の時間を使っての呼吸法やリラックス法の実施
- ・心と体のチェックリスト結果より個別対応が必要な児童をピックアップ
- ・希望者（本人・保護者）及び日頃の様子から面談が必要な者（児童・保護者）の個別面談
- ・各教室に入って児童の観察
- ・PTA総会での保護者向け講話「震災から1年をむかえるこれからに向けて」

### 3 職員の心のケア研修

自分自身も被災している職員がいる中、学校再開に向けて、学校の片づけや子どもたちの安否確認、再開時の準備等の仕事量が増え、心と体の疲労はたまっていたようだった。そこで、校内研修の時間を活用して、多忙な日々の中でも心をリラックスできるよう職員の心のケア研修を行った。学校再開直後は、今、気になっていることをお互いに話す時間を設けることや、生け花教室の実施、スクールカウンセラーを講師にして自分に気づき、自分を感じるアートセラピー等を行った。このような経験から、大人も子どもも誰かに話を聞いてもらうことが心のケアには重要であると言える。

### 4 避難訓練の工夫

震災を受けて、避難訓練の方法も改められた。その検討には、養護教諭もたくましく部会の一員として参加し、次のような見直しを行った。

- ・マニュアルの見直し
- ・年度始めには、必ず校舎や学校敷地内の危険箇所を学級ごとに確認する。
- ・子どもの送迎方法を想定した訓練の実施（車の誘導、引き渡した児童の確認）
- ・避難訓練で地震のことを思い出し、辛い気持ちになる児童は、希望を取って別室で過ごす。
- ・非常ベルは鳴らさない(不安な気持ちにさせるため)。
- ・訓練後に呼吸法を実施

子どもの送迎方法では、保護者が連れて帰る子どもの名前をカードに書き、それを職員が受け取ってから引き渡す方法を徹底した。

#### IV 地震後の熊本県や熊本市の養護教諭組織の取り組み

##### 1 熊本市養護教諭会の活動

地震発生直後に、全会員に対して文部科学省発行等の資料の紹介や心とからだの健康観察に関する資料等を提供した。学校再開後は臨時役員会を開催し、「本年度は地震対応を年間共通テーマとしていくこと」とした。熊本市独自で、被害状況、避難所対応、休校中の動き、心のケアについて実態調査を行って取りまとめた。養護教諭の研修会では「災害時におけるヒヤリ・ハット」「地震後の各時期における心のケア」を開催し、熊本市SCとの情報共有の会も行うなどしてネットワークを構築することで、一人職種である養護教諭の対応への不安を解消させた。

##### 2 熊本県養護教諭研究協議会による2016年度熊本地震に関するアンケート実施

熊本県下の公立小中学校523校に勤務する養護教諭を対象に17項目の質問紙調査を実施(回収率100%)し、今後の災害発生に役立つような振り返りの記録を残した<sup>1)</sup>。

#### V その後の対応として

##### 1 くまもと防災教育月間(4月)の設定

「学校防災教育指導の手引き」<sup>2)</sup>や熊本地震関連教材「つなぐ～熊本の明日～」<sup>3)</sup>(2018(平成30)年3月配布)を活用した防災教育の授業実施や、「くまもと・子どもの心の自己回復力」を高める授業展開例を活用した心のケアを行っている。また、地域人材やゲストティーチャーを活用した防災講話の実施や緊急地震速報音源CDを活用した実践的な避難訓練にも継続して取り組んでいる。熊本県立教育センターから「防災教

育と心のケアハンドブック」<sup>4)</sup>(2018(平成30)年3月)も発刊され、災害直後から平常時までの備えや心のケアについてのデータバンク等がまとめられた。養護教諭向けに「くまもと・子どもの心の自己回復力」を高めるリーフレットも盛り込まれている。

#### 2 心と体のチェックリストによる健康状態の把握

地震発生後から、継続して年2回「心と体のチェックリスト」を活用し、地震によって子ども一人ひとりが抱えるトラウマ反応(過覚醒、再体験、回避・麻痺、マイナス思考)を多面的に捉え、心のケアが必要な児童・生徒にはスクールカウンセラーや関係機関と連携し、対応している。また、2020年度からは新型コロナウイルス感染症に関する「心と体の振り返りシート」も作成され、新型コロナウイルス感染症による不安等を把握し、今後の対応に活かせるようにしている。

#### VI まとめ

熊本地震への対応で大事にしてきた人とのふれあいが、新型コロナウイルス感染症への対応では適用できない状況にあるが、見えないものへの恐怖感や不安感等を和らげる際に必要な個々の状況把握や不安を伝える場づくりは共通するものと言える。

災害には、地震・台風・洪水・津波・噴火などの自然現象や事故・火事・感染症などによって受ける思わぬ災いとそれによる被害という意味があり、1959年の伊勢湾台風を契機として1961年に制定された「災害対策基本法」は、1995年の阪神・淡路大震災を教訓として災害対策の強化を図る改正を重ねてきた。今後も思わぬ事態に遭遇することを意識して、お互いの経験知に学び合い、より確かな対応ができる養護教諭でありたいと思う。

#### 引用文献

- 1) 熊本県養護教諭研究会：平成28年度熊本地震に関するアンケート報告，2016
- 2) 熊本県教育委員会：学校防災教育指導の手引き（平成30年3月），2018
- 3) 熊本県教育委員会：平成28年熊本地震関連教材「つなぐ～熊本の明日へ～」(平成31年3月)，2019
- 4) 熊本県教育委員会：防災教育と心のケアハンドブック（平成29年12月），2017

課題別セッション1

いつまでも健康な歯・口を保つためのインナーマッスルトレーニング  
— 鍼灸師とコラボした姿勢指導を通して考える —

座長 照屋 博行 (福岡教育大学名誉教授・九州共立大学名誉教授)  
発表者 穴井 由貴 (桂川町立桂川東小学校)  
栗原 明宏 (自在な整骨院・はりきゅう院)

I はじめに

従来、学校現場における口腔保健の研究内容は、う歯の罹患率や治療率から、歯みがき習慣の形成に向けての報告が数多くみられている。演者の穴井は、児童一人ひとりが口腔保健の意識を高めるためには歯みがきの指導だけではなく、咀嚼や嚥下といった口腔機能を向上させることも重要ではないかと考えた。口腔機能の向上には全身の筋力が深く関わっている。全身の筋力が低下することで口腔周囲筋の筋力も低下し、口腔機能にも影響する。そこで本報告は、健康な歯・口を保つために鍼灸師と協力し、インナーマッスルトレーニングを実施し筋力アップを図る中で、これからの口腔保健活動をどのように進めたらよいのかについて検討を進めたものである。その事例について紹介した。

II 実施内容について

1 学校での活動—児童の日頃の様子から、見えること—

生涯を通して健康な歯・口を保つためには、歯並びや口腔周囲筋をバランス良く発達させ、口腔機能を維持することが大切であり、日頃からの姿勢も深く関わっている。自校の子どもたちは、授業中や給食時間の姿勢がくずれやすいという課題があり、正しい姿勢を保持するための筋力がついていないことが考えられた。そこで、鍼灸師による専門的な姿勢教室を開き、インナーマッスルトレーニングを実施した。このインナーマッスルトレーニングは、全学年で毎朝継続して取り組んでおり、このような実践が子どもたちの姿勢にも変化が現れてきている。

2 鍼灸師によるインナーマッスルトレーニングの実技

鍼灸師は鍼を打つ前に、その人の筋肉、神経系、循環器系等から姿勢そのものを総合的に判断し、その人

にあった施術を考えて行っている。又、研究協力者の栗原は健康運動指導士（公益財団法人健康・体力づくり事業財団）の資格を有し、筋力増強を通して姿勢指導、そして、口腔保健領域にどのように関与すればよいかということを考え、実践に取り組んで来た。

インナーマッスルトレーニングは、下の図に示すように、姿勢の保持に重要な腸腰筋を意識し鍛えることで、よい姿勢を保てるようになることを目的としている。効果を得るためには、毎日継続して行うことが大切である。

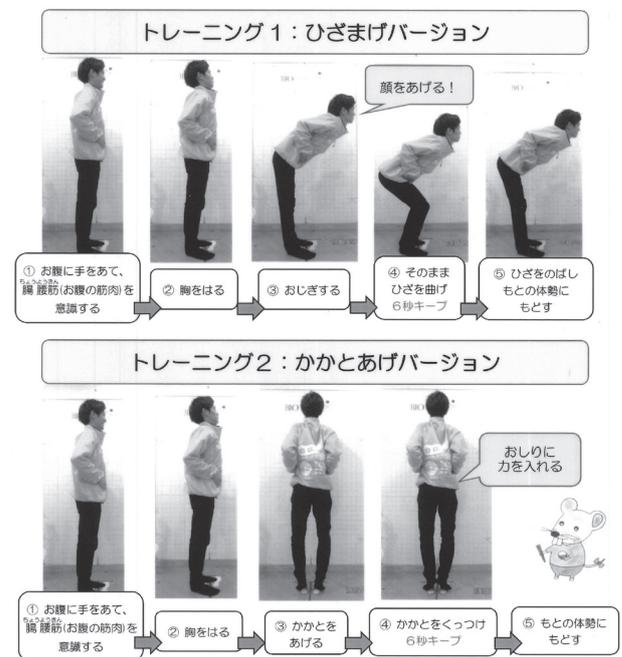


図 インナーマッスルトレーニング

III 質疑応答を通してのまとめ

近年、児童の体力低下が問題となっていることに對し栗原は、今の子ども達は外で思う存分走ったりボールを投げたり蹴ったりする遊びが少なくなっているこ

とも一因ではないかと考えている。また、穴井が口腔保健のために筋力との関係を探ろうとした理由は、日頃、授業中や給食時に姿勢がくずれている子どもが多く、その姿勢の悪さは筋力が低下しているからではないかと考えたからである。そこで効果的に筋力をアップさせるために、栗原に依頼し、無理なく筋力アップに繋がる方法はないかと考えた。未だ詳細なデータは纏めていないが、授業中や給食時の姿勢が、今までよりもよくなってきたと感じている。今後、このような実践を通して、筋力アップと効果的な口腔保健指導のあり方を検討していきたいと考えている。

## 課題別セッション2

# “求められる”養護教諭のキャリア形成 — 男性養護教諭のスキルラダーから見る —

座長 中村富美子（沼津市立大岡中学校）

発表者 久継 耀平（佐伯市立渡町台小学校）

津馬 史壮（岐阜市立茜部小学校）

### I 開催趣旨

男性養護教諭の実践例（健康相談、安全管理）を取り上げ、スキルラダーを通して養護教諭としてのキャリア形成を検証した。また参加者自身も実践を振り返り、自らのキャリア形成についての展望を得る目的のもと開催した。スキルラダーとは、養護教諭のスキルを段階別（新人期、一人前、中堅、熟練期）に分けたもので、これらは年齢ではなく、実践でのスキルによって区別される。すなわち、職務評価の指標である。

### II 発表①「健康相談」（久継氏）

当日発表した内容の一部を報告する。

#### 1 実践報告—児童A子—

保健室登校のA子に対し、情報収集、学年部や教育相談コーディネーター、スクールカウンセラー等とのケース会議開催（学年部での目標、個別の支援計画立案）、A子自身による目標設定、児童への寄り添い、ストレス解消法の模索（保健室の提供、ノートに思いを記入し養護教諭がコメント）等を行った。結果、保健室滞在の日数や時間が減少した。

#### 2 現在の課題—児童C子—

離席や行き過ぎた言動が目立つC子に対する支援を行うが、学年部でまとまって支援会議を持つことができていない。また、養護教諭として、児童への養護と指導のバランスをとることが難しく感じている。

#### 3 講評

「担任、保護者、外部機関と連携してチーム支援すること（熟練期）」ができています。本人や保護者が主体的に取り組める内容についての指導や、子どもや家族、教職員、養護教諭、関係機関を組織化し研修会等を実施すると課題解決につながる。教職員からの提案を尊重しつつ根拠を持ち判断し、養護教諭自身の意見を述べ調整することが必要である。

### III 発表②「安全管理」（津馬氏）

#### 1 実践報告—未然防止、緊急対応、事後対応—

緊急対応の改善のため、第一発見者の報告項目、救急処置の手立てを周知し、受診までの救急体制の整備を行った。事後対応の改善のためには、職員には事故の事実や再発防止のための方策、対応後の様子等を周知する体制づくりを行った。同時に、児童や保護者へは事後対応後の様子や学校体制、ケアの窓口を伝えた。さらに、児童の生活環境を変えることで事故の未然防止をねらった。

#### 2 現在の課題—未然防止—

休み時間の事故の発生を抑制することにはつながったが、授業中のけがは総数として未だに多く、児童が意識できていないために予防ができないと考えている。児童の意識を変えるため、来室記録での行動の振り返り、安全教育のカリキュラムへの位置づけ、養護教諭部会での研究化と部会内での実践の提案を行っている。

#### 3 講評

「災害・自殺・事故・事件発生への予防教育を計画的に展開すること（熟練期）」ができています。先行研究を根拠として活動すること、保健分野以外にも学校全体の経営を考えた取り組み（例えば、児童への指導では、授業に遅れないように指導）が必要である。

### IV まとめ

技術がなければ、思いは届かない。思いがなければ技術は身に付かない。養護教諭の仕事は、男女の性差に影響されるものではない。男女の違いに注目するよりもお互いに高め合い、スキルアップを目指していくことが重要である。

（文責：芝 裕介 宮崎県立日南くろしお支援学校）

## 課題別セッション3

# 学校現場で研究を進めるためには — 大学院生（現職養護教諭）の学びを通して —

座長 久保 昌子（熊本大学）

発表者 竹口 洋子（熊本市立千原台高等学校）

高田 富美（熊本市立月出小学校）

### I テーマ設定の背景

現代的課題の多様化に対応して養護教諭は日々研修を行ってきた。しかしただ研修を重ねるだけでなく、研究的な視点で自らの実践を捉える力が求められると考える。多忙な職務を遂行しながら、養護教諭が自らの実践の中で研究に向き合い、その研究成果を学校現場に活かせるようにとの願いからこのセッションを企画した。

### II セッションの目的

現職養護教諭の実践研究は、研究の「方法」が存在しない場合がみられることがある。その時々大事な（場合によっては、流行の）理念から始まることもあるが、研究には、研究方法が必要である。本セッションでは大学院生の研究発表から、学校現場における研究に活かす視点を持ち帰ることを目的とした。

### III 大学院生（現職養護教諭）の発表

竹口氏から「森を見ず」から始まった学びなおし、高田氏から「小さな『問い』から専門職の拠りどころを探る」をテーマに大学院に入学した動機及び現在の研究内容（研究方法・対象等）に関する発表があった。

いずれも実証的研究であるが、竹口氏は、中学生を対象として短時間学習を行い、学習前・学習直後・2か月後の意識の変化を質問紙調査の結果から分析した量的研究であった。高田氏は、養護教諭を対象として、健康相談に関する内容について、半構造化面接を行い、逐語録を作成した後に、KJ法による分析を行うという質的研究であった。

発表を踏まえ、多様な研究方法について紹介するとともに、実証的研究を進める上で、文献研究の重要性について共通理解をした。

### IV 協議内容の報告

養護教諭を志望する大学生、現職養護教諭、大学院生（現職養護教諭を含む）、養護教諭養成に関わる大学教員等が、約40名参加し、それぞれの立場で、真摯

に協議を行った。協議した内容の中から、代表的な質問や意見を報告する。

#### 1 子どもを対象とした調査を行う場合の倫理的配慮

調査を行う際の前提として、研究目的と研究の意義を明確に説明し、管理職や教職員に理解を得る必要がある。成果を学校現場に返せるような研究であれば、理解を得やすい。

#### 2 現職養護教諭と養護教諭養成大学の教員との連携

現職養護教諭から、「大学院に行っていないが、大学教員に相談し協力を得ながら研究を進め成果を得た」との報告があった。この報告を受け、「大学と連携を取りながら研究を進めるためには、具体的にどうすればよいか」「研究の質を向上させていくためには」といった質問があり、以下のような意見を得られた。

- ・大学教員とつながる方法として、学会という場を活用するとよい。
- ・自主的な研究会を立ち上げる方法もある。研究成果を身近な仲間と共有することで学び合い、研究がより深まっていく。
- ・研究した内容を学会で発表することによって、新たな視点を得ることができる。

#### 3 「学校保健活動推進の中核的役割」について

学校組織に左右されるのではなく、養護教諭が「学校保健活動推進の中核的役割」を果たすためには、教職員集団の構造を社会学の視点から俯瞰してみるなど他の学問領域を踏まえた研究方法も考えていきたい。

なお、本セッションを企画した時点では、ブレイクアウトセッションを用いて、少人数のグループで、研究テーマにしたい「問いの発見」と「研究方法の検討」を予定していた。リモート学会の運営上、当初の予定を変更したが、結果的に、研究に対する熱心な意見や質問を参加者全員で協議することができ、貴重なセッションとなったことを報告する。

## 課題別セッション4

(理事会企画)

### 新型コロナウイルス感染症対応の中で 養護教諭として何を大切にしたらか

常任理事 小林 央美 (弘前大学)

この度の新型コロナウイルス感染症の蔓延の中で、その予防対策や感染症への対応において養護教諭はどのようにその専門性を発揮してきたのだろうか。新型コロナウイルス感染症（以下、「コロナ」と記す）への対応の中で見えてきたこと、あるいは、問われていると感じたことを振り返る中で、養護教諭が大切にしてきた視点や考え方、専門性について考えを深めた。セッションでは、三人の養護教諭のご提言と、コメンテーターとして感染症内科の専門医のご助言をいただいたので、その概要を報告する。

#### I 養護教諭からの提言

##### 1 加藤晃子氏 (学校法人滝学園滝中学校滝高等学校)

教育委員会からの指導のもとに対応する公立学校とは異なり、私立学校では学校独自で対応を考え判断しなければならない。今回の「コロナ」への対応では、10年前に経験した「新型インフルエンザ蔓延時」の対応経験が大変活かされた。感染症対応を考えるベースがその機会に培われたことを実感することが多々あった。「感染症を正しく怖れる」「先を読むために学校内外の現状をデータで確実に捉え分析する」「学校医・学校薬剤師・近隣の医療機関・行政機関と繋がる」「学校が組織として対応し、役割分担のもと、確実な対応をする」ということだ。これは、単に経験したことが生きるということではなく、自分の経験・実践を検証し省察を重ね、そのうえで再び実践に活かしていく、これこそ養護教諭の力となる「経験知」とあると考える。

しかし新型インフルエンザの時には経験しなかった「消毒作業」は、国からの指針通りでは負担が大きく日常の中に取り入れ難かった。そこで学校のことをよく知る学校医と感染症専門医の双方の意見を伺い、発想の起点を学校の教育活動と捉え、持続可能な予防方法に切り替えた。その際も生徒にとって何が大事か、

何を優先すべきかを考え専門家と繋がり本校に見合った形にコーディネートしていくことが大事であった。

私学で異動がない強みは「継続する力」だと思う。養護教諭として専門性を持ち、根拠を持ち責任を果たすことを心掛け、組織を大切に役割を分かち合うことで、教職員からの信頼を得ることができると思う。長い期間生徒達と関わる強みを生かし、研究心・探求心をもって健康課題に向き合うことの大切さをあらためて考えた「コロナ」対応であった。

##### 2 坂井三代子氏 (一宮市立南部中学校)

養護教諭として特に大切に考えたことは、具体的な予防対策の確立のために「根拠を示すこと」「より効果的で持続できる方法を工夫すること（あるもので対応する知恵、感染状況等から変更可能な柔軟性、学校で行う対策）」「組織的な校内協働体制の確立」などであった。とりわけ子どもたちの自己実現を支援する立場であることを重視し、感染予防に配慮しながらも安心して「できること」を増やしていくように配慮した。さらに保健教育では「主体的な行動実践や生涯を通じた健康自己管理能力向上へとつなげる工夫」を大切に考え、健康に生きる力を高められるように配慮した。

これらのことは、「子どもたちの健康と安全を守る」という普遍的な養護教諭の専門性であることに他ならない。しかし、「コロナ」に関するエビデンスが少ないため、養護教諭同士が知恵や工夫を学び合う必要性を強く感じた。そこで、一宮市では、2～3つの中学校区単位の養護教諭で組織した「実践コミュニティ」で情報交換を進めることになった。その中で「実践の工夫や知恵の共有」「地域の情報の共有」「自己の専門的力、強みや弱みへの気づき」につなげていきたいと考えた。具体的には、各コミュニティから出された「共有したい実践の工夫や知恵」を市全体でまとめてフィードバックした。質問事項などについては、教育

委員会を通して関係機関に確認した。

一宮市では、育成指標や目指す養護教諭像を鑑みながら主体的に仕事を振り返ることを目指し、養護教諭同士で作成した「一宮市版キャリアアップシート」というものがある。「コロナ」対応を経験する中、あらためてこのシートを見直したところ、今回の「コロナ」対応が、今まで実践してきたことの延長上にあることや、養護教諭として学校運営に参画することが重要であることなどを再確認できた。今後も養護教諭としてなすべきことや大切にしたいことを言葉にして振り返り、仲間同士で学び合うことで、専門的力量向上へとつなげていきたいと思う。

### 3 今富久美子氏（神奈川県立上矢部高等学校）

全国一斉の臨時休業措置により、私は「未曾有の意味」を身をもって知ることになった。生徒達が校舎から姿を消し、当たり前前の日常がなくなり、生徒は登校しないまま進級・卒業していった。全日制高校の存在意義がわからなくなった私は、養護教諭としてのアイデンティティが大きく揺らぎ、長い年月をかけて培ってきた仕事のやり方や教員と協力する方法が通用しない状況に自信を失い、徐々に無気力になっていった。その中であって、養護教諭仲間の存在と交流に救われていることを実感し、経験の浅い養護教諭とベテランである自分との違いを考えたことから、養護教諭の専門性に関して今思うことを3点発言した。

まず、一度リセットしたおかげで、自分の中のいろいろな強みに気づき、実践の根拠と目的を明らかにし大事なことだけを考えていけるようになったと思う。その結果、実践を支えるもの、心の拠り所になる考え方、目標の存在を意識するようになり、それらが実は「倫理綱領」として既に示されていて、自分の実践は倫理綱領に支えられていたのだとわかった。倫理綱領は現職が実践の中で常に自覚し生かしてこそ意味をもつものであるから、本来ならもっと早く自覚すべきことだったと思っている。2つ目に、経験から学ぶことを再認識したことだ。経験するだけでは専門力向上にはつながらず、経験から学んだことを言語化し経験知として蓄積し、さらにそれを養護教諭間で共有していくことが重要であると思う。3つ目として現職による養護教諭の育成で、それはベテランと経験の浅い養護教諭が実践を言語化することで共に学び合う「相互育

成」であることも重要であると思う。

### II コメンテーターからの助言（公立陶生病院感染症内科主任部長 武藤義和氏）

新型コロナウイルスに対する考え方の柱は、「重症者の救命」「軽症者の集中による集団発生の防止」「医療者・感染者への誹謗中傷の防止」である。その実現のためには、①正しい情報源からの情報収集、②正しい感染症対策、③正しい情報の共有が必要だ。なぜなら、正しく理解しないと正しく行動できないからであり、正しく理解しようと思えることが重要だ。①の情報収集はトライ&エラーは緊急事態には向かない。確実に有効な事を確実に行う方が重要。ゆえに、具体策のない発言は有効ではない。具体的な情報収集は、「公的機関の情報の確認・伝言の情報は必ず出所を確認・誰かがやっているから自分もではなく根拠を持つ」ことが重要である。また、②の感染症対策についての基本的な考え方として、感染経路（接触・飛沫・空気）によって対策を変え、その対策を日常的にきちんと行うことが重要なので、持続可能で実現可能なことを確実に行うということだ。③の情報共有では、当事者全員が情報を共有し意思の疎通と相互理解を図るリスクコミュニケーションが重要だ。

学校は子供達をはじめとした関係者に対し、納得できる根拠のある説明を繰り返し行うことが必要だ。また、子供達の心のケアをするとともに、この感染症への対応は子供たちにとっても大変重要な経験であり、氾濫する情報に惑わされず正しい行動と理解を持つこと、偏見や差別などの目を持たず協力して感染症と立ち向かうことを今、学校が正しく教え導き、10年後、20年後にまた大きなアウトブレイクがあったときに混乱を繰り返さぬよう、学校だからこその教育をすることが重要である。

### III まとめ

3人の養護教諭は感染症予防の基本をおさえ、根拠を示しながら、学校においてできる持続可能な対応を日常の教育活動に合わせて確実にを行うことを専門職として自律的に展開していた。そこには自身が実践を省察する中で培ってきた実践知や、養護教諭仲間との協働による実践の共有と学び合いから獲得した実践知が養護教諭の考えとして活かされていた。それはコメンテーターによるご助言と合致するものでもあった。

## 「養護教諭の倫理綱領」第13条における養護実践基準の検討について (2020年度報告)

第Ⅷ期理事会

### I はじめに

本学会における『養護教諭の倫理綱領』に関する検討は2008（平成20）年度から2010（平成22）年度まで設置された時限委員会によって行われ、その研究成果は学会誌第14巻第1号（2011年）に掲載されている<sup>1)</sup>。2013（平成25）年には、条文化にむけた検討のために「養護教諭の倫理綱領検討特別委員会」が設置され、検討結果は2015（平成27）年度総会（熊本）で『養護教諭の倫理綱領（案）』として提案され承認された。このとき、下記のように第13条は『養護実践基準の遵守』と定め、条文には「別に定める養護実践基準」という表現を明記した。このように表記した背景には、総会で当日配付した資料『第13条に【養護実践基準】を入れた理由について』で述べているように、養護教諭が質の高い養護実践を目指して実践知を共有するには、省察のもとになる養護実践基準を提示する必要があるとあり、その一方で、養護実践基準についても倫理綱領の検討と同様に学会としての共通理解を深める必要があるという考えがあった。そこで、2015（平成27）年度総会では「別に定める養護実践基準」の内容は理事会が中心となって検討すること、検討経緯は全会員に報告して意見をいただきながら進めることが確認された。

そのため2017（平成29）年以降、後述するように4回の学術集会において中間報告を行い、随時の会員意見募集も行ってきた。しかしながら、台風の到来やコロナ禍の影響で予定していたプレコンgressは計画通りに実施できなかった。

本稿は、2020年11月に設立約30年となる本学会の法人化が実現し、今後は新たな役員・委員会体制によって業務執行がなされるにあたり、これまでの養護実践基準の検討内容を2020年度報告としてまとめるものである。

養護教諭の倫理綱領（2015.10.11 総会承認）

第13条 養護実践基準の遵守：養護教諭は、質の高い養護実践を目指し、別に定める養護実践基準をもとに省察し、実践知を共有する。

### II 2017（平成29）年度から2020（令和2）年度までの検討

#### 1 中間報告第1報（第25回学術集会・金沢，2017（平成29）年）

##### 1) 養護実践基準という表記の解釈について

現時点では「養護実践基準」という専門用語が存在しているわけではないので、まずは本学会が作成した『養護教諭の専門領域に関する用語の解説集<第二版>』で定義している「養護」や「養護実践」の意味をもとに、「養護の実践の基準」なのか、「養護実践の基準」なのかを整理してみた。

同解説集において、「養護とは、養護教諭の職務として学校教育法第37条第12項において『養護教諭は、児童の養護をつかさどる』と規定されている言葉であり、児童生徒等の心身の健康の保持（健康管理）と増進（健康教育）によって、発育・発達の支援を行うすべての教育活動を意味している。」<sup>2)</sup>と定義されている。これをふまえると、養護実践基準は「養護の実践の基準」と捉えることができ、養護実践基準は児童生徒等の心身の健康の保持増進によって発育・発達の支援を行うすべての教育活動にかかわる基準と考えることができる。

次に、「養護実践とは、児童生徒等の心身の健康の保持増進によって発育・発達の支援を行うために養護教諭が目的を持って意図的に行う教育活動である。」<sup>3)</sup>との定義をふまえると、養護実践基準は「養護実践の基準」と捉えることになり、養護実践基準は養護教諭が目的をもって意図的に行う教育活動にかかわる基準と考えることができる。

これらの解釈から、第13条で述べている省察や実践知の共有のもととなる「養護実践基準」は「養護実践の基準」よりも「養護の実践の基準」と広く捉えるほうが妥当である。

## 2) 「【養護実践基準】を入れた理由」から捉えられること

資料1は、総会で配付した『第13条に【養護実践基準】を入れた理由について』であり、出席会員からの賛意を得たものである。各項目で述べている養護実践基準を入れた理由の要点は下線部の通りであり、①養護教諭が実践のレベルを保持するための基準、②基準を一定のレベルと捉えて実践を標準化した水準、③為すべき実践の基準で、いかなる養成であろうと養護教諭としての専門性と独自性を保持できるもの、④わが国の養護教諭の資質能力を担保する基準で、免許法によるカリキュラムでは保証しきれない具体的実践の基準、⑤養護教諭の実践レベル（水準を保証する基準）、⑥独自の実践を確保する基準、⑦養護教諭の未来につながる確かな資質・能力である。

これらから、実践のレベル、一定のレベル、実践を標準化した水準、為すべき実践の基準、いかなる養成でも保持するもの、我が国の養護教諭の資質能力、免許法では保証しきれない実践の基準などと捉えられる。

## 3) 倫理綱領を有する他専門職の基準について

倫理綱領を持つ専門職には、医師、看護職、精神保健福祉士、作業療法士などが挙げられる。この中で実践の基準に類するものに「救急業務実施基準」や「看護業務基準」などがある。「救急業務実施基準」<sup>4)</sup>は、業務開始から終了・事後措置までの救急体制・業務内容が詳細に示されており、救急隊員にとって迅速かつ揺るぎない業務を遂行する拠り所である。「看護業務基準」<sup>5)</sup>は、全ての看護職に共通する看護実践の拠り所～看護の核となる部分～を示すとされており、内容は「看護実践の基準」と「看護実践の組織化の基準」という2項目を柱に、特に「看護実践の基準」は看護実践の責務と内容と方法の3項目で構成されている。これらから、養護の実践の基準化にあつ

### 資料1 (2015.10.11総会にて配付)

#### 第13条に【養護実践基準】を入れた理由について

- ① 養護実践基準は、養護教諭が実践のレベルを保持するための基準を有しているという根拠を社会や行政に示すものになる。
- ② 基準を一定のレベルと捉え、実践を標準化した水準が必要であることを本学会の倫理綱領に示すことは専門職として不可欠であると考える。
- ③ 養護教諭養成機関は、開放制の原則により実に様々である。したがって、為すべき実践の基準があることで、教育系、家政系、看護系、医学系等のいかなる養成であろうと子どもたちに向かい合ったとき、養護教諭としての専門性と独自性を保持できる。
- ④ 現在、我が国の養護教諭の資質能力を担保する基準は教育職員免許法施行規則第9条、第10条で規定されている。しかし、これらは履修しなければならない「最低の科目」と「最低の単位」を示したものである。養護教諭は子ども達に向き合い、教育活動を通して子どもの心身の健康の保持増進を支援することから、免許法によるカリキュラムでは保証しきれない具体的実践の基準を設定する必要がある。
- ⑤ 他職種では、業務実践基準や看護業務基準等がある。養護教諭は「教育職員」としての専門性を発揮し、保健室の機能や保健指導等を通して子ども達の自己実現に向け教育活動をしている。このような「職」は世界に類を見ない優れた存在である。このことから養護教諭の実践レベル（水準を保証する基準）が必要であり、これが「養護実践基準」である。
- ⑥ 同じ教職員である「教諭」に倫理綱領やその基準があるかと言えば、現時点でそのような倫理綱領や基準があるとは確認できない。養護教諭も同様に教育職員であるが、子どもの生命を守る専門性をもった専門職であることを標榜するからには独自の実践を確保する基準が必要である。
- ⑦ 「養護実践基準」という用語はなじみが薄く、関係者に深く理解されているとは言えない。基準化するとなれば、それに縛られるのではないか、実践の範囲が狭くなるのではないか等の懸念が生じるかもしれない。しかしながら、養護教諭の未来につながる確かな資質・能力を保証し、倫理綱領の活用を啓発する必要があると考える。

(下線は、発表時に加筆したもの)

ては、業務遂行の手順という考え方や、責務・内容・方法で構成するという考え方があることがわかった。

#### 4) 研究論文にみる養護の実践にかかわる基準について

本学会の学会誌（創刊号から第20巻）に掲載されている論文を対象に、実践を分析的にみているものや実践を尺度でみているものに着目したところ8件を捉えた（表1）。これらは養護教諭の実践に焦点をあてており、①研究過程における養護教諭の視点、②身体症状への対応と心の問題への対応という力量、③保健室登校への3段階の援助プロセス、④専門的根拠を持った養護活動と身体へのアプローチ、⑤受診行動プロセスに果たす養護教諭の役割、⑥保健室登校への援助における養護教諭の関わりの意味、⑦困難度や研修ニーズから見えてくる目指す姿、⑧職務への自己効力感を測定する尺度などの知見が参考となる。

## 2 中間報告第2報（第26回学術集会・赤穂，2018（平成30）年）

### 1) 研究論文の分析からとらえた養護の実践にかかわる基準

前年に加えて、本学会の学会誌（創刊号から第21巻2号）に掲載されている101論文を対象に、「専門性や独自性について述べている実践例や概念」、「養護教諭の資質能力の担保について述べている実践」、「実践のレベル（水準）に関する具体的記述」の視点から分析を行った。その結果、①保健室の機能を生かした保健室経営、②心身の健康問題への対応力、③健康相談活動とアセスメント、④特別な教育的ニーズへの支援、⑤支援組織体制の構築、⑥組織的な取り組みとコーディネーターとしての役割、⑦根拠のある養護活動という知見が得られた。

### 2) 養護教諭の「育成指標」を構成している内容

養成・採用・研修を通じた教員の資質向上のために策定されている育成指標に着目し、各都道府県及び政令市の教育委員会が作成した養護教諭のキャリアステージを意識した育成指標の分析を行った。入手した育成指標は、北海道・東北3、関東2、中部4、関西6、四国・中国3、九州2の計20の都道府県及び政令都市によるものであり、これらの育成指標の内容を縦軸（資質能力）と横軸（キャリアステージ）でまとめた。

横軸のキャリアステージは、経験年数やそれ以外の設定など多様であったことから「ステージ」を第1から第4までの4段階とし、各ステージに相当するキャリアの表記を「主なキーワード」として整理した。

#### (1) 縦軸（資質能力）の分析からとらえた傾向

資質能力は、【1. 教員としての素養・資質】、【2. 教職にかかわる実践力】、【3. 生徒指導力】、【4. 養護の専門的実践力】、【5. 連携・マネジメント力】、【6. 総合力】の6カテゴリーに分けられた。最も専門性が見えてくると思われた【4. 養護の専門的実践力】は、＜専門的職務実践力＞＜養護教諭としての専門性＞＜専門領域における指導力＞などであり、校内体制において重要な【5. 連携・マネジメント力】は、＜学校運営に関すること＞＜組織運営力＞＜学校組織マネジメント＞＜マネジメント力＞などであった（表2）。

#### (2) 横軸（キャリアステージ）の分析から捉えた傾向

キャリアステージは4段階に区分できたので、各段階に相当する表記を示した（表3）。着任時や新規採用時に相当する第1ステージでは、基礎的知識技術、基礎力の形成、基礎的な実践力など、養護教諭のキャリアの基礎の担保が求められていた。第2ステージでは、ミドルリーダーとして実践力の向上・充実や専門性の充実など、養護教諭としての専門的実践力をさらに向上することが求められていた。第3ステージでは、広い視野での組織的な運営や協働、教職員や他の養護教諭への支援など、集団の中での組織的運営や人材育成を行えるリーダーとしての役割が求められていた。第4ステージでは、学校経営への参画や学校づくり、教育活動のリードなど、学校経営に関わる実践力が求められていた。ステージが上がるにつれて、「指導」「組織」「学校経営への参画」「学校経営への視点」など、専門性を生かして学校経営にかかわる能力が求められていた。

育成指標の分析からは、養護の実践の基準は新任段階にとどめるのではなく、未来につながる確かな資質能力という発展性のある基準、キャリアの各段階に応じた基準で捉える必要があり、その中ですべてのキャリアステージ

表1 日本養護教諭教育学会誌において「養護実践基準」の作成に参考となる論文

タイトル/著者/巻(号)/年	養護実践基準の参考となる内容
① 原著「養護教諭の研究能力に関する研究 第2報－「研究発表」の分析から－」，山崎隆恵他，3(1)，21-32，2000	研究の条件(①独自性②新しい知見③追試が可能)を備えていると考えられる研究を発表した一養護教諭への非構成的面接調査から、「問題の意識化→現状把握→問題の所在の判断→仮説の設定→取り組み→結果の把握→成果の確認」という研究過程が捉えられた。さらにそのプロセスには「子どもの視点に立つ」「個によりそう」「何が問題か気づく」「子どもの人権を守る」という「養護教諭の視点」が捉えられた。
② 原著「相談にかかわる養護教諭の力量形成 第3報－日常事例の分析から－」，大原榮子他，3(1)，47-59，2000	養護教諭が救急処置をしながら行う対応事例を分析し、①子どもの言語・非言語等により表現される子どもの気持ちを察知し、子どもが訴える身体症状への対応を的確に行うこと、②子どもの様子、反応などの観察からその背景を理解し、こころの問題を把握し適切に答えることの2点が養護教諭に必要な力量として抽出した。
③ 原著「相談にかかわる養護教諭の力量形成 第4報－長期にわたる支援事例の分析から－」，塩田瑠美他，3(1)，60-71，2000	保健室登校の子どもへの支援事例(3事例)を分析した結果、初期には「関係づくり」、中期には「自我の立て直しと集団への参加」、後期には「自立への援助」が行われ、共通する援助プロセスが見出された。また、対象となった3人の養護教諭は、支援を振り返り、いずれも健康相談を通して自分自身が成長したと述べた。
④ 研究報告「日々の対応からみた『養護』に関する研究 第2報－慢性疾患を持つ子どもの自己成長に着目して－」，笹川まゆみ他，6(1)，44-58，2003	教育職としての養護教諭が行う「養護」が子どもの成長にどのような影響を与えているのかを明らかにするために、青年(慢性疾患を持つ子どもであった)と当時の養護教諭にインタビューを行った。結果、子どもの成長は専門的根拠を持った養護活動によって促され、身体へのアプローチは自己概念の形成に影響を与えていたと捉えられた。
⑤ 研究報告「摂食障害の疑いのある生徒に対する養護教諭の関わり－受診への動機づけ－」，山崎隆恵他，6(1)，72-81，2003	摂食障害の疑いのある生徒に対して養護教諭が行う受診を促す関わりについて、6事例を対象にグリーンの行動モデルを参考に分析し対応過程を整理した。養護教諭が生徒の身体感覚を大切にすること、身体面でのつらい点を引き出して実体験を認識させることが「実現因子」になっていること、保護者の理解や協力が「強化因子」になっていることが捉えられた。摂食障害の疑いのある生徒の対応において、養護教諭は、生命を守ること、危機管理能力、感情面への慎重な配慮などが重要である。
⑥ 特集「小学校における養護教諭の連携－保健室登校児童との関わりから－」，矢野和佳乃，7(1)，6-11，2004	保健室登校する子どもと向き合い、養護教諭はどのように関わりどう援助したのかなどを記録・分析し、一つ一つの現象から見えてくる意味を取り出し、よりよい関わりについての研究を行った。結果、「12:養護教諭が保健室登校児童と過ごすようになると日常的問題が出てきて対応に戸惑う。」「13:養護教諭が多忙になるとAに教室へ行くことや学習することを迫り、Aは居場所を失う。」など22個の構造的意味を抽出した。
⑦ 研究報告「養護教諭が日常の養護実践において感じる困難感と研修ニーズ」，佐光恵子他，11(1)，26-32，2008	養護教諭が日常、養護実践を進める上で感じている悩みや困難感、研修ニーズを明らかにするために自由記述による調査をした結果、困難感は【連携・協働】【職務内容】【仕事の範囲が不明確】であり、研修ニーズでは、【ネットワークづくり】【専門的な知識・技術】であった。
⑧ 研究報告「養護教諭の職務への自己効力感の要因－自己効力感尺度(試案)を用いて－」，豊島幸子他，12(1)，77-86，2009	養護教諭の職務への自己効力感を測定する尺度(試案～26項目)を開発し、その尺度(試案)を用いて分析した結果、養護教諭の自己効力感には、勤務年数、実践検証、養護教諭の職務の満足度、職場の人間関係が影響を与えていた。

に共通する基準も考える必要があるとの示唆を得た。

### 3 中間報告第3報(第27回学術集会・横浜，2019(令和1)年)

#### 1) 学会員からの意見聴取

第26回学術集会(2018(平成30)年)は、台風の影響により1日目のみの開催となったことから、2019(令和1)年6月のハーモニー送付時に「養護実践基準(案)」(資料2)を配付し、会員からの意見を募集することにした。

6名の会員からのご意見があり、「養護教諭固有の専門性を改めて確認できた」「初任者であっても学校の危機管理研修の企画や運営を担当する。専門職として危機管理に関わる立場から必要と考える。」の一方で、「危機管理を特出する必要があるのか」「危機管理では養護教諭独自のものとわからない」等であった。さらに、より具体的な提案をしてくださった3人の方にヒヤリングを行い、「養護教諭の専門領域に関する用語の解説集で述べている内容との整合性はどうなっているのか」「養護の実践の基準ということなのだから、養護についての説明が必要である」等

表2 育成指標における求める資質能力の区分

カテゴリー	主な記述
1. 教員としての素養・資質	教育的素養、教員としての素養、教職としての素養、基本的資質、基盤となる資質、基本的資質能力
2. 教職にかかわる実践力	教職の実践、実践力、教職としての専門性、指導力
3. 生徒指導力	生徒指導・教育相談に関すること、生徒指導、生徒指導力
4. 養護の専門的実践力	専門的職務実践力、養護教諭としての専門性、養護教諭としての専門領域、養護教諭の専門領域における職務、専門領域における指導力、養護の実践力に関する事項、保健管理・保健教育等に関すること、養護の実践力に関する事項
5. 連携・マネジメント力	学校運営に関すること、組織運営力、学校組織マネジメント、マネジメント力、組織の運営と参画、同僚・家庭・地域とつながる力、チーム学校、協働力
6. 総合力	総合的人間力、教育業務遂行力、特別支援教育の視点、キャリア教育の視点

表3 育成指標におけるキャリアステージごとのキーワード

キャリアステージ	主なキーワード
第1ステージ	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 初任期</li> <li>* 基礎力の形成</li> <li>* 基礎的な実践力</li> <li>* 基礎形成</li> </ul>
第2ステージ	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 中堅期</li> <li>* ミドルリーダー</li> <li>* 学校保健活動のリーダー</li> <li>* 向上・充実</li> <li>* 実践力向上</li> </ul>
第3ステージ	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 充実期</li> <li>* 運営における中心的な役割</li> <li>* 学校全体への貢献</li> <li>* 広い視野で組織的な運営</li> <li>* 教職員の力量形成を支援</li> </ul>
第4ステージ	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 熟練期</li> <li>* キャリアの成熟</li> <li>* 学校経営の視点</li> <li>* 学校経営への参画</li> </ul>

の意見を更なる検討に活かした。

「危機管理」に関しては賛否の意見があったので理事会で話し合い、いじめや虐待などの発生を未然に防止し、早期発見・早期対応・再発予防に取り組むことは子どもの命を守る養護教諭にとって大きな責務であることから取り上げることとし、養護教諭の独自性を示すために「心身の危機管理」とした。

## 2) 「養護実践基準（案）」の検討の流れ

### (1) 養護実践基準（案）を構成する項目

養護教諭固有の専門性ということで、キャリアステージを意識した育成指標においても資質能力の柱となっていた養護教諭の職務内容（救急処置、健康診断、疾病予防などの保健管理、保健教育、健康相談活動、保健室経営、保健組織活動など）<sup>6)</sup>を参考にして、今回は「保健室経営」「保健管理」「健康相談」「保健教育」「保健組織活動」の5項目と現代的課題である「心身の危機管理」の計6項目を取り上げた。「心身の危機管理」は、いじめや虐待などの発生を未然に防止し、早期発見・早期対応・再発予防に取り組むことは子どもの命を守る養護教諭にとって大きな責務であることから取り上げた。

### (2) 養護実践基準（案）の表示のしかた

できている・できていないを確認するチェックリストのような形になることは避け、何のために、どのようなことを行うのかがわかるように記述することにした。記述の様式は、種々の資料の中でも、各規範について解説を付している点がわかりやすいと思われた「薬剤師綱領 薬剤師行動規範・解説（2018年3月）」<sup>7)</sup>を参考にした。まず、

## 資料2

## 養護実践基準（2019年度案）

養護実践基準は、「養護教諭の倫理綱領」第13条に基づき作成したものである。全ての養護教諭は、教育職員として子どもたちに向き合い、子どもの人格の完成を目指して、子どもの発達保障・健全育成に努めている。養護実践は、社会の変化や子どもの健康課題に応じて変化する。そのため、養護実践基準も、養護実践の実践知を加えて修正しながら、成長させていくものとする。

**保健室経営**：子どもの発達保障・健全育成のために、健康課題の解決に寄与する保健室経営を行う。

- ・子どもの心身の健康の保持増進を図るために、養護教諭の専門性と保健室の機能を生かした保健室経営を行う。
- ・学校の教育目標を踏まえ、学校経営の視点にたった保健室経営を行う。
- ・子どもの発達保障・健全育成に寄与する保健室経営を行う。
- ・教育活動の一環として、計画的・組織的に保健室を経営する。
- ・子どもの生きる力を尊重し、自己実現を支援し、専門的立場から子どもの心身の健康の保持増進に対する考え、方策、手立て、実施状況を可視化し、学校運営に参画する。
- ・保健室経営計画を作成し、関係者に周知するとともに、計画に基づいて実施し、評価改善を行う。
- ・教職員への支援、校内組織の活用、地域社会との連携・協働を通してヘルスプロモーションを推進するための保健室経営を行う。
- ・保健管理、健康相談、保健教育、組織活動、危機管理などを統合して保健室経営を行い、学校経営に寄与するよう取り組む。

**保健管理**：子どもの心身の健康の保持増進のために、学校保健安全法を遵守し、個人あるいは集団の健康を適切に管理するとともに、必要に応じて指導を行う。

- ・養護教諭が行う保健管理は、学校保健安全法等に基づいて行い、学校教育の円滑な実施とその成果の確保に寄与する。
- ・養護教諭は、心身の管理・生活の管理・学校環境の管理について教育的視点をもって計画的・意図的に取り組む。
- ・養護教諭は、子どもの健康課題を発見し、教育的・医学的視点からアセスメントし、健康の保持増進のプロセスを踏まえて、解決を図る。
- ・養護教諭は、学校医・学校歯科医・学校薬剤師や地域の関係機関との連携を図るコーディネーター的役割を果たす。
- ・養護教諭は、保健管理を保健教育につなげ計画的・組織的に推進する。

**健康相談**：生涯にわたる心身の健康の保持増進のために、健康相談を通して問題の解決を図り、子どもの発育・発達を支援する。

- ・養護教諭は、健康相談を通して子どもの心身の健康問題の解決を図り、発育・発達を支援する。
- ・健康相談を通して、子どもが自己理解を深め自分自身で解決しようとする人間的な成長につなげる。
- ・養護教諭は、専門的知識・技術を駆使して児童生徒の多様な訴えを、教育的・保健的・医療的・福祉的な観点から健康相談の必要性の有無を判断し、総合的な相談を行う。
- ・養護教諭は、校内関係者や地域の関係機関等とも連携して組織的に問題解決を図る。

**保健教育**：子ども自身が生涯を通じて健康を適切に管理し改善していく資質や能力を育成するために、保健教育を推進する。

- ・養護教諭は、子どもが自身の健康問題に気づき、理解と関心を深め、自ら積極的に解決していこうとする自主的、実践的な態度を育成する。
- ・養護教諭は、社会や世界の状況を視野に入れ、子どもの実態からとらえたニーズを踏まえた保健教育を、教職員と連携して組織的に推進する。
- ・子どもの発達の段階を踏まえて指導内容の体系化を図り、学校全体で組織的に取り組む体制を確立するための助言を行う。
- ・養護教諭は、関係職員それぞれの特質を生かして指導するようにコーディネーターの役割を果たす。
- ・教職員と連携し、養護教諭の専門性や保健室の機能を活かした指導に参画する。
- ・健康観察、健康相談などの保健管理と関連した指導を実施できるように環境整備する。

**保健組織活動**：子どもの心身の健康の保持増進をはかるために、学校・保護者・地域社会の連携のもと、組織的に保健活動を行う。

- ・養護教諭は、子どもの心身の健康に関わる校務を分掌し、専門的立場から、子どもの発達保障・健全育成のための提言をする。
- ・すべての教職員が共通の認識を持ち、学校保健計画に基づく保健活動を推進することができるように、保健主事と連携しながら、教職員の協働体制を作る。
- ・子どもの健康の保持増進のために、児童生徒保健委員会の指導を行う。
- ・学校における健康の問題を協議し、改善を図るために、学校及び地域保健委員会などの委員会を保健主事とともに企画・運営し、評価し、改善する。
- ・ヘルスプロモーションの理念に基づき、子どもが自らの健康をコントロールし、改善することができるように、学校、家庭、地域の連携を推進し、組織的に支援する。
- ・養護教諭は全教職員、保護者、地域が一体となって取り組む組織活動をコーディネートする。

**心身の危機管理**：子どもの生命及び心とからだ、人権を守るために、事件・事故の発生の未然防止と被害を最小限に抑える迅速な対応及び再発防止を行い、危機管理にかかわる学校運営に参画する。

- ・養護教諭は、子どもが安心して安全に生活できるように、安全な環境を日常的に整備し、危機発生を未然防止する対策を講じる。
- ・発生時においては、被害を最小限にするために、適切かつ迅速に子どもの心とからだのケアを行う。
- ・被害を最小限に抑える対処や現状把握などの具体的方策を、関係者と連携、協力して行う。
- ・危機が一旦収まった後、心のケアや通常の生活の再開への支援を行う。
- ・再発の防止などの具体的な対策について養護教諭の視点から提案する。
- ・管理と教育の両面から危機に対応した取組を行い、子どもの安全を守る組織体制の構築に寄与する。

太枠内に6項目の職務内容に関する実践基準として、「何のために」「何をめざして行うものか」を簡潔に記載し、それぞれの下に「何のために行い、それによってどんな発展につながるのか」という内容を箇条書きで記した。この記述に際しては、本学会が発行している『養護教諭の専門領域に関する用語の解説集<第三版>』<sup>8)</sup>における「保健室経営 (p.21)」「保健管理 (p.26)」「健康相談 (p.28)」「保健組織活動 (p.32)」「危機管理 (p.40)」の定義や解説、文部科学省の各種答申及び文献<sup>9)</sup>を参考にした。

#### 4 中間報告第4報 (第28回学術集会・玉名Web, 2020 (令和2) 年)

##### 1) 「養護実践基準」の検討に関する会員意見募集

2018 (平成30) 年度に続いて2019 (令和1) 年度の学術集会も台風のためにプレコンgress等が計画通りに開催できなくなり、2020 (令和2) 年度は新型コロナウイルス感染拡大のためにWeb開催を余儀なくされた。そこで、2020 (令和2) 年度第1回理事会において、再度「養護実践基準」に対する会員意見を募集することとし、学会誌発送時の文書および学会HPで依頼することにした。加えて、2019 (令和1) 年度の意見募集に応じて下さった3人の会員には理事長から電話にて募集の件を伝え、できればご意見をいただきたい旨の依頼をすることにした。6月末の期限までに3人を含む4人の会員の方からご意見があり、それらは意見募集時の約束通りに2020 (令和2) 年9月発行のハーモニー送付時に同封して全会員に公表した。

主たるご意見は、「第13条の養護実践基準の遵守は、養護実践の根拠をただす(質す)に改訂してはどうか。」「箇条書きの解説ではチェックリストに繋がる。」といった具体案や、「養護実践基準を論じる際の論文は養成教育も含めた広範なものとするべきである。」「小倉学先生の理論、日本学校保健学会「養護教諭の養成教育のあり方」共同研究班の成果、日本教育大学協会全国養護部門のコア・カリキュラムなども参考にする。」「WGには理事以外の会員や外部委員を加えてほしい。」などであった。

##### 2) 第28回学術集会 (玉名Web) での会員意見

第28回学術集会 (2020 (令和2) 年) の学会事業報告 (中間報告第4報) では、今までの経過を報告し、Web会議のチャット機能を活用して「本日の発表に対するご意見」「ハーモニー同封の会員意見についてのご意見」「ご感想」などを伺った。

時間内で発言できる人数は限られるが、チャットは同時に複数の人が書き込めるため、様々なご意見をいただくことができた。「心身の危機管理」に関しては、「心身の危機管理が養護教諭の固有の専門性として取り上げられたことはとても素敵だと思います。養護教諭は、学校の危機に立ち会いやすい職種であり、何年か経験すると学校の中では管理職より危機意識が高くなるのではないかと思います。」「基準が職務の項目に沿っていることが、仕事の評価につながるのではないかという印象を持ちます。『心身の危機管理』は、役割機能を表す言葉として良いと思います。本日の発表にあった、組織マネジメントや健康情報の管理といった役割機能で表すことが、養護教諭の根幹を表す言葉として良いと思います。ただ、項目は多い印象を受けました。」と、賛成のご意見をいただいた。

また、『保健教育』の項目の内容はレベルの高い表現であると思いました。難しくもあり、専門性が高いと思います。

ほかの項目もそうであると思います。」や「6項目の内容の記述が、チェックリストに繋がらないようなものにしていくことは、意見表明の中で、共通する課題であろうと思います。」「コロナ禍の今年、1つの区切りとして決着をつけるのも良いのではないかと思います。」というご意見もいただいた。

さらに、その場でWeb開催により中止になったプレコンGRESの代替として、「会員参加による養護実践基準オンラインミーティング」を11月29日にWeb会議にて開催することを予告し、詳細は学会HPで広告した。

### Ⅲ 学術集会およびオンラインミーティングでのご意見と理事会での検討内容

オンラインミーティングでは、3グループに分かれて、理事が進行役になって6項目やそれぞれの説明内容に関する具体的な修正意見を求めた。

#### 1 養護実践基準に掲げた6項目について

「6項目は、養護実践の内容であり、実践基準になっていないのではないかと。時代を越えて変わらないものとなるように、6項目の上位になるような理念が必要である。」とのご意見や、「多職種連携および子ども自身のヘルスプロモーションに関する事項が不足している。」とのご指摘も受けた。これらのご指摘を受け、上位となる理念および養護の実践に深く関連する『連携』や『ヘルスプロモーション』の視点については、前文の中で解説することにした。育成指標との関連についてのご指摘もあったが、第3報で報告したとおり、枠組みを考える際の参考として検討したものであり、今回の養護実践基準に直接取り入れるものではないことを述べておきたい。また、心身の危機管理については、「心身の危機管理が養護教諭の固有の専門性として取り上げられたことはとてもよい。」「心身の危機管理を入れた6項目について賛同する。」などのご意見を複数いただいた。よって、養護実践基準（案）は提案してきた6項目とした。

#### 2 6項目の下の説明について

各項目の下の説明については、「6項目の下の内容の記述が、チェックリストに繋がらないようなものにすべきである。」「具体的表現と概念的表現が混じっている。」「重複部分がある。」などのご指摘を受けたため、これらの意見を受けて、養護実践として掲げた6つの項目は、すべてのキャリアで共通した基準であること、それぞれが融合し行われていることについては前文の中で述べ、項目下の説明部分からは削除することとした。

#### 3 全体を通して

「初任者であっても経験を持った養護教諭であっても、校種が異なっても、共通した養護教諭が目指すべきものでないといけない。」「現場における実践は、6つの項目で分類できず、いつも領域として重なり合っているようにイメージしている。項目に視点を集約し、コンパクトにするような検討が必要である。」とのご指摘もいただいた。

また、「子どもの発達保障・健全育成については、重要なキーワードであるのでもう少し丁寧な説明が必要である。」「実践は崇高なものである。「業務基準」でもなく「職務基準」でもない。役割を記すためのものではなく、「実践基準」になっているかを深める必要がある。」との考え方に関するご意見はいただいたが、具体的改正案についての提案はなかった。

さらに、「養護実践基準は、『養護教諭の倫理綱領』を網羅したものであるべき。他の条文の内容を反映したものとなるよう、可視化できないか。」とのご意見もあったが、倫理綱領の第13条としての実践基準であるので、倫理綱領を網羅したものにはならないと考えた。

「第13条「実践基準」を入れた理由では、看護師や教諭とも違う養護教諭独自の固有性、専門性、教育性について述べてある。このことを6つの項目でも触れる必要がある。」とのご意見も受け、次のような「養護実践基準（2020年度案）」（資料3）を提案する。

## 資料3

## 養護実践基準（2020年度案）

養護実践基準は、「養護教諭の倫理綱領」第13条に基づき作成するものである。養護教諭は子どもの人格の完成を目指し、子どもの人権を尊重しつつ生命と心身の健康を守り育てる専門職であることから、質の高い養護実践にむけて、養護実践基準をもとに省察して、実践知を共有する必要がある。養護実践基準は、養護（児童生徒の心身の健康の保持増進によって発育・発達の支援を行う教育活動）の実践の基準であり、ヘルスプロモーションの理念に基づき、子どもの心身の健康の保持増進と発達保障・健全育成を目指して行われる実践の基準でもある。

今回作成した養護実践基準は、養護実践の省察を行う際に役立つものであるとの考えから、養護教諭の専門性をいかした固有の職務内容である「保健室経営」「保健管理」「健康相談」「保健教育」「保健組織活動」の5項目と現代的課題である「心身の危機管理」の計6項目を取り上げた。なお、これらは個々に機能するものではなく、日々の実践の中では相互に関わり合い、融合しながら、組織的・計画的に展開されていくものである。

また、養護教諭が教育活動を行っていくには、養護教諭の専門性を生かした（養護教諭ならではの）見方や考え方が必要であり、それらは「指導観、教育観、健康観、子ども観」等として、日々の実践に反映される。つまり、これらの「観」によって、個々の養護教諭の実践は支えられていると言える。その一方で、養護の対象である子どもたちとのかかわりの中で「観」は変化し、再構成されることもある。

養護実践は、社会の変化や子どもの健康課題に応じて変化するものであることから、養護実践基準は様々な養護実践知によって今後も発展するものとする。

1. 子どもの発達保障・健全育成のために、養護教諭の専門性と保健室の機能を活かし、健康の保持増進や健康課題の解決に向けた計画的・組織的に保健室経営を行う。
2. 子どもの心身の健康の保持増進のために、個人あるいは集団の健康状態を把握し、計画的・組織的に保健管理を行う。
3. 生涯にわたる心身の健康の保持増進のために、養護教諭の職の特質と保健室の機能を活かし、関係者との連携を図り、健康相談を行う。
4. 子ども自身が生涯を通じて健康を適切に管理し改善していく資質や能力を育成するために、養護教諭の専門性を活かし、保健教育を行う。
5. ヘルスプロモーションの理念に基づき、子どもの健康の保持増進・健康課題の解決のため、学校・保護者・地域社会の連携のもと、保健組織活動を行う。
6. 子どもの生命及び心とからだ、人権を守るために、疾病や事件・事故の発生の未然防止と被害を最小限に抑える迅速な対応及び再発防止を行い、心身の危機管理を行う。

#### Ⅳ 今後に向けての課題

2015(平成27)年度総会以降、『養護教諭の倫理綱領』を公表し、その周知と理解に努めてきたが、第13条における「養護実践基準」の内容については成案を提示することの難しさがあった。その理由の一つは、2017(平成29)年度学術集会での報告のとおり、養護実践基準は養護実践の基準というよりも、養護の実践の基準という理解であることを意識して検討してきたが、養護教諭がつかさどる「養護」の解説と、「実践」の解説と、「基準」の解説とを組み合わせる端的に表現することの難しさである。また、大雑把な内容では基準の姿が見えなくなる一方で、具体的にすれば内容に縛られてチェックリストになる懸念も生じた。しかしながら、現在の『養護教諭の倫理綱領』第13条(養護実践基準の遵守)において、「養護教諭は、質の高い養護実践を目指し、別に定める養護実践基準をもとに省察し、実践知を共有する。」と規定している以上、本学会には養護実践基準とはいかなるものかを提示する責任がある。そこで、本稿では2016(平成28)年度以降の検討経緯をふまえた「養護実践基準(2020年度案)」を示したが、今後に向けては次のような検討課題があるだろう。

- ① 養護実践基準の項目の変更、追加
  - ・6項目の分類のままよいか。
  - ・「保健教育」「保健管理」の項目を合わせ、関連させた内容にするか。
- ② 『養護教諭の倫理綱領』第13条の見直し
  - ・第13条の「養護実践基準の遵守」を変更するか。
  - ・「別に定める養護実践基準」という箇所を変更するか。

以上、第Ⅷ期理事会としての総括的な報告とし、上記検討課題への対応は法人化後の新たな役員・委員会体制に期待したい。

#### 文献

- 1) 鎌田尚子他：学会活動報告「養護教諭の倫理に関する規定の検討委員会報告－養護教諭の倫理綱領(案)の作成と共通理解をめざして－、日本養護教諭教育学会誌, 14(1), 85-98, 2011
- 2) 日本養護教諭教育学会：養護教諭の専門領域に関する用語の解説集(第二版), 6, 2012
- 3) 日本養護教諭教育学会：養護教諭の専門領域に関する用語の解説集(第二版), 11, 2012
- 4) 消防庁長官：救急業務実施基準, 2017
- 5) 日本看護協会：看護業務基準2016年改訂版, 2016
- 6) 中央教育審議会：「子どもの心身の健康を守り、安全・安心を確保するために学校全体としての取組を進めるための方策について」(答申), 2008年1月17日
- 7) 日本薬剤師会：薬剤師行動規範・解説, 2018
- 8) 日本養護教諭教育学会：養護教諭の専門領域に関する用語の解説集(第三版), 2019
- 9) 文部科学省：教職員のための子どもの健康相談及び保健指導の手引, 2011

## 査読へのご協力ありがとうございました

日本養護教諭教育学会誌に投稿された論文は多くの先生方のご協力により査読を行っています。

第22巻第1号（2018年9月）～第24巻第2号（2021年3月）の査読は以下の先生方にご協力いただきました。ご多用のところ、快くお引き受けくださり、適切なお助言を賜りましたことに心より感謝し、ここにお名前を記させていただきます。

（五十音順 敬称略）

青柳 千春	新谷ますみ	有賀美恵子	稲垣 尚美	今野 洋子	大川 尚子
岡本 啓子	沖西紀代子	笠巻 純一	鎌田 尚子	上村 弘子	亀崎 路子
古賀由紀子	小室 美里	斉藤ふくみ	鈴木 薫	鈴木 裕子	高田恵美子
高橋 雅恵	丹 佳子	塚原加寿子	津島 愛子	津田 聡子	角田智恵美
照井 沙彩	留目 宏美	中下 富子	中村 恵子	平井 美幸	松枝 睦美
山田小夜子	山崎 隆恵	湯原 裕子	世一 和子		

日本養護教諭教育学会理事長

後藤ひとみ

日本養護教諭教育学会編集委員長

松永 恵

## 編集後記

2020（令和2）年は、新型コロナウイルス感染症に覆い尽くされた日々でした。編集委員として、投稿論文数の減少を心配しましたが、杞憂に終わりました。例年を上回る数の論文をご投稿いただき、ありがとうございました。個人的には、クリニカル・クエスチョンに対する構え、リサーチ・クエスチョンの立て方についてお話をさせていただく機会を複数回、頂戴しました。異例づくしの新型コロナ禍にあっても（あるいは、異例の状況に身をおいているからこそ）、内に芽生えた疑問や困り感、問題意識を研究活動につなげたいと考えていらっしゃる方々との出会いは、心高ぶるものです。リスク社会論の巨頭の一人、アンソニー・ギデنزは次のような論を展開しています。～（以下、要約）現代は、知への信頼が低下した不安社会である。だが、様々な情報を収集、吟味し、知識に対する技能を高めることのできる市民は自ら能動的に、知への信頼を形成ないしは再形成し（＝「政治化」し）、「積極的信頼」を獲得していくことができる。～ リスク社会への処方箋の一つとして、一人ひとりが知的探求を続けていくことを展望したギデنز論は、私の人間観、社会観、教育観を形成する理論の一部です。会員の皆様は、研究活動をどのように意味づけ、どのような意義を見出しておられるでしょうか。本誌が、皆様の日々の実践と研究活動の関係を編みなおすきっかけになったり、研究活動を前進させる刺激になったり、養護教諭教育に関するさらなる議論を喚起したり、皆様をつなぎ合わせる接点・接面媒体になることを心より祈念しています。（留目 宏美）

### 編集委員

委員長 松永 恵（茨城キリスト教大学）	小室 美里（常磐大学高等学校）
委員 青柳 千春（高崎健康福祉大学）	加納 亜紀（就実大学）
今野 洋子（北翔大学）	齊藤ふくみ（関西福祉科学大学）
鎌田 尚子（女子栄養大学名誉教授）	津島 愛子（岡山大学大学院）
田村真由子（大阪市立堀川小学校）	照井 沙彩（札幌市立星置東小学校）
留目 宏美（上越教育大学大学院）	中西 美貴（札幌市立篠路小学校）
中川 優子（藤沢市立鶴沼中学校）	山内 愛（岡山大学大学院）
平井 美幸（大阪教育大学大学院）	
山崎 隆恵（北海道教育大学札幌校）	

### 日本養護教諭教育学会誌 第24巻第2号

Journal of Japanese Association of *Yogo* Teacher Education Vol.24, No.2

2021年3月31日発行（会員頒布・非売品）無断転載を禁ずる

発行所：日本養護教諭教育学会（<http://yogokyoyu-kyoiku-gakkai.jp/>）

事務局 〒448-8542 刈谷市井ヶ谷町広沢1 愛知教育大学養護教育講座 後藤研究室内

TEL&FAX：0566-26-2491

（郵便振替）00880-8-86414

E-mail：JAYTEjimu@yogokyoyu-kyoiku-gakkai.jp

代表者：後藤ひとみ

印刷所：文明堂印刷株式会社 本社（〒239-0821 横須賀市東浦賀1-3-12）

TEL 046-841-0074 FAX 046-841-0071 E-mail bp@bunmeidou.co.jp

**JOURNAL OF JAPANESE ASSOCIATION  
OF  
YOGO TEACHER EDUCATION  
(J of JAYTE)**

CONTENTS

**Foreword**

Hitomi GOTO

The process by which JAYTE became a general incorporated association and its mission as an academic organization ..... 1

**Research Report/ Research Grant**

Hiroimi SHIKANO, Yuko KAMAZUKA, Chikage SAITO

Practicing an Educational Program to Better Understand the “Essence of *Yogo*” in *Yogo* Teacher Education: A Pilot Study  
: A *Yogo* Teacher’s Experience ..... 3

**Practical Paper**

Tomoko EBIHARA, Fukumi SAITO

Examining the Proposed Health Guidance Plan for Undergraduate 4th Year Students in the *Yogo* Teacher Training  
Course at the Faculty of Education  
: Proposal of Health Guidances for Continuous Behavioral Changes in Children ..... 15

**Investigation Paper**

Ayako TSUCHIYA, Hiroimi TODOME

Professional Duties of *Yogo* Teachers in Elementary School Based on Time Study Data  
: Getting Busy from the Viewpoint of Time ..... 27

**Report on the 28th Conference of the Japanese Association of *Yogo* Teacher Education** ..... 37

**Announcement** ..... 65